

# 企業の多様な資金調達手法に関する実態調査

## 調査報告書

2022年3月



# 目次

(1) 背景・目的	1
(2) アンケート調査の実施要領	1
(3) アンケート調査の回答結果	1
<b>1. ABL の融資実績</b>	<b>2</b>
Q1. ABL の融資実績	2
Q2. ABL の市場規模と内訳	4
Q3. 令和3年3月末時点の融資残高	7
Q4. 融資先の業種別の融資件数	8
Q5. 融資先の企業区分別の融資件数	9
Q6. 担保種類別の融資件数と融資実行額	10
Q7. 担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額	13
Q8. 融資期間別の融資件数と融資実行額	14
Q9. 取引先企業の信用状況	15
Q10. ABL 実施時点における「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地	16
Q11. ABL を実施した主な取引先企業のイメージ	17
<b>2. ABL の実施方針・体制</b>	<b>19</b>
Q12. ABL の実施方針	19
Q13. 今後の ABL の実施方針	20
Q14. ABL を強化・維持、今後取り組む理由	22
Q15. ABL を縮小、今後取り組まない理由	23
<b>3. ABL の推進に向けた取り組み</b>	<b>25</b>
Q16. ABL 案件発掘時の課題	25
Q17. 担保価値評価時の課題	26
Q18. 担保設定時の課題	27
Q19. 一般担保として取り扱うに当たっての課題	28
Q20. ABL の管理・モニタリングに関する課題	29
Q21. 担保物件の換価処分に関する課題	31
Q22. 民法改正後の債権を担保とした取組み方針	32
Q23. 民法改正後も方針が変わらない理由	33
Q24. ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権	34
Q25-1. 対抗要件の具備方法（特定動産）	35
Q25-2. 対抗要件の具備方法（集合動産）	36
Q25-3. 対抗要件の具備方法（特定債権）	37
Q25-4. 対抗要件の具備方法（集合債権）	38
Q26. 譲渡登記制度の課題	39
<b>4. ローカルベンチマークについて</b>	<b>40</b>
Q27. ローカルベンチマークの認知度	40
Q28. ローカルベンチマークに関する情報の閲覧内容	41
Q29. ローカルベンチマークの活用状況	42
Q30. ローカルベンチマークを利活用している職員の割合	45
Q31. ローカルベンチマークの活用目的	46
Q32. ローカルベンチマークの活用パート	46

Q33. ローカルベンチマークの活用状況.....	47
Q36. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況.....	47
Q37. ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果.....	48
Q38. ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果.....	49
Q41. ローカルベンチマークを活用しない理由.....	50
Q42. ローカルベンチマークを活用したいと思う制度やツール等.....	51
Q43-1. ローカルベンチマークの活用方法に関する課題.....	51
Q43-2. ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題.....	52
Q43-3. ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題.....	52
Q45. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策.....	53
Q46. 事業性評価シートの活用状況.....	54
Q47. 事業性評価シートの提示状況.....	55
Q48. 地域企業を支援する際に活用している公的なツール等.....	55
<b>5. FINTECH（フィンテック）の融資・審査への活用.....</b>	<b>56</b>
Q50. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組み.....	56
Q51. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた実施（検討）体制.....	57
Q52. FinTech（フィンテック）を活用して得られるデータの融資・審査への活用（検討）状況.....	57
Q53. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用における課題.....	58
Q54. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果.....	59
Q55. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討しない理由.....	60
<b>6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について.....</b>	<b>61</b>
Q56. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント.....	61
Q57. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客応対の変化.....	62
Q58. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化.....	63
Q59. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し.....	64
Q60. 具体的に提供している非接触型サービス.....	65
Q61. 非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直しを実施していない理由.....	65
Q62. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech等への関心や取り組みの向上について.....	66
<b>7. インターネットバンキングの普及・推進状況.....</b>	<b>67</b>
Q63. インターネットバンキングの利用状況.....	67
Q64. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策.....	68
Q65. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題.....	69
Q66. 法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用の推進状況.....	70
<b>8. 手形小切手電子化・電子記録債権の取組について.....</b>	<b>71</b>
Q67. 現在着手している金融機関の取組事項.....	71
Q69. 電子記録債権を普及させるための課題.....	72
<b>9. 参考資料.....</b>	<b>73</b>

### (1) 背景・目的

我が国の産業金融においては、依然として銀行貸出を中心とした間接金融のプレゼンスが大きく、中堅・中小企業への資金供給は、今後も引き続き間接金融を中心として行われるものと見込まれる。従って、今後も、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い。

こうした状況において、金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、間接金融の機能強化が図られる中で、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産（在庫、売掛債権等）を担保とする「動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）」（以下、「ABL」）の普及促進が図られ、金融機関における取組みが普及してきた。

また、近年ではFinTech（フィンテック）を活用した新たな融資手法の実用化が進み、我が国の金融をとりまく環境は急速に変化しつつある。こうした取組みの普及状況を明らかにし、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策を検討することも重要となっている。

本調査では、「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」として、ABLならびにFinTechを活用した新たな資金調達手法等の利用実態を把握しつつ、その効果や課題を明らかにすることを目的として、金融機関等へのアンケート調査を実施した。また、実際に金融サービスを提供する金融機関に対し、アンケートだけでは明確にならない実態について直接ヒアリングを実施した。

### (2) アンケート調査の実施要領

- ・調査名称：企業の多様な資金調達手法に関する実態調査
- ・調査対象：ABLの貸し手として期待される金融機関 603社
- ・調査方法：郵送による送付、郵送及びメールによる回収
- ・調査期間：2021年12月14日（発送）～2022年1月12日（回収締切）
- ・有効回答：473社（有効回答率：78.4%）

### (3) アンケート調査の回答結果

金融機関の業態別の回答件数を表1に示す。

表1. 回答件数（業態別）

No.	業態	2021年		2020年	2019年	2018年	2017年
		件数(n)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
1	都市銀行、信託銀行	5	1.1	1.0	1.8	1.8	1.2
2	地方銀行	44	9.3	9.2	7.8	8.9	9.8
3	第二地方銀行	26	5.5	6.6	5.5	6.7	6.1
4	信用金庫・信金中央金庫	229	48.4	46.0	50.1	47.6	45.7
5	信用組合	119	25.2	23.8	23.4	24.0	25.4
6	政府系金融機関	5	1.1	1.3	0.9	0.8	1.0
7	系統金融機関	41	8.7	11.3	8.0	8.7	9.8
8	その他の銀行	4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.8
9	その他	0	0.0	0.0	1.4	0.6	0.4
	全体	473	100	100	100	100	100

※2020年以降、調査対象から「カード会社等(その他)」を除外した。

※2020年以降、調査対象に「労働金庫(系統金融機関)」を加えた。

## 1. ABL の融資実績

### Q1. ABL の融資実績

ABL の融資実績の推移を見ると、「2020 年度までに ABL の融資実績がある」と回答した金融機関が全体の 7 割を超える結果となった。

業態別では、第二地方銀行、政府系金融機関では 100.0% となった。また、信用金庫・信金中央金庫において、2020 年度中に初めて融資を実施したという回答が確認できた。

図 1. ABL の融資実績の推移

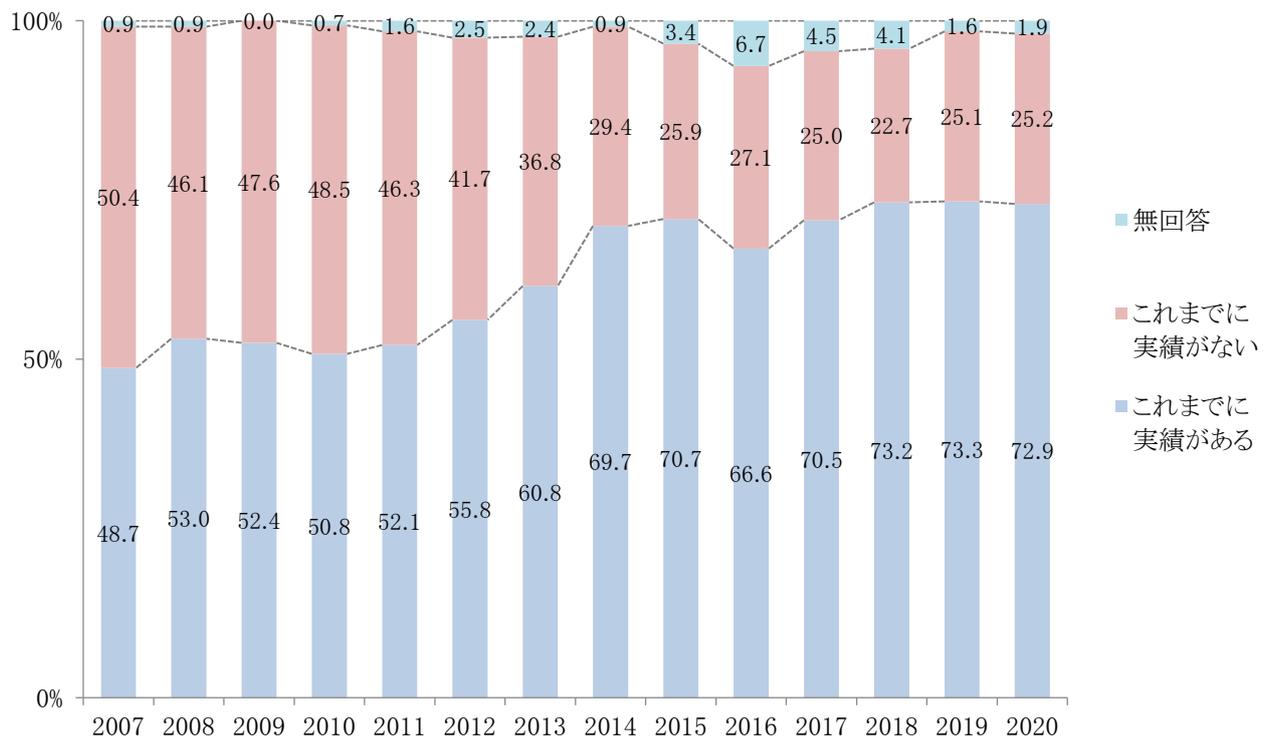


図 2. ABL の融資実績（業態別）2020 年度

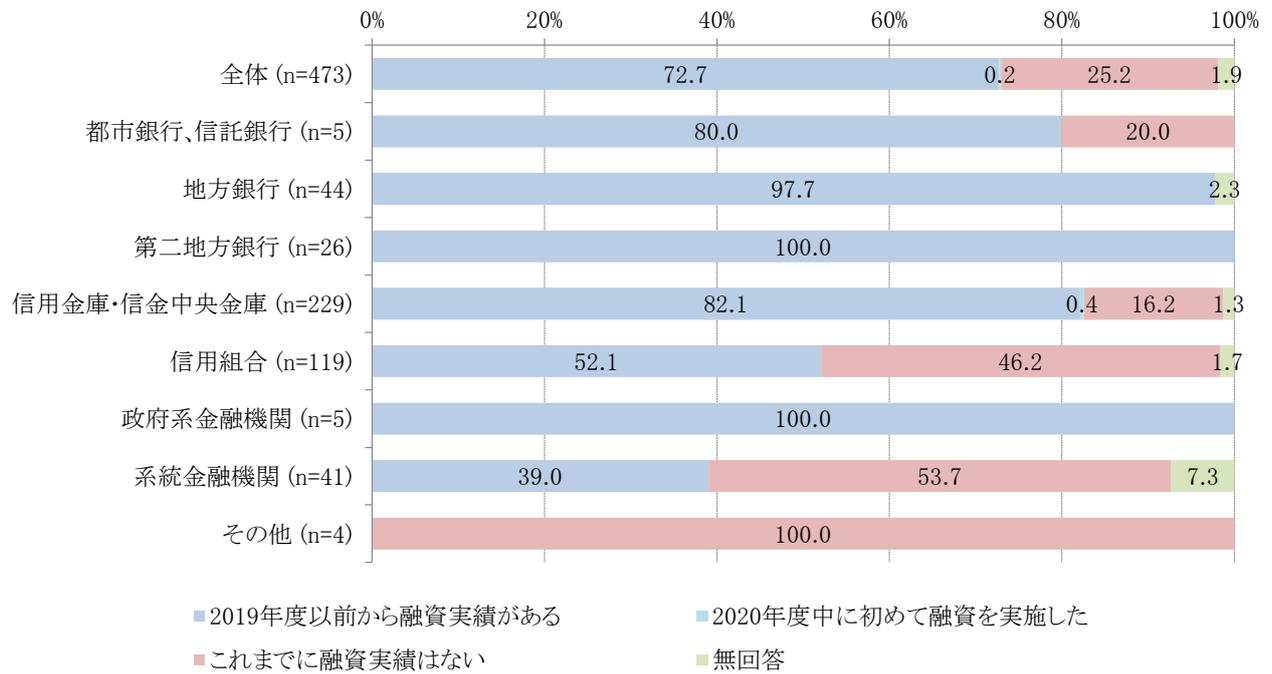
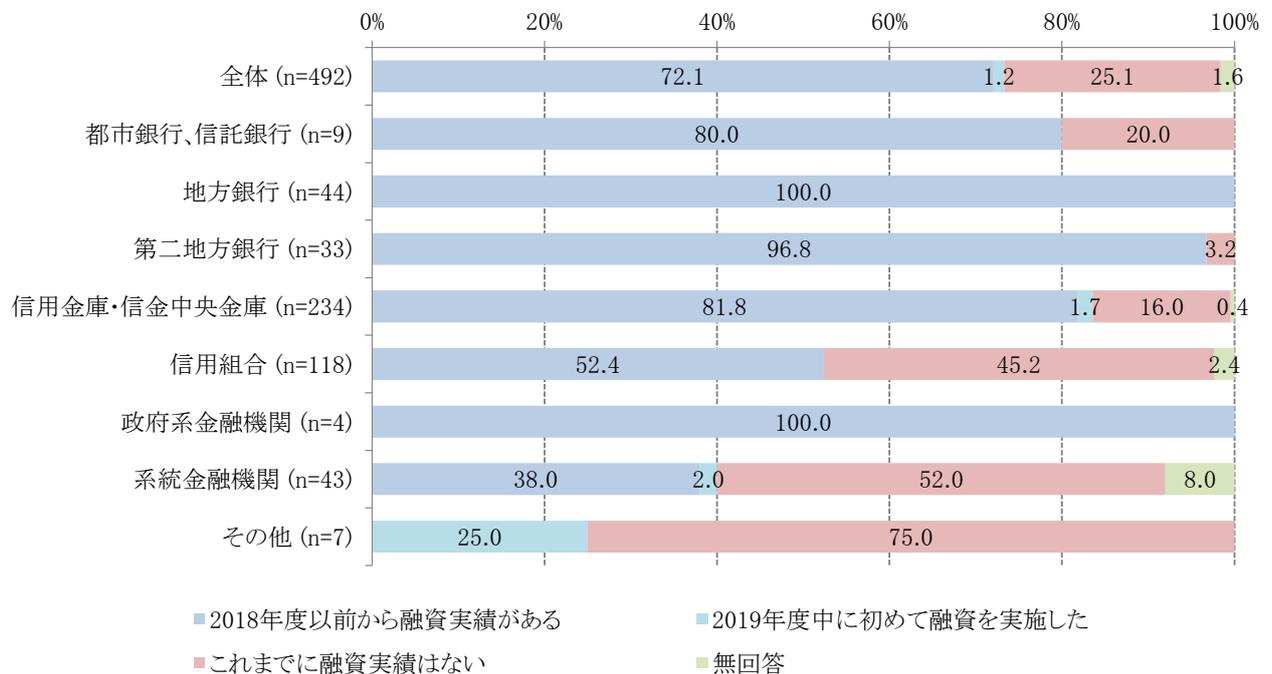


図 3. ABL の融資実績（業態別）2019 年度

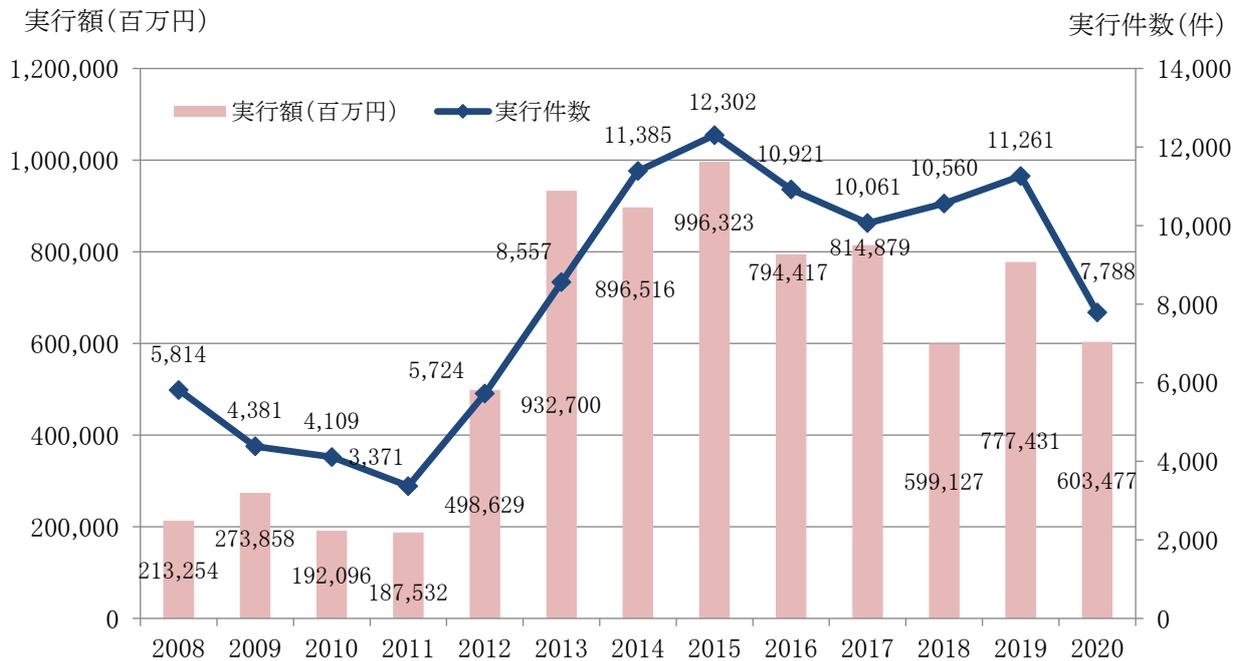


## Q2. ABL の市場規模と内訳

2020年度のABLの実行総数は「7,788件」、実行総額は「603,477百万円」であった。2009年度以来減少を続けていた実行件数は2012年度以降大きく増加し、2015年度は実行総数、実行総額ともに調査開始以来最大となったが、2016年度、2017年度は減少し、2018年度、2019年度では一旦増加したものの、2020年度は再び減少している。昨年（2019年度）調査と比較すると、1,740億円あまり減少している。

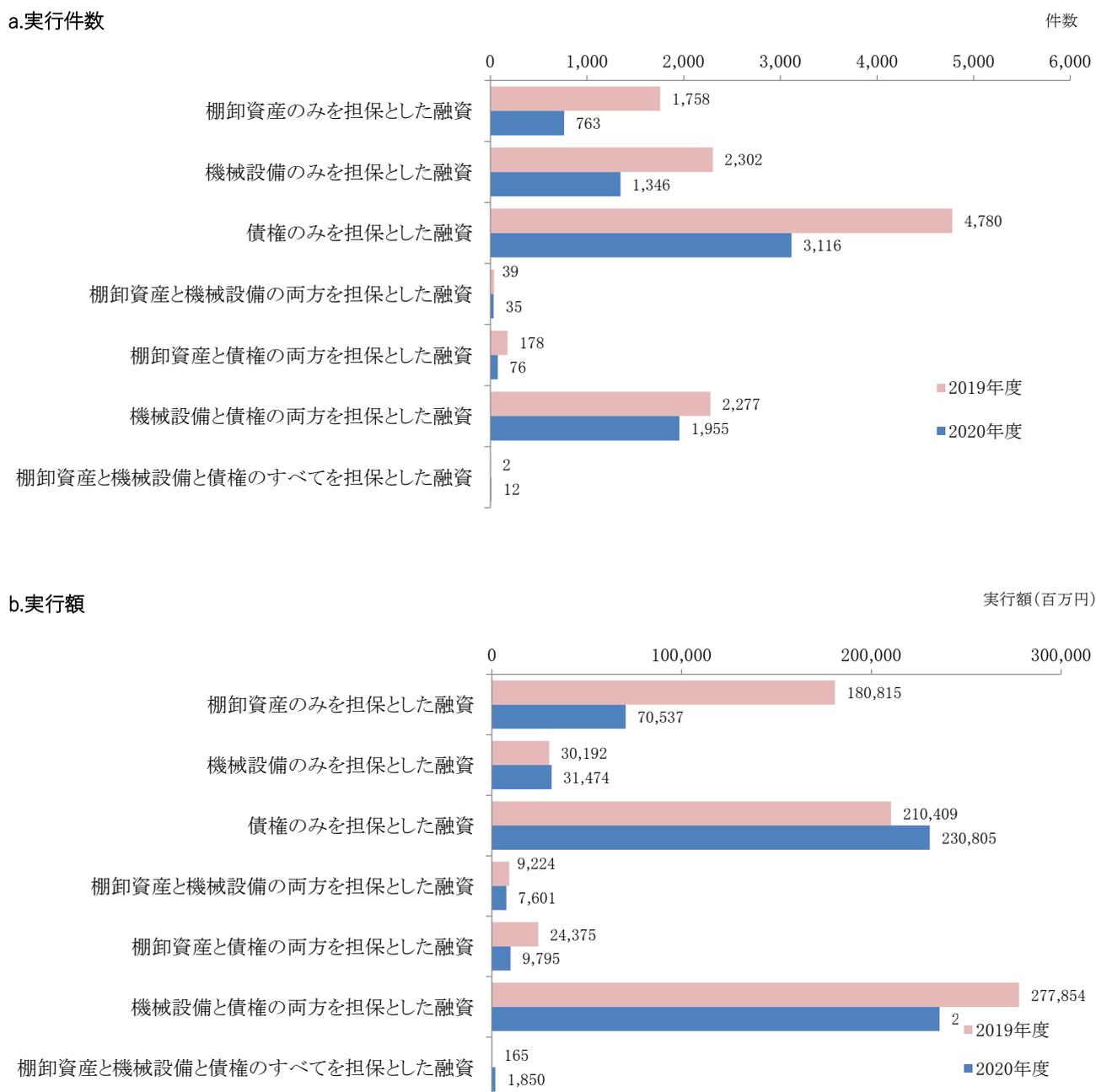
ABL 実行件数・実行金額とも前年対比で減少しているが、この背景として、①新型コロナウイルス感染拡大に対応するための各種補助金や政府系金融機関による融資の拡充により資金調達環境が改善するなか、ABLを含むプロパー融資が減少した、②太陽光発電市場が飽和状態のなか、太陽光発電設備や売電債権を対象とするABLが減少傾向にある、といった声が聞かれている。

図 4. ABL の実績推移（2008年度～2020年度）



担保種類別（大分類）の ABL の実行件数および実行額<sup>1</sup>は図 5 に示すとおり、実行件数では「債権のみを担保とした融資」が 3,116 件と最も多く、次いで「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が 1,955 件となった。昨年（2019 年度）調査と比較すると、「債権のみを担保とした融資」が 1,664 件減少、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が 322 件減少した。一方、実行額では、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」が 235,963 百万円と最も多く、次いで「債権のみを担保とした融資」が 230,805 百万円となった。昨年（2019 年度）調査と比較すると、「棚卸資産のみを担保とした融資」が大きく減少し、「機械設備と債権の両方を担保とした融資」と「棚卸資産と債権の両方を担保とした融資」が減少した一方で、「債権のみを担保とした融資」は実行額が増加した。

図 5. 担保種類別（大分類）の ABL の実行件数と実行額



<sup>1</sup>ABL の実行件数、実行額については、担保種類別をはじめとした各種内訳で未回答が含まれるため、内訳の合計は必ずしも全体と一致しない（例えば、プロパー案件とシンジケート案件の合計は ABL 全体と一致しない）。

次に、業態別で見ると、実行件数では信用金庫・信金中央金庫の実行件数が2,568件と最も多く、次いで地方銀行が2,363件となった。一方実行額では、地方銀行が287,457百万円と最も多かった。

また、ABL全体のうち、信用保証協会のABL保証を受けていない「プロパー案件」と他行との協調融資である「シンジケート案件」の内訳で見ると、「プロパー案件」は実行件数6,717件、実行額449,777万円となっており、件数ではABL全体の86.2%、実行額では74.5%を占めている。業態別では、信用金庫・信金中央金庫の実行件数が2,266件と多く、地方銀行の実行額が249,682百万円と多かった。一方、「シンジケート案件」は実行件数193件、実行額84,236百万円となっている。業態別では、地方銀行の実行件数が71件、実行額が32,005百万円と各々多かった。昨年(2019年度)調査と比較すると、プロパー案件、シンジケート案件ともに実行件数、実行額ともに減少した。

なお、業態別では都銀の減少幅が大きい。この点につき、シンジケート案件について、大型の設備投資の見送りにより減少したとの声が聞かれた。

表2. 業態別 ABL 実績件数・実行額

【2020年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)
都市銀行、信託銀行	3	91	82,179	903	3	78	67,005	859	3	18	23,432	1,302
地方銀行	38	2,363	287,457	122	35	1,988	249,682	126	24	71	32,005	451
第二地方銀行	25	622	82,509	133	24	537	65,007	121	12	30	14,016	467
信用金庫・信金中央金庫	172	2,568	106,083	41	142	2,266	85,666	38	78	60	8,589	143
信用組合	53	627	21,976	35	43	422	22,238	53	28	2	2,037	1,019
政府系金融機関	4	1,067	9,669	9	3	1,031	5,880	6	1	11	3,957	360
系統金融機関	14	450	13,604	30	10	436	12,413	28	5	1	200	200
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	309	7,788	603,477	1,273	260	6,758	507,891	1,230	151	193	84,236	3,941
	(ABL全体に占める割合)				86.8%	84.2%			2.5%	14.0%		

【2019年度】

業態	全体				うちプロパー案件				うちシンジケート案件			
	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)	機関数	件数	実行額 (百万円)	1件あたり 実行額 (百万円)
都市銀行、信託銀行	3	136	146,134	1,075	3	126	105,134	834	3	18	74,364	4,131
地方銀行	40	2,916	284,642	98	38	2,455	243,815	99	22	52	40,122	772
第二地方銀行	29	1,024	134,384	131	28	792	92,559	117	18	48	36,739	765
信用金庫・信金中央金庫	167	3,774	122,285	32	137	3,286	98,061	30	81	115	11,078	96
信用組合	54	889	44,731	50	47	677	40,741	60	24	35	3,328	95
政府系金融機関	4	1,815	24,060	13	3	1,756	17,113	10	2	16	6,032	377
系統金融機関	18	573	20,331	35	12	551	15,957	29	6	11	3,308	301
その他	1	134	865	6	1	134	865	6	0	0	0	0
合計	316	11,261	777,431	1,441	269	9,777	614,245	1,186	156	295	174,971	6,537
	(ABL全体に占める割合)				86.8%	79.0%			2.6%	22.5%		

### Q3. 令和3年3月末時点の融資残高

令和3年3月末時点の融資残高について、ABL全体は「2,738,171百万円」で、業態別では、地方銀行が「1,256,659百万円」と最も大きく、ABL全体の45.9%を占めた。昨年（2019年度）調査と比較すると、地方銀行が占める割合は4.0ポイント程度増加している一方で、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行のABL全体の融資残高が減少している。

プロパー案件はABL全体の76.8%にあたる「2,101,769百万円」、シンジケート案件は、ABL全体の17.4%にあたる475,405百万円となった。

ABL全体の融資残高は、プロパー案件（ABL保証なし）、シンジケート案件に加え、ABL保証付き案件を含める為、プロパー案件とシンジケート案件の合計と一致しない。

（※）2019年度の都市銀行、信託銀行の「プロパー案件の融資額」において、内訳不明のために最大62,840百万円が未計上であった。

表 3. ABL 融資残高

#### 【2020年度】

業態	機関数	ABL全体		うちプロパー案件	うちシンジケート案件
				(百万円)	(百万円)
都市銀行、信託銀行	3	578,673	21.1%	333,998	283,111
地方銀行	37	1,256,659	45.9%	1,042,321	112,224
第二地方銀行	26	359,838	13.1%	297,950	41,367
信用金庫・信金中央金庫	176	338,708	12.4%	260,594	15,766
信用組合	57	132,536	4.8%	115,376	6,855
政府系金融機関	3	48,391	1.8%	33,401	12,696
系統金融機関	15	23,367	0.9%	18,130	3,386
その他	0	0	0.0%	0	0
合計	317	2,738,171	100.0%	2,101,769	475,405
(ABL全体に占める割合)				76.8%	17.4%

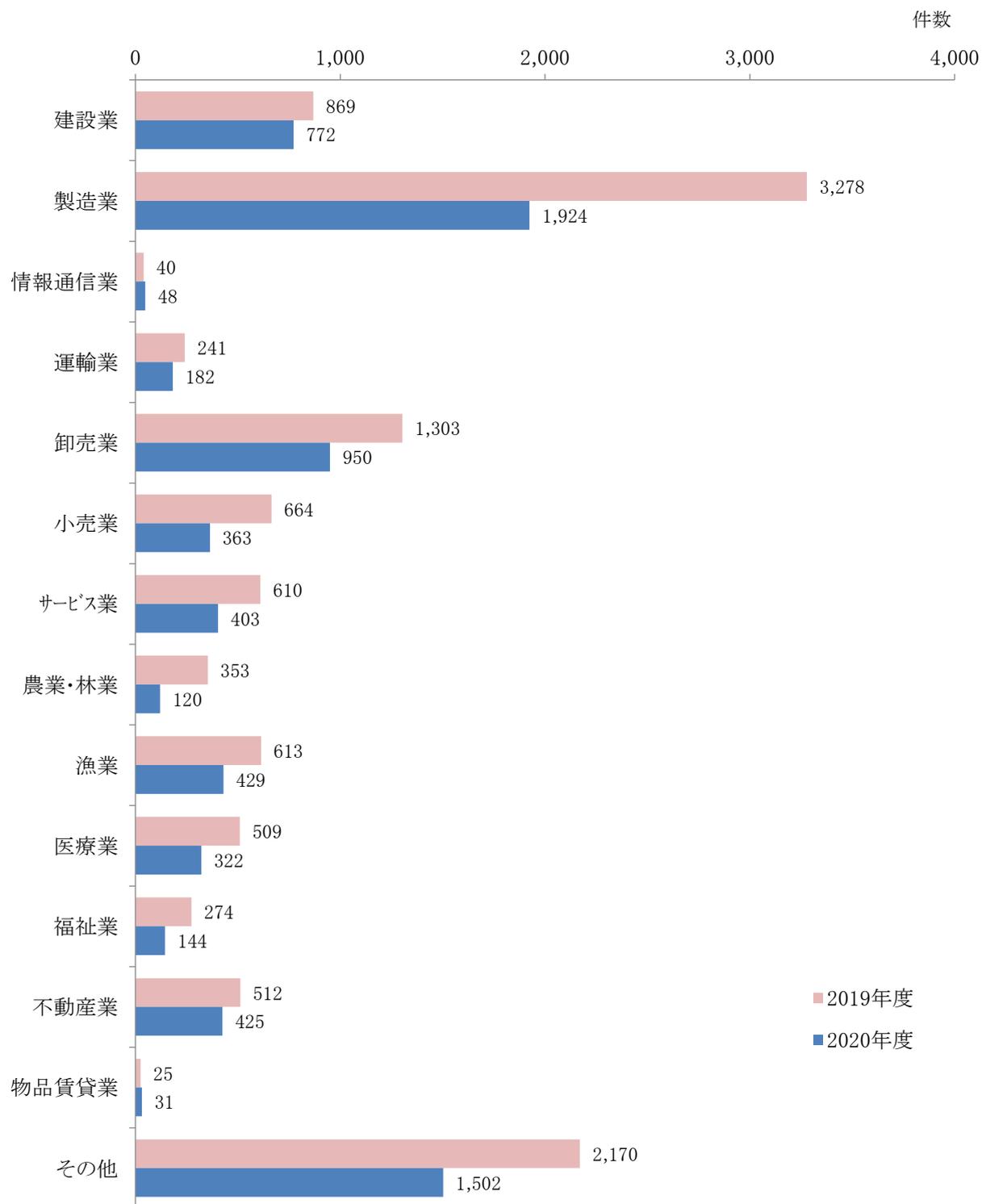
#### 【2019年度】

業態	機関数	ABL全体		うちプロパー案件	うちシンジケート案件
				(百万円)	(百万円)
都市銀行、信託銀行	3	605,841	22.7%	197,365	286,848
地方銀行	39	1,118,312	41.9%	936,465	83,239
第二地方銀行	29	386,488	14.5%	323,070	51,041
信用金庫・信金中央金庫	180	347,006	13.0%	296,145	18,661
信用組合	54	119,906	4.5%	110,002	9,329
政府系金融機関	4	60,617	2.3%	45,551	9,706
系統金融機関	20	34,010	1.3%	24,558	6,660
その他	0	0	0.0%	0	0
合計	329	2,672,179	100.0%	1,933,156	465,484
(ABL全体に占める割合)				72.3%	17.4%

#### Q4. 融資先の業種別の融資件数

融資先の業種別の融資件数について、「製造業」が1,924件と最も多く、全体の25.3%を占めた。昨年(2019年度)調査と比較すると、業界を問わず総じて融資件数が減少しているが、「情報通信業」と「物品賃貸業」では微増であった。

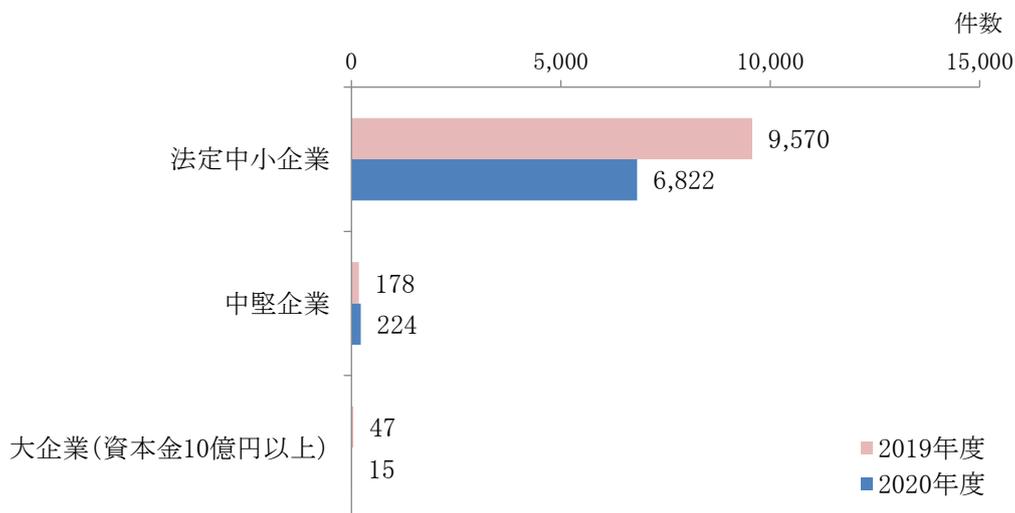
図 6. 融資先の業種別の融資件数



#### Q5. 融資先の企業区別の融資件数

融資先の企業区別の融資件数について、「法定中小企業<sup>2</sup>」が6,822件と最も多く、全体の96.6%を占めた。「中堅企業（法定中小企業及び大企業（資本金10億円以上）に当てはまらないもの）」が224件、「大企業」が15件となった。

図7. 融資先の企業区別の融資件数



<sup>2</sup>法定中小企業とは中小企業基本法に基づき、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいう。

- 小売業 … 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 … 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 … 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 … 資本金3億円以下または従業員300人以下

#### Q6. 担保種類別の融資件数と融資実行額

担保種別の融資実行件数と実行額について、融資実行件数、融資実行額ともに動産では「太陽光発電設備」が2,055件、247,118百万円と最も多く、債権では太陽光発電に伴うと推測される「売電債権」が2,013件、182,642百万円と最も多く、動産、債権とも太陽光発電に関連した融資が引き続き多くなっている。

また、債権では「売電債権」に次いで、融資実行件数では「電子記録債権」が1,111件となったが、融資実行額では「売掛債権」が76,681百万円となっている。

昨年(2019年度)調査と比較すると、融資件数、融資実行額ともに総じて減少していることから、「太陽光発電設備」についても、融資件数、融資実行額ともに昨年を下回っている。

表4. 動産担保種類別(小分類)の融資件数と実行額

【2020年度】

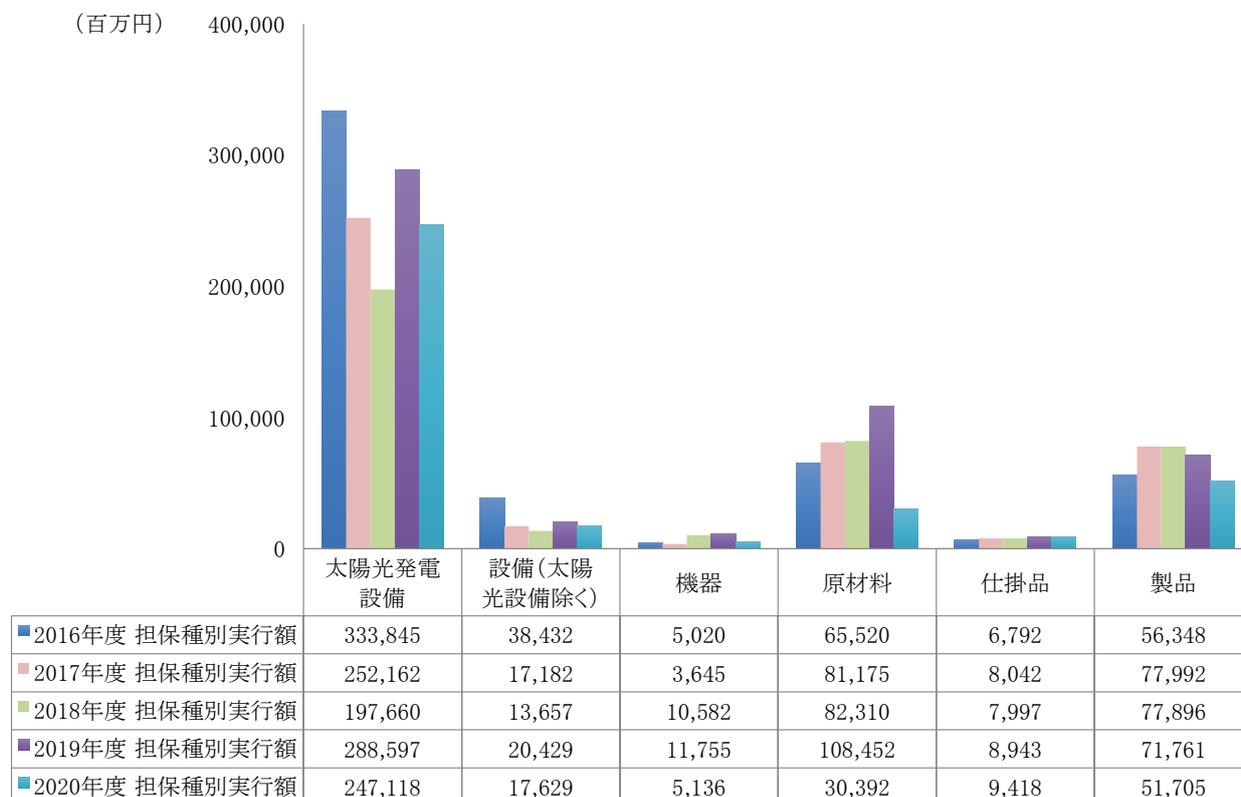
担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	39	3,879
	業務用車両	15	773
	太陽光発電設備	2,055	247,118
	その他設備	174	12,977
機器	厨房機器	1	14
	医療機器	1	31
	OA機器、什器等	2	1,496
	その他の機器	30	3,595
原材料	鉄、非鉄、貴金属	20	4,087
	天然素材	5	290
	家畜(肉用牛、豚等)	108	13,502
	家畜(生産用)	5	562
	冷凍水産物	41	8,612
	その他の原材料	70	3,339
仕掛品	仕掛品	364	9,418
製品	衣料品	69	8,483
	ブランド品	55	8,732
	酒類	32	1,593
	食品	131	7,286
	家電	9	865
	DIY用品	1	50
	自動車	28	3,533
	その他の製品	271	21,163
債権	売掛債権	1,072	76,681
	売電債権	2,013	182,642
	介護報酬債権	156	9,327
	診療報酬請求債権	296	30,796
	工事請負代金債権	27	1,694
	電子記録債権	1,111	4,807
	リース債権/割賦債権	74	37,748
	その他の債権	155	46,740

【2019年度】

担保の種類		実行件数	実行額(百万円)
設備	工作機械、建設機械	60	4,040
	業務用車両	28	1,211
	太陽光発電設備	2,329	288,597
	その他設備	197	15,178
機器	厨房機器	1	3
	医療機器	4	343
	OA機器、什器等	5	2,490
	その他の機器	40	8,919
原材料	鉄、非鉄、貴金属	138	10,127
	天然素材	13	136
	家畜(肉用牛、豚等)	288	28,891
	家畜(生産用)	8	3,636
	冷凍水産物	205	45,094
	その他の原材料	156	20,568
仕掛品	仕掛品	417	8,943
製品	衣料品	77	9,047
	プラト'品	52	13,050
	酒類	64	1,399
	食品	135	9,293
	家電	9	768
	DIY用品	2	150
	自動車	33	6,678
	その他の製品	336	31,376
債権	売掛債権	1,356	88,697
	売電債権	2,584	279,100
	介護報酬債権	279	12,441
	診療報酬請求債権	504	19,323
	工事請負代金債権	40	1,882
	電子記録債権	2,145	11,702
	リース債権/割賦債権	57	16,298
	その他の債権	124	38,474

動産担保種類別（中分類）では、太陽光発電設備<sup>3</sup>を担保とした融資実行額は2016年度をピークに減少傾向をたどり、2019年度は増加に転じたが、2020年度は減少に転じている。

図 8. 融資実行額の推移（動産担保種類別（中分類））

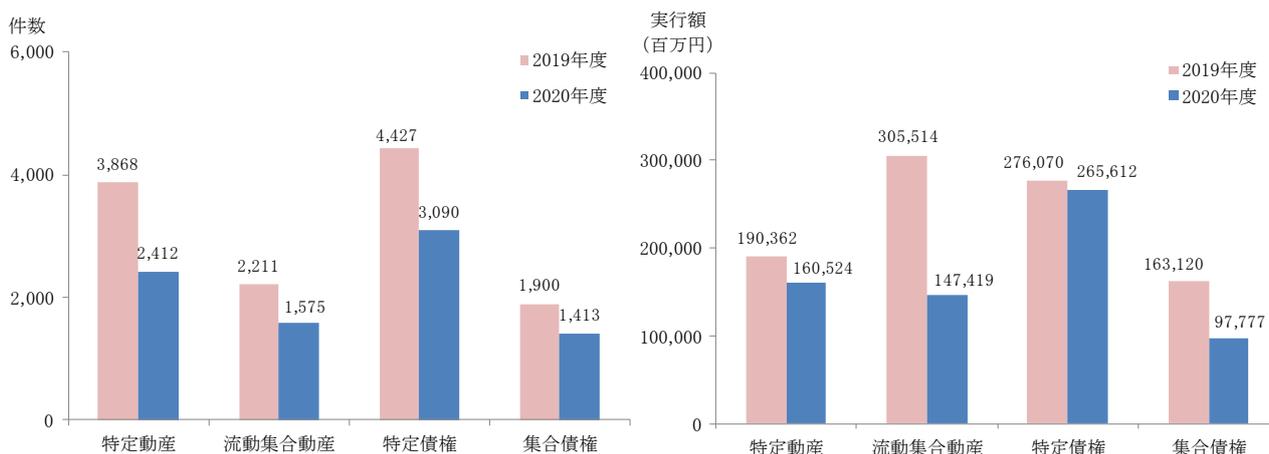


<sup>3</sup> 太陽光発電に関しては、「減少傾向は売電価格の下落であろう。そもそもの投資意欲の減退とみている（地方銀行）」、「売電価格の下落に加えて、令和4年7月より施行される「廃棄等費用積立ガイドライン」も逆風なるであろう（第二地方銀行）」という声が聞かれた。

### Q7. 担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額

担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額について、件数では「特定債権」を対象とした融資が3,090件と最も多く、実行額でも「特定債権」を対象にした融資が265,612百万円と最も多かった。昨年（2019年度）調査との比較では、総じて実行件数・実行額ともに減少しているが傾向は変わらなかった。

図9. 担保の特定方式ごとのの融資件数と融資実行額



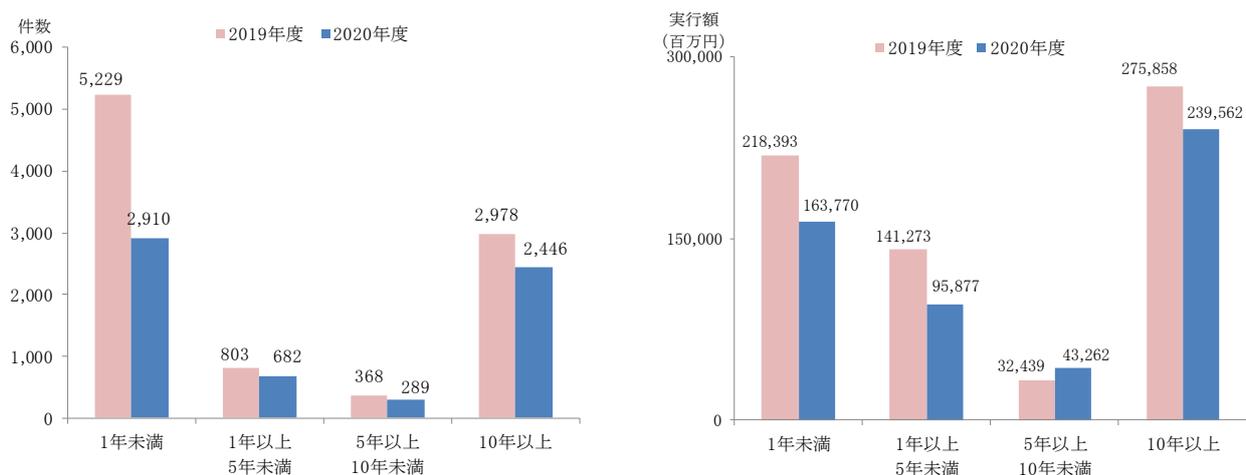
担保の特定方法	2019年度		2020年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
特定動産	3,868	190,362	2,412	160,524
流動集合動産	2,211	305,514	1,575	147,419
特定債権	4,427	276,070	3,090	265,612
集合債権	1,900	163,120	1,413	97,777

#### Q8. 融資期間別の融資件数と融資実行額

融資期間別の融資件数と融資実行額について、件数では融資期間が「1年未満」が2,910件と最も多く、全体の46.0%を占めた。実行額では融資期間が「10年以上」が239,562百万円と最も多く、全体の44.2%を占めた。長期と短期の二極化傾向にあることが見て取れる。

昨年（2019年度）調査と比較すると、件数ではどの融資期間<sup>4</sup>においても総じて減少しており、特に「1年未満」が大きく減少している。実行額では「5年以上10年未満」が増加している。

図 10. 融資期間別の融資件数と融資実行額



融資期間	2019年度		2020年度	
	実行件数	実行額 (百万円)	実行件数	実行額 (百万円)
1年未満	5,229	218,393	2,910	163,770
1年以上5年未満	803	141,273	682	95,877
5年以上10年未満	368	32,439	289	43,262
10年以上	2,978	275,858	2,446	239,562

<sup>4</sup> 実行件数で加重平均を算出すると、2019年度が5.97年、2020年度が6.53年となり、年度で比較すると長期化の傾向が見られる。

Q9. 取引先企業の信用状況

取引先企業の信用状況について、債務者区分で「正常先に相当する企業が多い」が69.5%と最も多く、次いで「要注意先に相当する企業が多い」が23.7%となった。昨年（2020年）調査と比較してもほぼ同程度の結果となった。

業態別では、信用金庫・信金中央金以外で「正常先に相当する企業が多い」の比率が高い。また、信用金庫・信金中央金庫、系統金融機関で「破綻懸念先に相当する企業が多い」が確認できた。

図 11. 取引先企業の信用状況

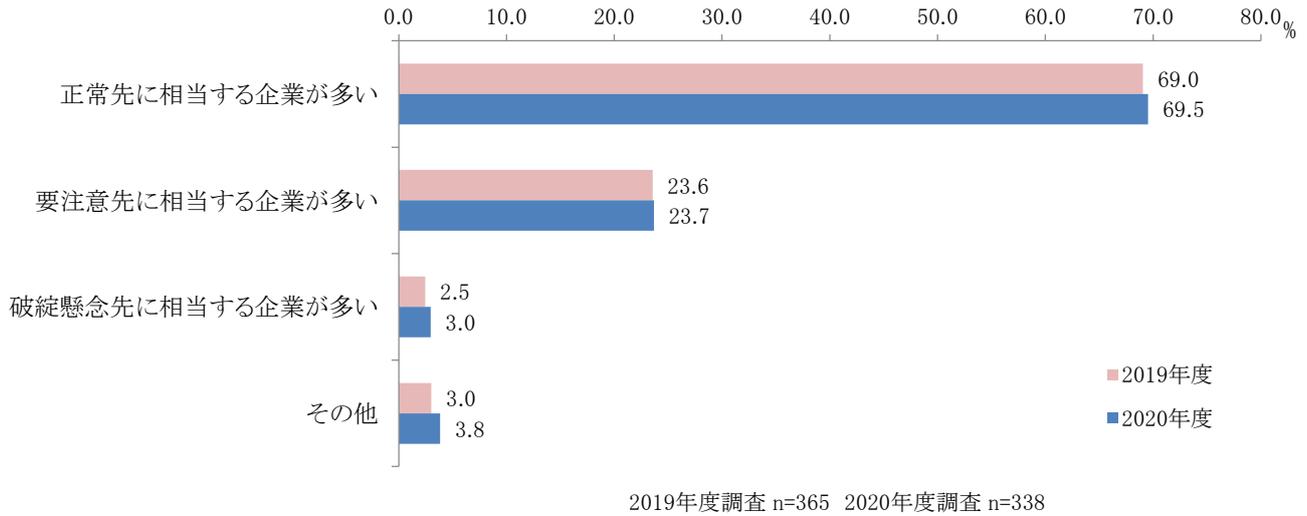
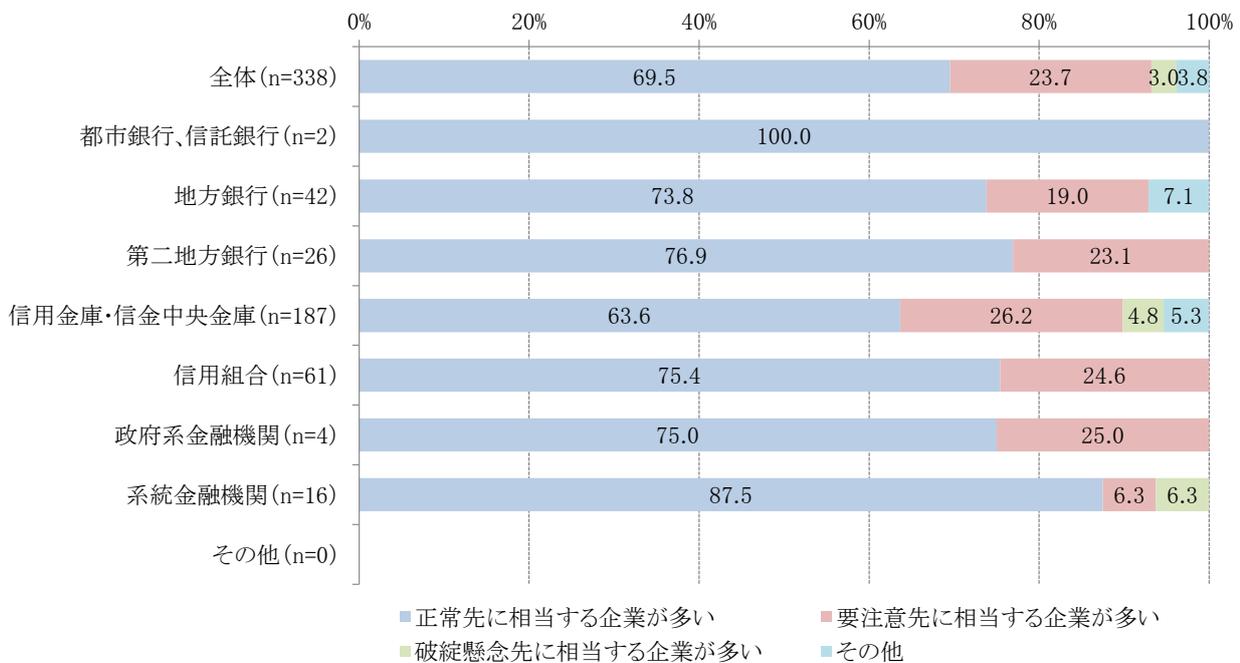


図12. 取引先企業の信用状況（業態別）

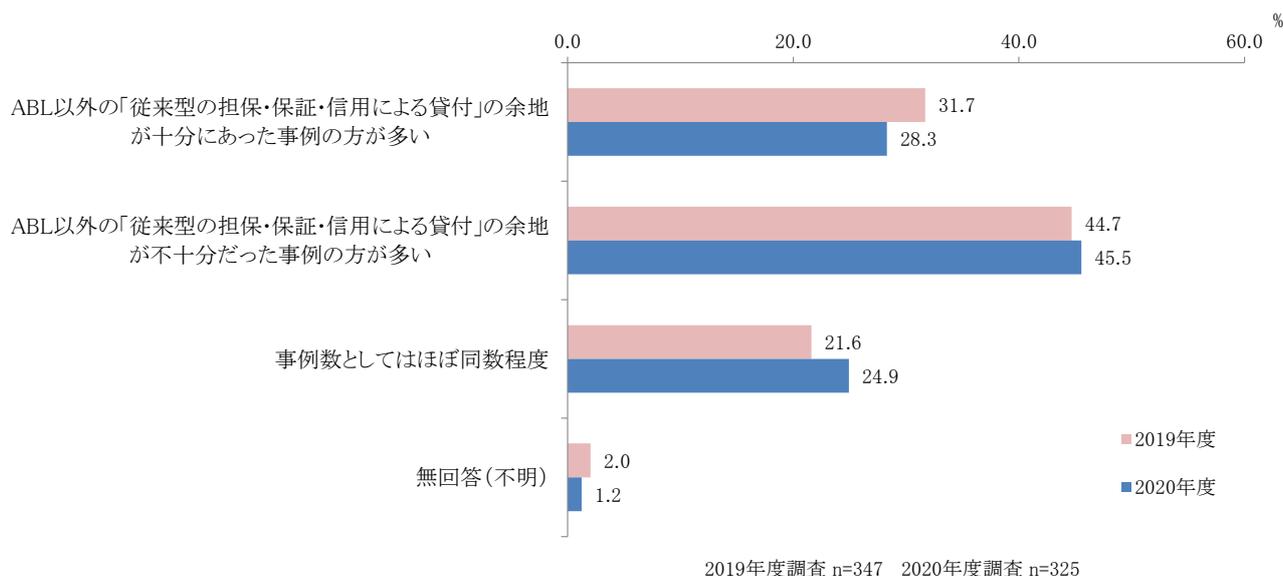


Q10. ABL 実施時点における「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地

ABL 実施時点における「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について、「ABL 以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった事例の方が多し」という回答が 45.5%で全体の半数近くを占めている。

昨年（2019 年度）調査との比較では、「ABL 以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分にあった事例の方が多し」という回答が 3.4 ポイント減少する一方で、「事例数としてはほぼ同数程度」という回答が 3.3 ポイント増加している。

図 13. ABL を実施した融資先の借入状況

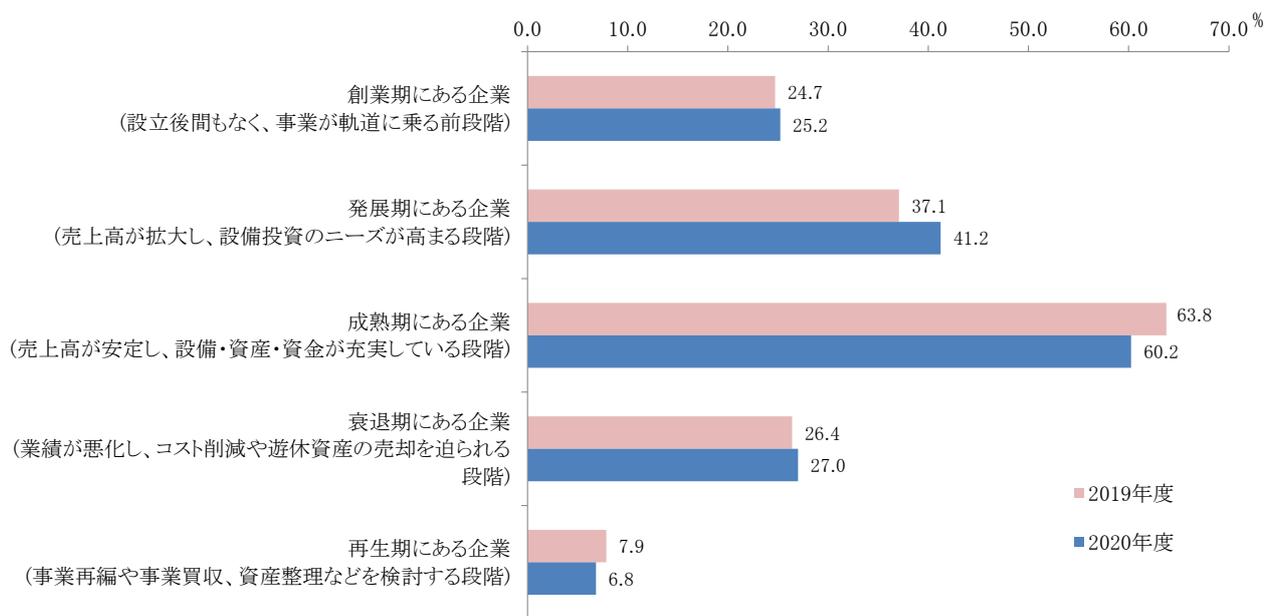


Q11. ABL を実施した主な取引先企業のイメージ

ABL を実施した主な取引先企業のイメージ（複数回答）について、「成熟期にある企業」が 60.2% と最も多く、次いで「発展期にある企業」が 41.2% となった。創業期、衰退期、再生期にある企業への ABL 実施は他の企業群と比べて低く、ある程度リスクが抑えられる企業でなければ、多くの金融機関は ABL を実施していないと推察される。

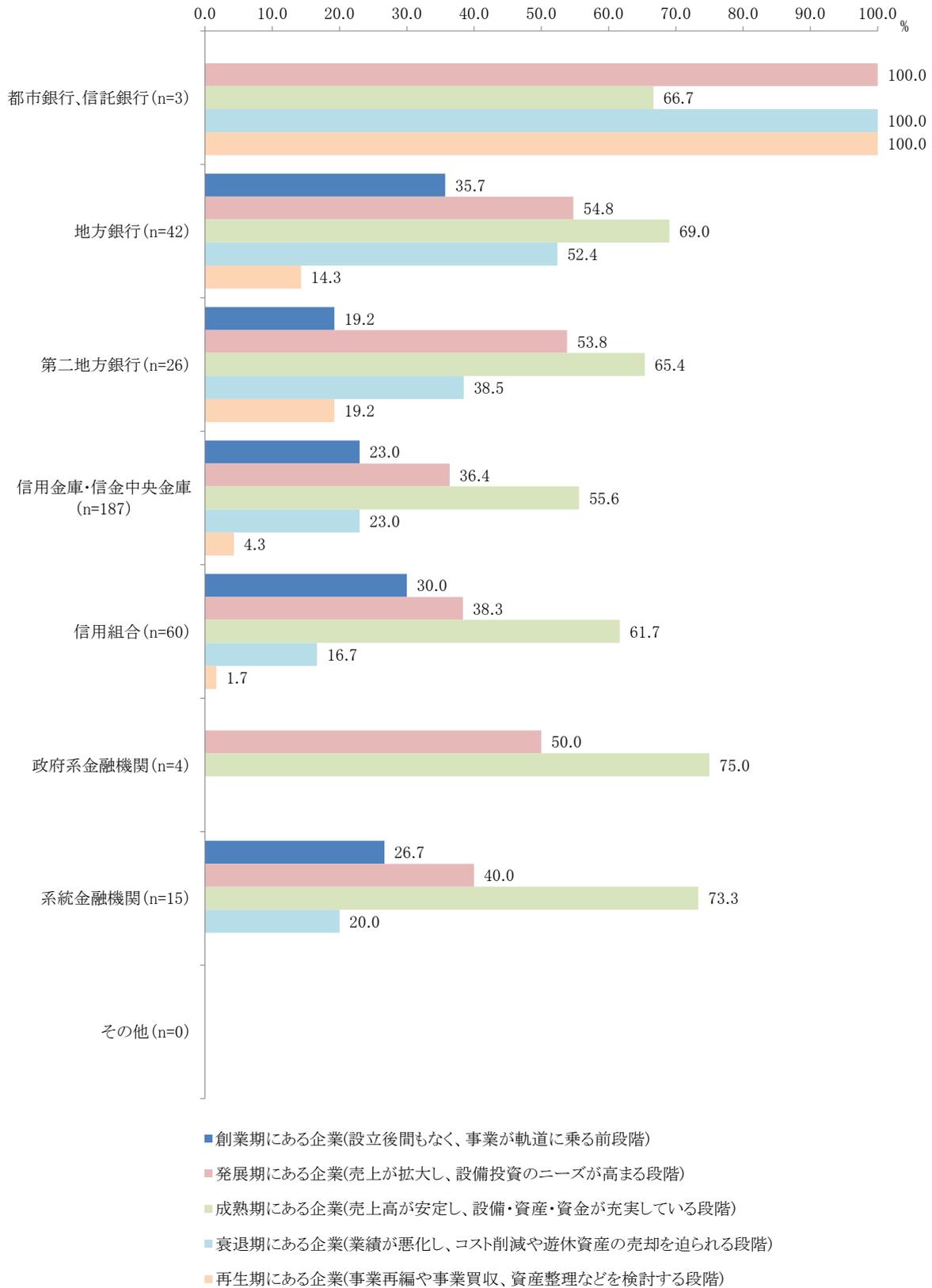
昨年（2019 年度）調査と比較すると、「創業期にある企業」、「発展期にある企業」、「衰退期にある企業」が微増しているのに対して、「成熟期にある企業」、「再生期にある企業」が微減している。

図 14. ABL を実施した主な取引先企業のイメージ



2019年度調査 n=356(MA) 2020年度調査 n=337(MA)

図 15. ABL を実施した主な取引先企業のイメージ（業態別）



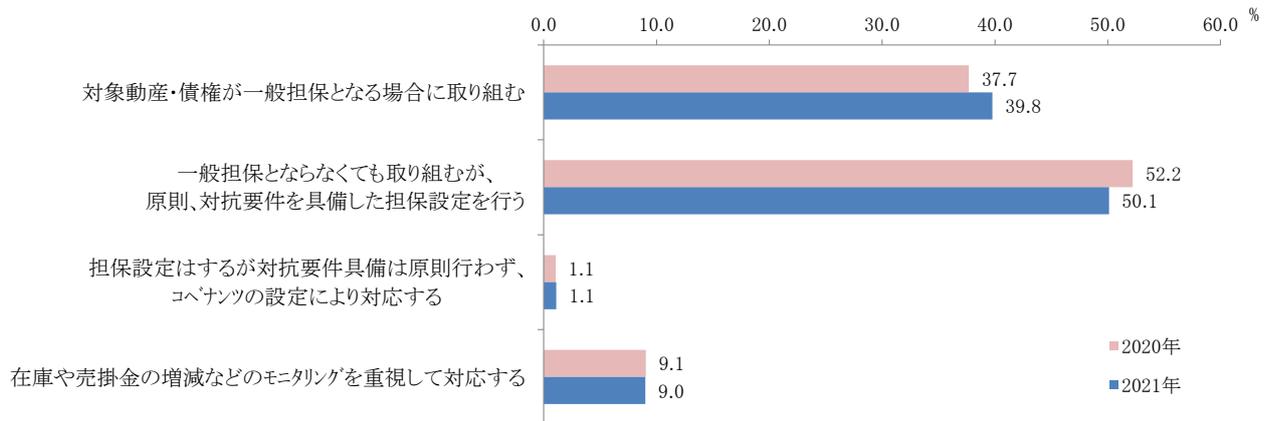
## 2. ABL の実施方針・体制

### Q12. ABL の実施方針

ABL の実施方針について、「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」が50.1%と最も多く、昨年（2020年）調査と比較してもほぼ同程度の結果となった。

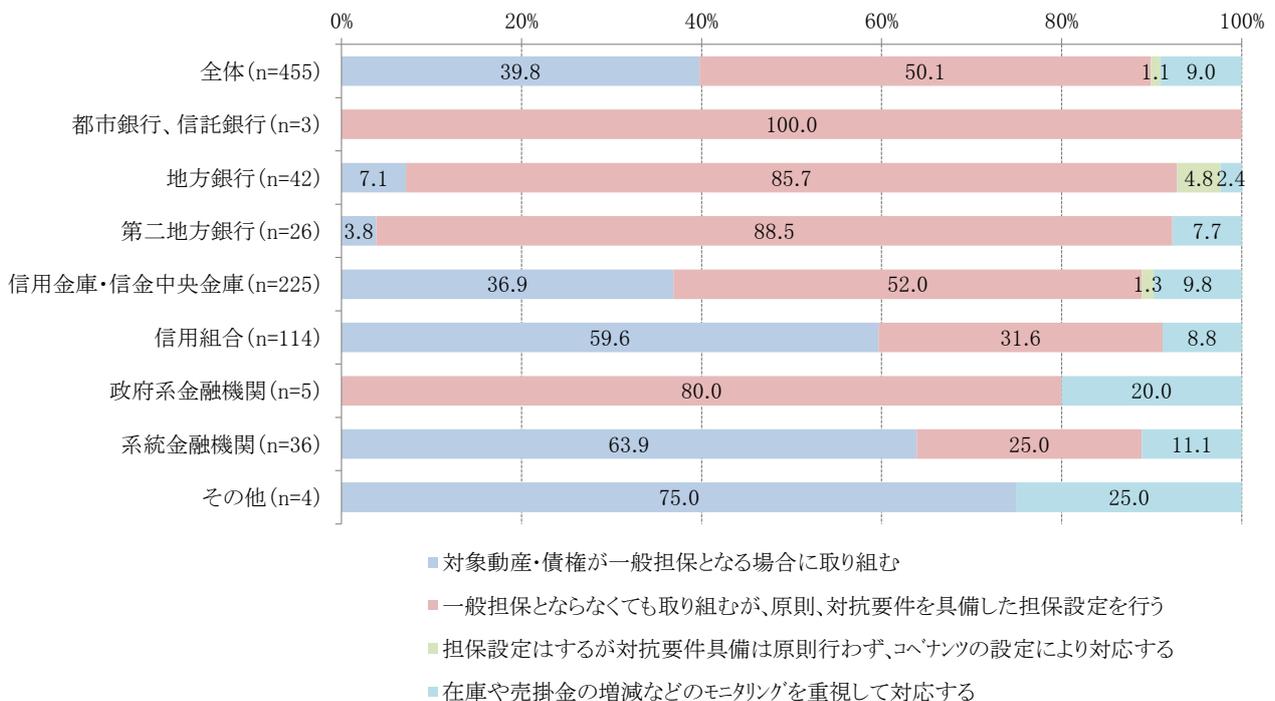
業態別で見ると、地方銀行、第二地方銀行、政府系金融機関で「一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う」が高かった。また、信用組合や系統金融機関で「対象動産・債権が一般担保となる場合に取り組む」が半数を超えた。

図 16. ABL の実施方針



2020年調査 n=475 2021年調査 n=455

図 17. ABL 実施方針（業態別）



### Q13. 今後の ABL の実施方針

今後の ABL 実施方針について、ABL の融資実績がある金融機関の場合では「現状を維持する」が 82.8%と最も多かった。昨年（2020 年）調査と比較すると、「現状を維持する」と回答した機関の割合が 1.8 ポイント微増している。また、ABL の融資実績がない金融機関の場合では「ABL の取り組みを予定していない」が 84.0%と最も多かった。

図 18. 今後の ABL 実施方針（ABL 融資実績あり）

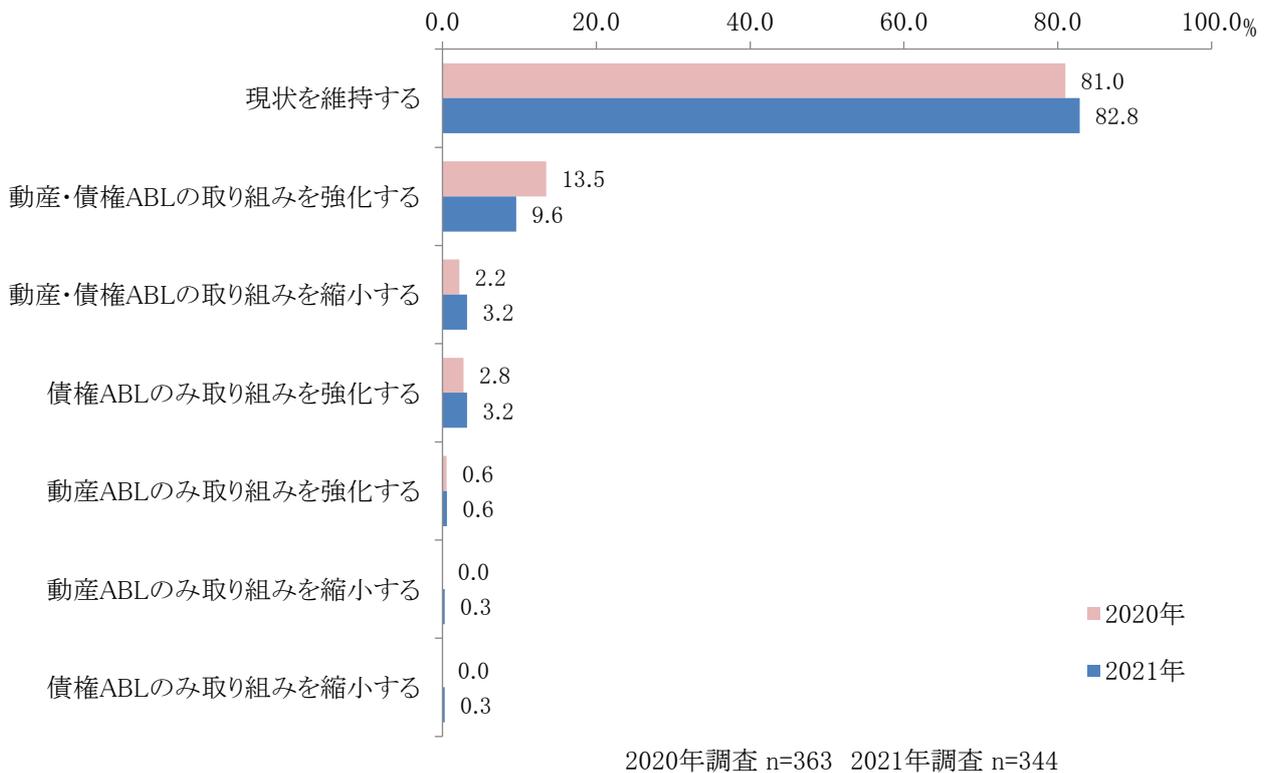


図 19. 今後の ABL 実施方針（ABL 融資実績なし）

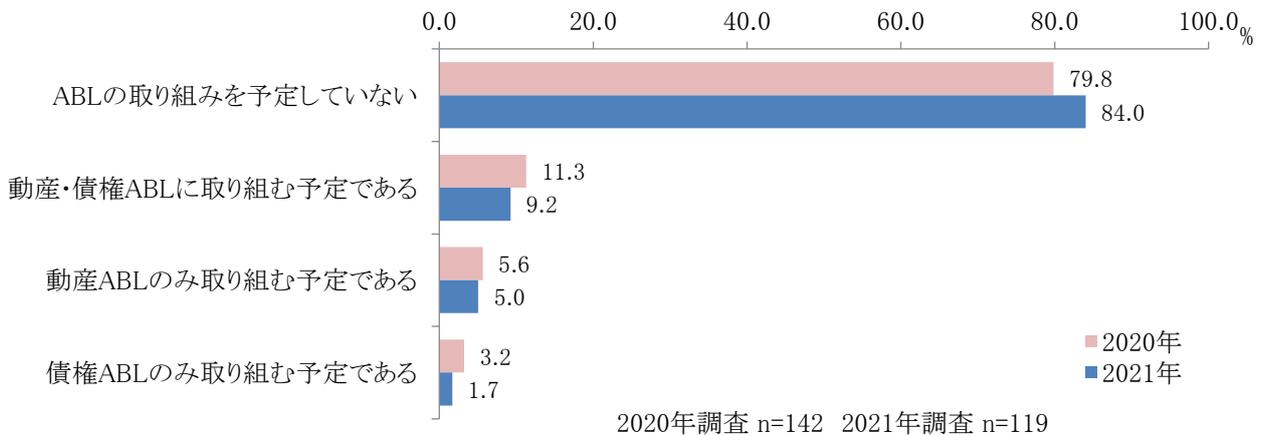


図 20. 今後の ABL の実施方針（業態別）2021 年調査

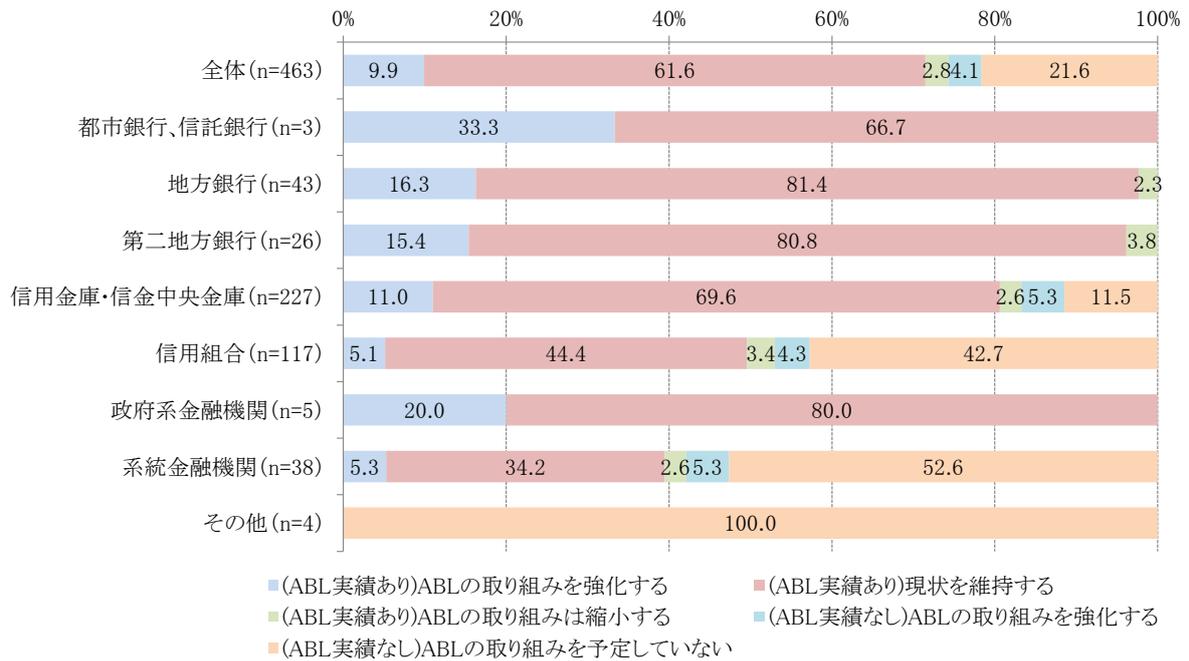
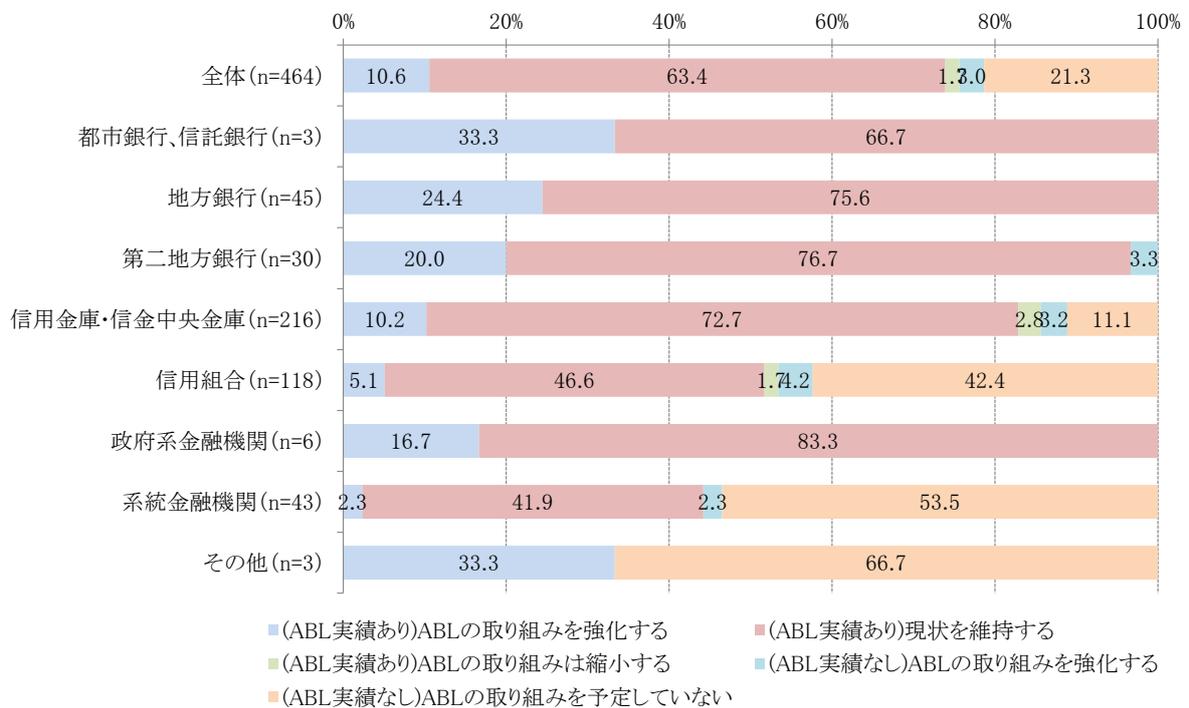


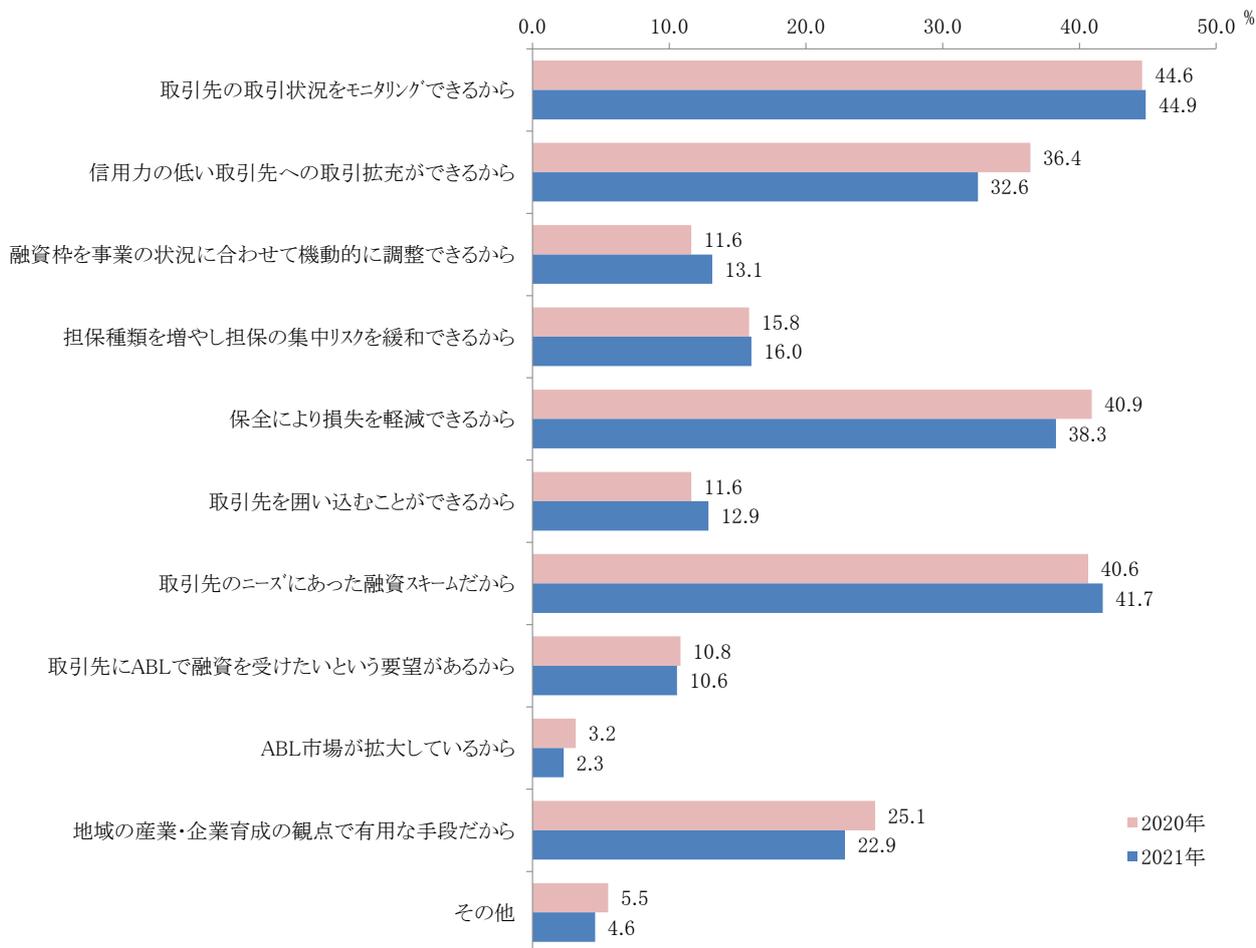
図 21. 今後の ABL の実施方針（業態別）2020 年調査



Q14. ABL を強化・維持、今後取り組む理由

ABL を強化・維持、今後取り組む理由（複数回答）について、昨年度調査に引き続き、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」が 44.9%と最も多かった。次いで「取引先のニーズに合った融資スキームだから」が 41.7%、「保全により損失を軽減できるから」が 38.3%となった。

図 22. ABL を強化・維持、取り組む理由



2020年調査 n=379 (MA) 2021年調査 n=350 (MA)

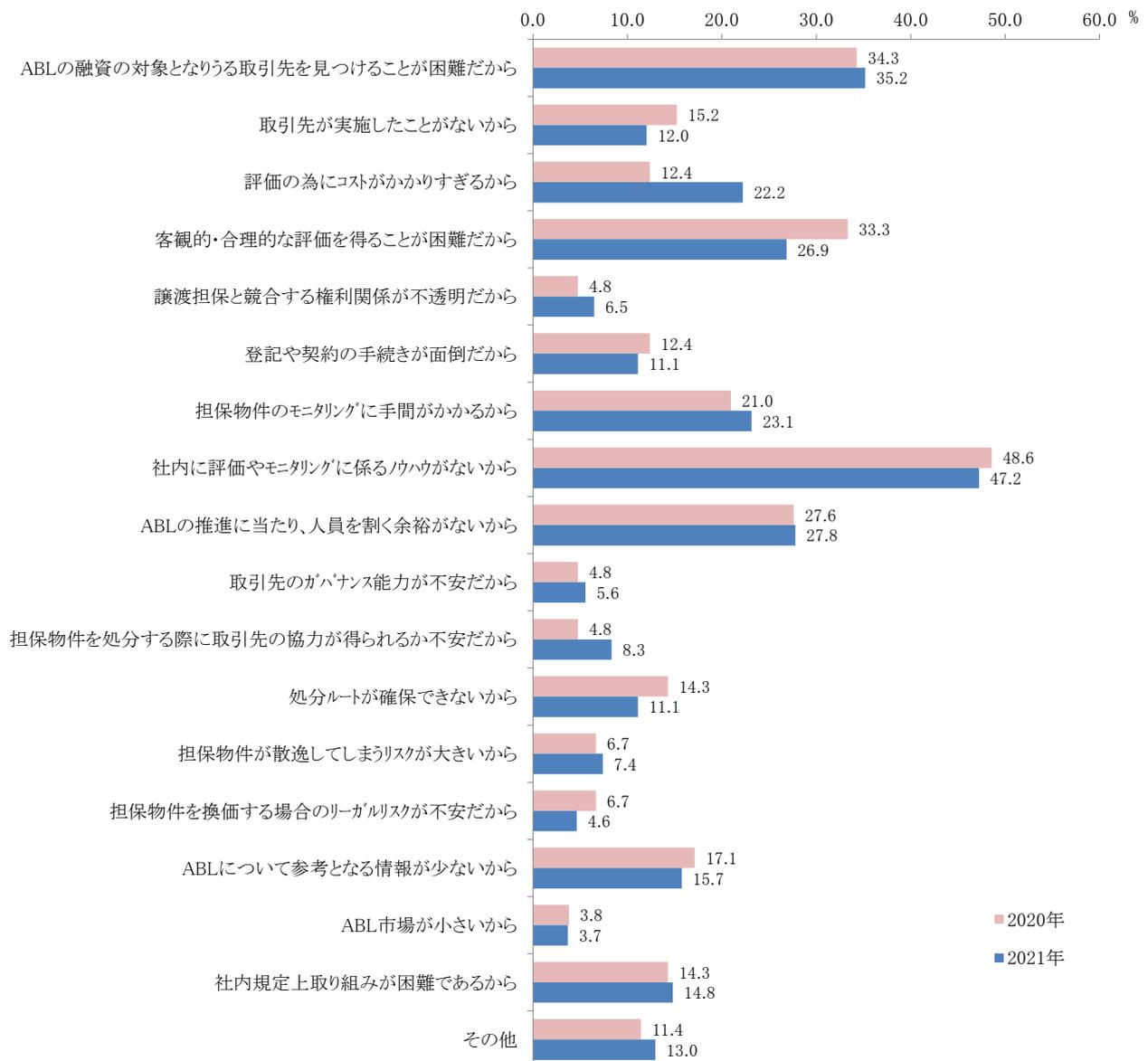
### Q15. ABL を縮小、今後取り組まない理由

ABL を縮小、今後取り組まない理由（複数回答）について、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」が 47.2%と最も多かった。次いで「ABL の融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから」が 35.2%、「ABL の推進に当たり、人員を割く余裕がないから」が 27.8%、「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」が 26.9%となった。

昨年（2020 年）調査と比較すると、「評価の為にコストがかかりすぎるから」という理由が昨年度より 9.8 ポイント増加している一方、「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」は 6.4 ポイント減少している。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫で「客観的・合理的な評価を得ることが困難だから」、「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」が比較的高い結果となった。

図 23. ABL を縮小、取り組まない理由



2020年調査 n=105(MA) 2021年調査 n=108(MA)

表 5. ABL を縮小、取り組まない理由（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合（%）

取り組みを予定していない、縮小する理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 32.3	21 40.4	0 0.0	5 26.3	2 50.0
取引先が実施したことがないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 16.1	6 11.5	0 0.0	2 10.5	0 0.0
評価の為にコストがかかりすぎるから	0 0.0	1 100.0	1 100.0	8 25.8	9 17.3	0 0.0	5 26.3	0 0.0
客観的・合理的な評価を得ることが困難だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 51.6	9 17.3	0 0.0	4 21.1	0 0.0
譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	3 9.7	3 5.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
登記や契約の手続きが面倒だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 12.9	6 11.5	0 0.0	2 10.5	0 0.0
担保物件のモニタリングに手間がかかるから	0 0.0	1 100.0	0 0.0	8 25.8	10 19.2	0 0.0	5 26.3	1 25.0
社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	19 61.3	22 42.3	0 0.0	8 42.1	2 50.0
ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 29.0	16 30.8	0 0.0	4 21.1	1 25.0
取引先のカバナンス能力が不安だから	0 0.0	0 0.0	1 100.0	3 9.7	1 1.9	0 0.0	1 5.3	0 0.0
担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 12.9	3 5.8	0 0.0	2 10.5	0 0.0
処分ルートが確保できないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 16.1	6 11.5	0 0.0	1 5.3	0 0.0
担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 16.1	3 5.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 6.5	1 1.9	0 0.0	2 10.5	0 0.0
ABLについて参考となる情報が少ないから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 12.9	10 19.2	0 0.0	2 10.5	1 25.0
ABL市場が小さいから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 9.7	1 1.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
社内規定上取り組みが困難であるから	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 9.7	7 13.5	0 0.0	6 31.6	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.2	9 17.3	0 0.0	3 15.8	1 25.0
回答機関数合計	0 100.0	1 100.0	1 100.0	31 100.0	52 100.0	0 100.0	19 100.0	4 100.0

※都市銀行、信託銀行、政府系金融機関は該当する金融機関がなかった。

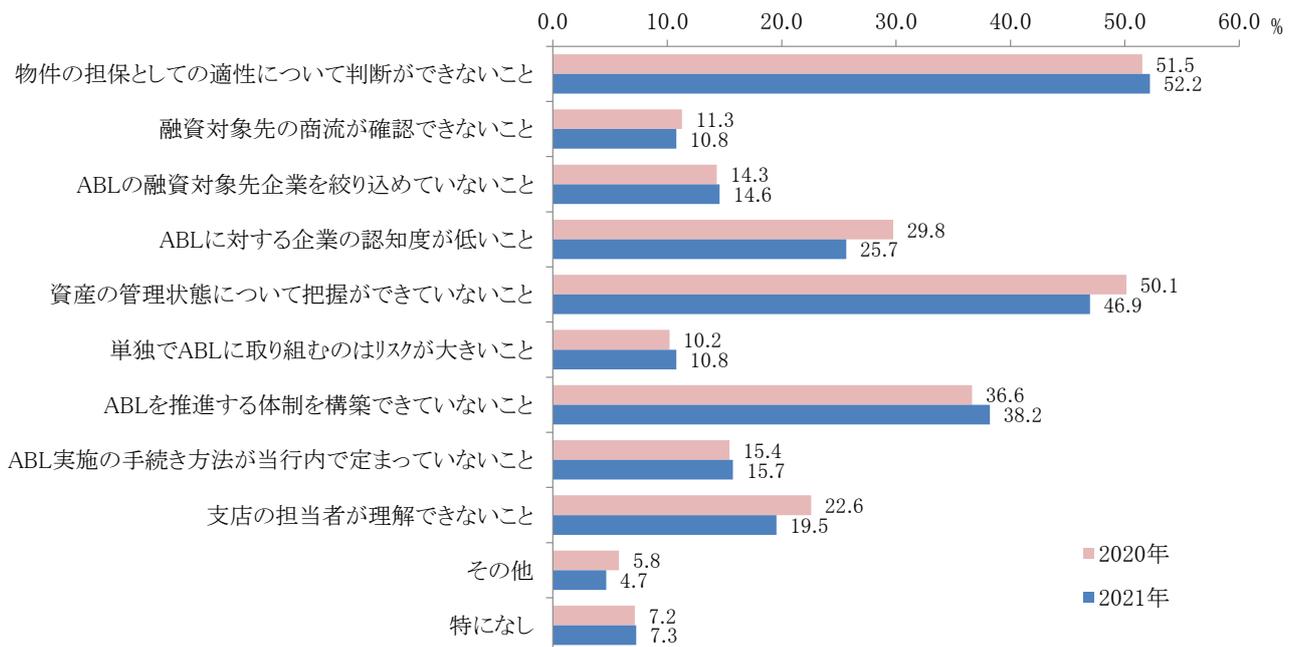
### 3. ABLの推進に向けた取り組み

#### Q16. ABL 案件発掘時の課題

ABL 案件発掘時の課題（複数回答）について、「物件の担保としての適性について判断ができないこと」が 52.2%と最も多く、次いで「資産の管理状態について把握できていないこと」が 46.9%、「ABL を推進する体制を構築できていないこと」が 38.2%となった。

業態別では、第二地方銀行で「資産の管理状態について把握できないこと」を課題としてあげる割合が半数以上となった。

図 24. ABL 案件発掘時の課題



2020年調査 n=363 (MA) 2021年調査 n=343 (MA)

表 6. ABL 案件発掘時の課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

案件発掘時の課題	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	政府系	系統	その他
	信託銀行			信金中央金庫		金融機関	金融機関	
物件の担保としての適性について判断ができないこと	0	18	14	107	31	2	7	0
	0.0	41.9	53.8	56.9	50.0	40.0	43.8	0.0
融資対象先の商流が確認できないこと	0	0	5	22	9	0	1	0
	0.0	0.0	19.2	11.7	14.5	0.0	6.3	0.0
ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと	0	6	2	31	9	0	2	0
	0.0	14.0	7.7	16.5	14.5	0.0	12.5	0.0
ABLに対する企業の認知度が低いこと	1	12	9	50	16	0	0	0
	33.3	27.9	34.6	26.6	25.8	0.0	0.0	0.0
資産の管理状態について把握できていないこと	2	18	14	91	28	2	6	0
	66.7	41.9	53.8	48.4	45.2	40.0	37.5	0.0
単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと	0	1	2	20	12	0	2	0
	0.0	2.3	7.7	10.6	19.4	0.0	12.5	0.0
ABLを推進する体制を構築できていないこと	0	10	7	79	30	0	5	0
	0.0	23.3	26.9	42.0	48.4	0.0	31.3	0.0
ABL実施の手続き方法が自行内で定まっていないこと	0	0	2	33	16	0	3	0
	0.0	0.0	7.7	17.6	25.8	0.0	18.8	0.0
支店の担当者が理解できないこと	1	10	7	39	10	0	0	0
	33.3	23.3	26.9	20.7	16.1	0.0	0.0	0.0
その他	2	4	2	7	0	1	0	0
	66.7	9.3	7.7	3.7	0.0	20.0	0.0	0.0
特になし	0	4	1	10	6	2	2	0
	0.0	9.3	3.8	5.3	9.7	40.0	12.5	0.0
回答機関数合計	3	43	26	188	62	5	16	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

### Q17. 担保価値評価時の課題

担保価値評価時の課題（複数回答）について、「当行（庫・社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと」が69.4%と最も多く、次いで「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」が35.9%、「外部評価会社の依頼費用が高いこと」が29.2%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと」が3.8ポイント減少している。

業態別では、地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「当行（庫・社）内で評価する体制・ノウハウが確立されていないこと」を課題にあげる比率がやや高くなっている。また、地方銀行、第二地方銀行で「外部評価会社の評価費用が高いこと」を課題にあげる割合が高くなっている。

図 25. 担保価値評価時の課題

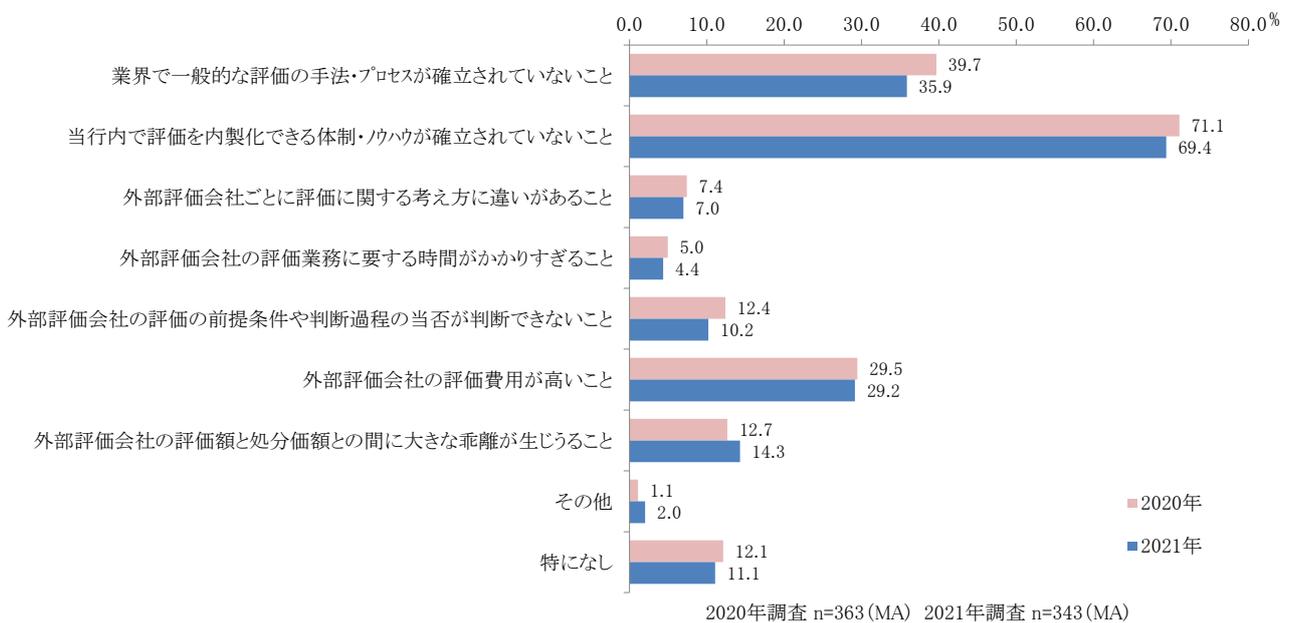


表 7. 担保評価時の課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

担保評価時の課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと	0	15	7	66	26	3	6
自行内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと	0.0	34.9	26.9	35.1	41.9	60.0	37.5	0.0
外部評価会社ごとに評価に関する考え方に違いがあること	0	5	4	13	2	0	0	0
外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎる	1	2	1	6	3	1	1	0
外部評価会社の評価の前提条件や判断過程の可否が判断できないこと	1	4	6	21	3	0	0	0
外部評価会社の評価額と処分価額との間に大きな乖離が生じること	2	10	6	27	4	0	0	0
その他	0	0	0	3	2	1	1	0
特になし	0	0	3	21	9	1	4	0
回答機関数	3	43	26	188	62	5	16	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

Q18. 担保設定時の課題

担保設定時の課題（複数回答）について、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」が34.8%と最も多く、昨年（2020年）調査と同様に課題と感じている。次いで「動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと」が22.1%、「後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること」が18.6%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「実態に即して登記事項を変更することができないこと」が3.0ポイント増加している一方、「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」は3.2ポイント減少している。

業態別では、第二地方銀行で「譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること」を課題としてあげる割合が半数を超えた。

図 26. 担保設定時の課題

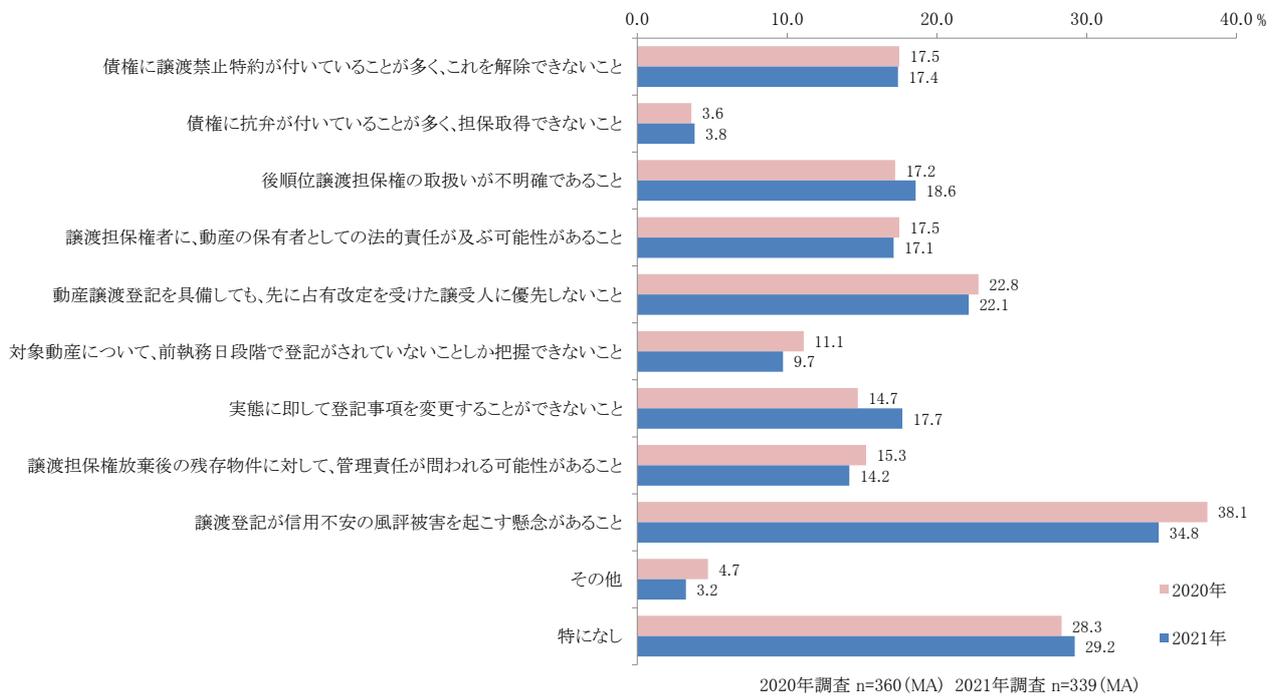


表 8. 担保設定時の課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	農業系統 金融機関	その他
債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと	2 66.7	9 20.9	4 15.4	33 17.6	9 14.8	0 0.0	2 14.3	0 0.0
債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと	1 33.3	2 4.7	1 3.8	7 3.7	1 1.6	0 0.0	1 7.1	0 0.0
後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること	2 66.7	8 18.6	6 23.1	29 15.5	11 18.0	3 60.0	4 28.6	0 0.0
譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること	1 33.3	10 23.3	5 19.2	35 18.7	5 8.2	1 20.0	1 7.1	0 0.0
動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと	3 100.0	14 32.6	6 23.1	38 20.3	11 18.0	1 20.0	2 14.3	0 0.0
対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと	1 33.3	6 14.0	3 11.5	17 9.1	4 6.6	0 0.0	2 14.3	0 0.0
実態に即して登記事項を変更することができないこと	2 66.7	12 27.9	12 46.2	28 15.0	3 4.9	2 40.0	1 7.1	0 0.0
譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること	1 33.3	6 14.0	2 7.7	30 16.0	7 11.5	1 20.0	1 7.1	0 0.0
譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること	0 0.0	19 44.2	16 61.5	60 32.1	18 29.5	1 20.0	4 28.6	0 0.0
その他	0 0.0	2 4.7	1 3.8	4 2.1	4 6.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	6 14.0	3 11.5	60 32.1	23 37.7	0 0.0	7 50.0	0 0.0
回答機関数	3	43	26	187	61	5	14	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

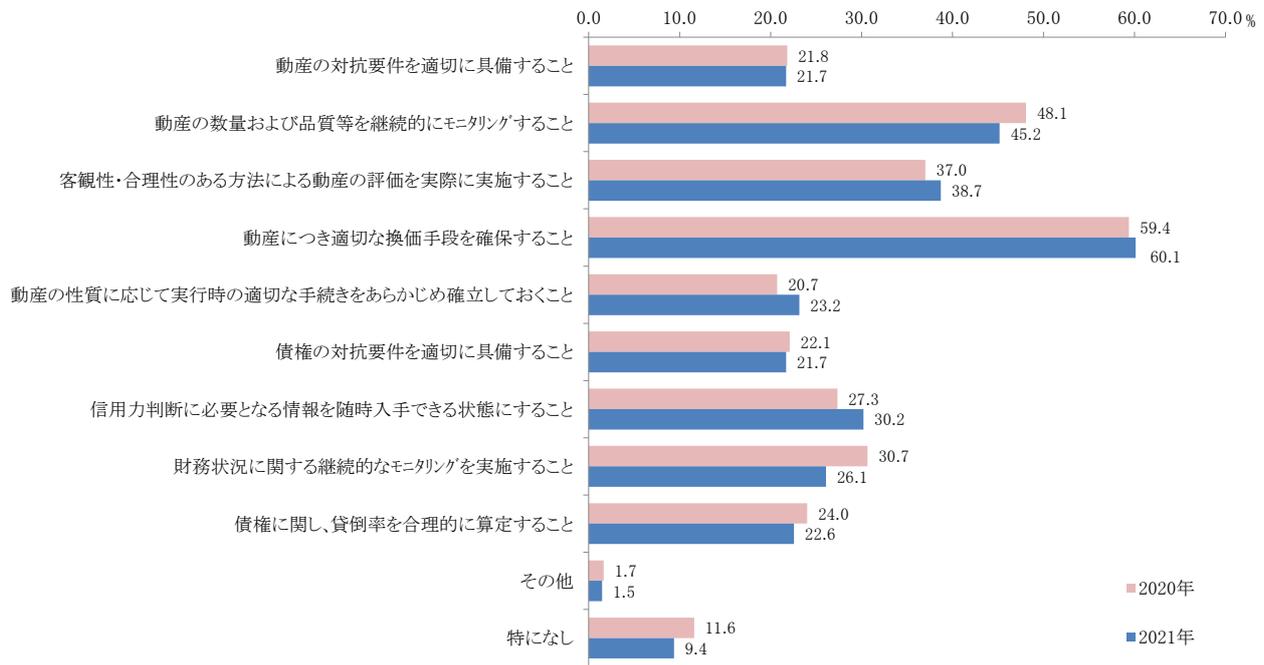
※その他は該当する金融機関がなかった。

Q19. 一般担保として取り扱うに当たっての課題

ABL を一般担保として取り扱うに当たっての課題（複数回答）について、「動産につき適切な換価手段を確保すること」が60.1%と最も多く、次いで「動産の数量及び品質等を継続的にモニタリングすること」が45.2%、「客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること」が38.7%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること」が4.6ポイント減少している。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行で「動産につき適切な換価手段を確保すること」がやや高い比率となった。

図 27. 一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの



2020年調査 n=362(MA) 2021年調査 n=341(MA)

表 9. 一般担保として取り扱うに当たっての課題として解決困難なもの（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

一般担保として取り扱う要件としての課題	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	政府系	系統	その他
	信託銀行			信金中央金庫		金融機関	金融機関	
動産の対抗要件を適切に具備すること	1	4	5	42	15	1	6	0
	33.3	9.3	19.2	22.5	24.2	20.0	40.0	0.0
動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること	1	16	16	85	26	3	7	0
	33.3	37.2	61.5	45.5	41.9	60.0	46.7	0.0
客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施すること	0	17	12	73	25	0	5	0
	0.0	39.5	46.2	39.0	40.3	0.0	33.3	0.0
動産につき適切な換価手段を確保すること	3	37	18	103	33	3	8	0
	100.0	86.0	69.2	55.1	53.2	60.0	53.3	0.0
動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと	2	13	5	43	12	1	3	0
	66.7	30.2	19.2	23.0	19.4	20.0	20.0	0.0
債権の対抗要件を適切に具備すること	1	6	4	40	20	1	2	0
	33.3	14.0	15.4	21.4	32.3	20.0	13.3	0.0
債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要な情報を随時入手できる状態にすること	0	8	10	61	18	1	5	0
	0.0	18.6	38.5	32.6	29.0	20.0	33.3	0.0
債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること	0	13	12	46	13	1	4	0
	0.0	30.2	46.2	24.6	21.0	20.0	26.7	0.0
債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること	1	14	10	40	8	0	4	0
	33.3	32.6	38.5	21.4	12.9	0.0	26.7	0.0
その他	0	2	0	1	2	0	0	0
	0.0	4.7	0.0	0.5	3.2	0.0	0.0	0.0
特になし	0	2	2	19	7	1	1	0
	0.0	4.7	7.7	10.2	11.3	20.0	6.7	0.0
回答機関数	3	43	26	187	62	5	15	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

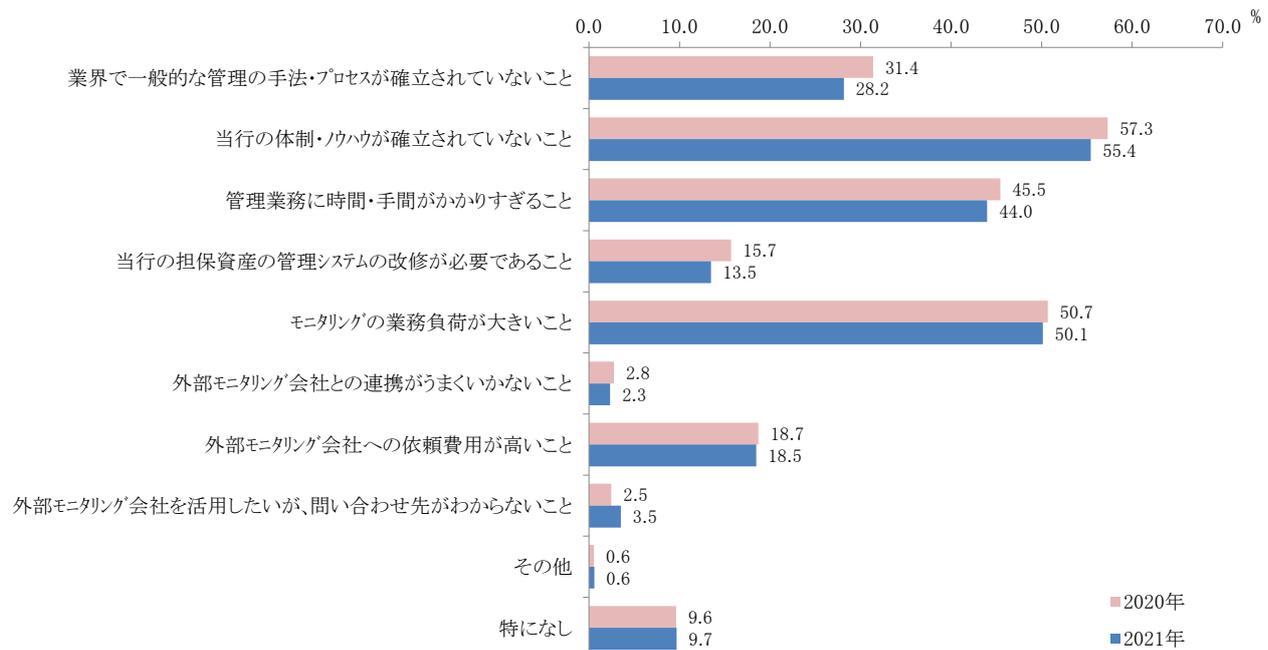
※その他は該当する金融機関がなかった。

## Q20. ABL の管理・モニタリングに関する課題

ABL の管理・モニタリングに関する課題について、昨年（2020 年）調査と同様に「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」が 55.4%と最も多く、次いで「モニタリングの業務負荷が大きいこと」が 50.1%、「管理業務に時間・手間がかかりすぎること」が 44.0%となった。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫において「行内の体制・ノウハウが確立されていないこと」を課題としてあげる比率が高く、地方銀行、第二地方銀行、政府系金融機関は「モニタリングの業務負荷が大きいこと」を課題としてあげる比率が高い。

図 28. ABL の管理・モニタリングに関する課題



2020年調査 n=363(MA) 2021年調査 n=341(MA)

表 10. ABL の管理・モニタリングに関する課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

管理・モニタリングに関する課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと	1 33.3	13 30.2	6 23.1	49 26.3	23 37.1	1 20.0	3 18.8	0 0.0
当行の体制・ノウハウが確立されていないこと	0 0.0	15 34.9	7 26.9	122 65.6	35 56.5	1 20.0	9 56.3	0 0.0
管理業務に時間・手間がかかりすぎること	3 100.0	24 55.8	16 61.5	75 40.3	23 37.1	4 80.0	5 31.3	0 0.0
当行の担保資産の管理システムの改修が必要であること	0 0.0	4 9.3	6 23.1	29 15.6	6 9.7	0 0.0	1 6.3	0 0.0
モニタリングの業務負荷が大きいこと	3 100.0	28 65.1	20 76.9	88 47.3	20 32.3	4 80.0	8 50.0	0 0.0
外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと	0 0.0	1 2.3	1 3.8	4 2.2	2 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと	2 66.7	11 25.6	11 42.3	28 15.1	8 12.9	1 20.0	2 12.5	0 0.0
外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと	0 0.0	1 2.3	0 0.0	8 4.3	3 4.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	1 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0
特になし	0 0.0	1 2.3	1 3.8	17 9.1	12 19.4	0 0.0	2 12.5	0 0.0
回答機関数	3 100.0	43 100.0	26 100.0	186 100.0	62 100.0	5 100.0	16 100.0	0 100.0

※その他は該当する金融機関がなかった。

## ■コラム「ABLの管理・モニタリング手法」

ABLは事業性評価を活用しながら、企業が有する原材料や製品、売掛債権等の事業収益資産を担保として融資する手法である。事業収益資産を担保としているという性質上、融資から回収までの間、事業活動により、担保の目的となる原材料や製品、売掛債権等に変動が生じることが少なくないことから、貸し手である金融機関と借り手である企業がお互いの信頼関係を基に、担保の目的となる原材料や製品、売掛債権等の変動状況を定期的にモニタリングすることが重要となる。

モニタリング手法としては、職員による現地調査、定期的な在庫表、口座残高や入金状況の確認、外部機関による担保価値の評価や管理が行われている。金融機関へのヒアリング結果は下記のとおり。

### ＜ヒアリング結果＞

A 銀行	<p>家畜に対する担保価値の評価や管理・モニタリングは関連団体の専門家に委託している。モニタリングの頻度は原則3ヶ月に1回程度としているが、設備の種類に応じて柔軟に対応している状況である。</p>
B 銀行	<p>太陽光発電設備の場合、評価、モニタリングともに内部で実施する。まず融資実行前に現地を調査し、売電契約の詳細も確認する。融資実行後は売電実績や稼働状況の把握、定期的な現地調査を実施する。規程上、現地調査の頻度は5年間に1回以上としている。これらのモニタリングを通じて、計画と実績に大幅な乖離が発生していないか検証し、乖離がある場合には日射量、自然災害、設備の故障有無などの観点から速やかに原因を究明している。</p> <p>なお、動産の評価に関しては、外部機関へ依頼する場合もある。</p>
C 信用金庫	<p>「売掛債権」、「棚卸資産」、「機械設備」に分けてモニタリングを実施している。売上債権の入金状況は毎月確認を行っている。本部への報告頻度としては、売掛債権は3ヶ月、棚卸資産は1ヶ月、機械設備は半年で設定している。また、現地確認としては、棚卸資産は半年、機械設備は1年で設定している。</p> <p>棚卸資産のモニタリングは営業店の職員が担当しており、機械設備は地方に立地しているケースが多いため、OB職員に委託している。具体的にはOB職員の属する組織を法人化し、そちらへ外部委託する形態を取る。人件費等のコスト削減も実現できている。</p>
D 信用金庫	<p>設備の稼働実績や業況をもとに状況を把握している。設備ごとの検証までは実施していないが、定期訪問時の会話を通じてモニタリングしている。また、同事業実績のある企業が大半のため、一つの物件で収益が確保できていれば、2、3物件目の業況に心配がないことが多い。</p> <p>モニタリングは内部で実施している。担当者による情報取得にとどまらず、上席を介してモニタリングするなど重層管理を行っている。ABLの利用先は与信額が多額になる傾向があるため、支店長まで情報共有されることが多い。</p>

### Q21. 担保物件の換価処分に関する課題

担保物件の換価処分に関する課題（複数回答）について、昨年（2020年）調査と同様に「処分業務のプロセスが確立されていないこと」が66.0%と最も多く、次いで「取引先が勝手に処分してしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」が45.2%、「適切な処分業者を見つけるのが困難であること」が41.3%となった。

業態別では、第二地方銀行、政府系金融機関で「取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること」を課題としてあげる比率が高い。

図 29. 担保物件の換価処分に関する課題

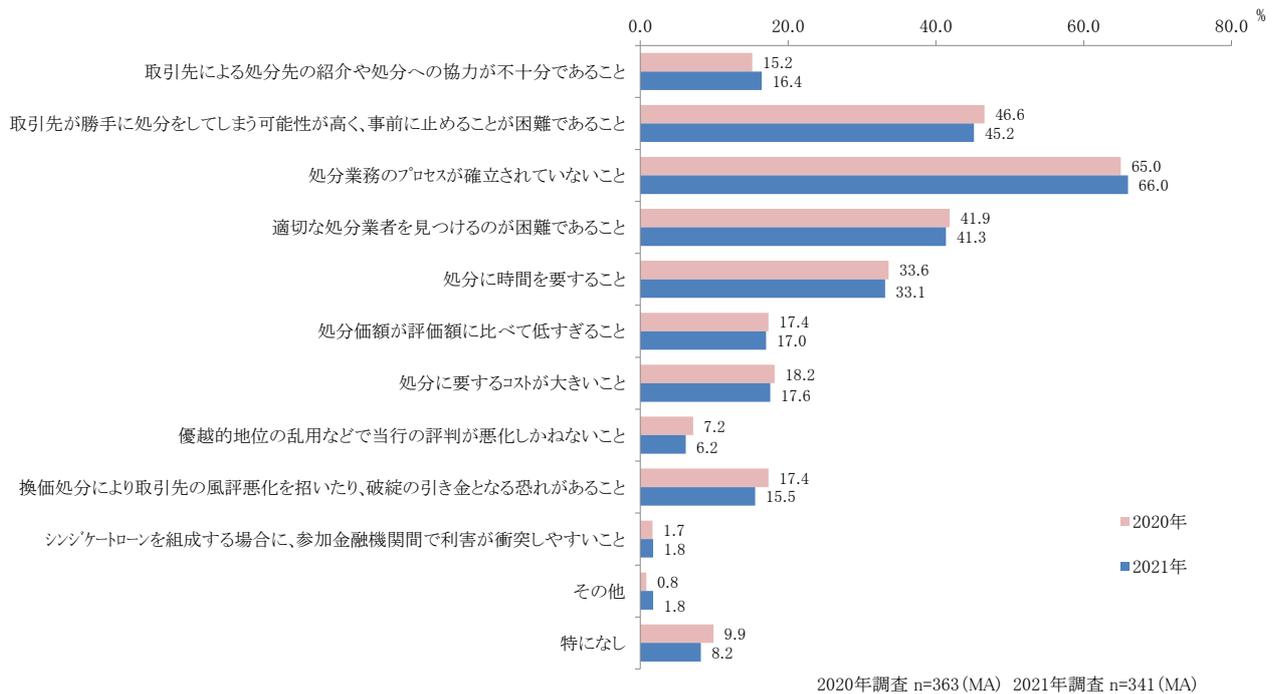


表 11. 担保物件の換価処分に関する課題（業態別）

担保物件の換価処分に関する課題	回答機関数								
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他	
取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること	0	3	5	33	13	0	2	0	
取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること	0.0	7.0	19.2	17.6	21.3	0.0	12.5	0.0	
処分業務のプロセスが確立されていないこと	3	19	19	87	17	3	6	0	
適切な処分業者を見つけるのが困難であること	100.0	44.2	73.1	46.5	27.9	60.0	37.5	0.0	
処分に時間を要すること	2	30	15	130	39	3	6	0	
処分価額が評価額に比べて低すぎる	66.7	69.8	57.7	69.5	63.9	60.0	37.5	0.0	
処分に要するコストが大きいこと	1	22	12	74	21	4	7	0	
優越的地位の乱用などで当行の評判が悪化しかねないこと	33.3	51.2	46.2	39.6	34.4	80.0	43.8	0.0	
換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること	1	17	8	56	21	1	9	0	
シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと	33.3	39.5	30.8	29.9	34.4	20.0	56.3	0.0	
その他	3	10	9	28	4	1	3	0	
特になし	100.0	23.3	34.6	15.0	6.6	20.0	18.8	0.0	
その他	2	10	4	33	6	3	2	0	
その他	66.7	23.3	15.4	17.6	9.8	60.0	12.5	0.0	
その他	1	2	1	10	5	0	2	0	
その他	33.3	4.7	3.8	5.3	8.2	0.0	12.5	0.0	
その他	2	14	5	20	10	1	1	0	
その他	66.7	32.6	19.2	10.7	16.4	20.0	6.3	0.0	
その他	2	0	0	2	1	0	1	0	
その他	66.7	0.0	0.0	1.1	1.6	0.0	6.3	0.0	
その他	0	1	0	3	1	0	1	0	
その他	0.0	2.3	0.0	1.6	1.6	0.0	6.3	0.0	
その他	0	2	2	13	9	0	2	0	
その他	0.0	4.7	7.7	7.0	14.8	0.0	12.5	0.0	
回答機関数	3	43	26	187	61	5	16	0	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※その他は該当する金融機関がなかった。

## Q22. 民法改正後の債権を担保とした取組み方針

民法改正後のABLの取組み方針（単一回答）について、「譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後も方針は変わらない」が64.9%と最も多かった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、系統金融機関で「譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後は、行うよう方針を変更」が比較的高い結果となった。

なお、本調査後に実施した金融機関へのヒアリングによると、民法改正後にABLの取組み方針を変更したとはいえ、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを実行した実績があるわけではないという金融機関も複数確認された。

図 30. 民法改正後のABLの取組み方針

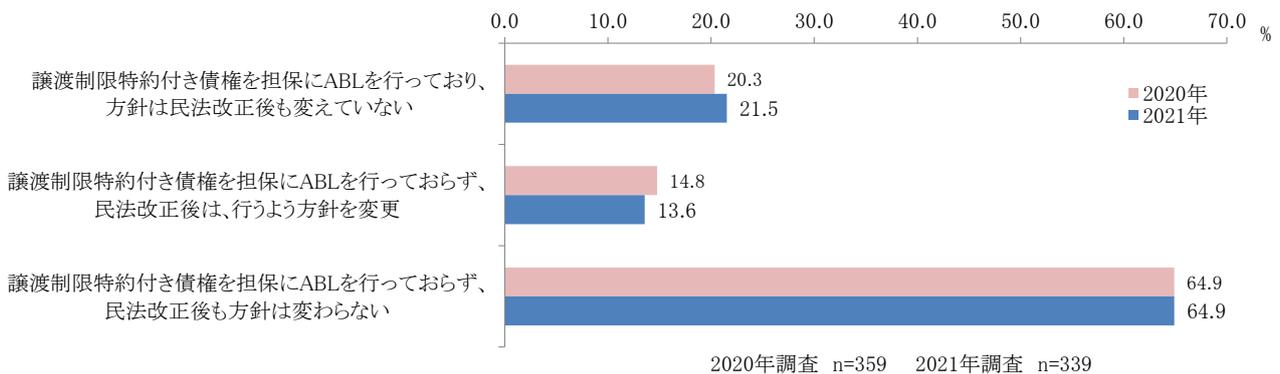
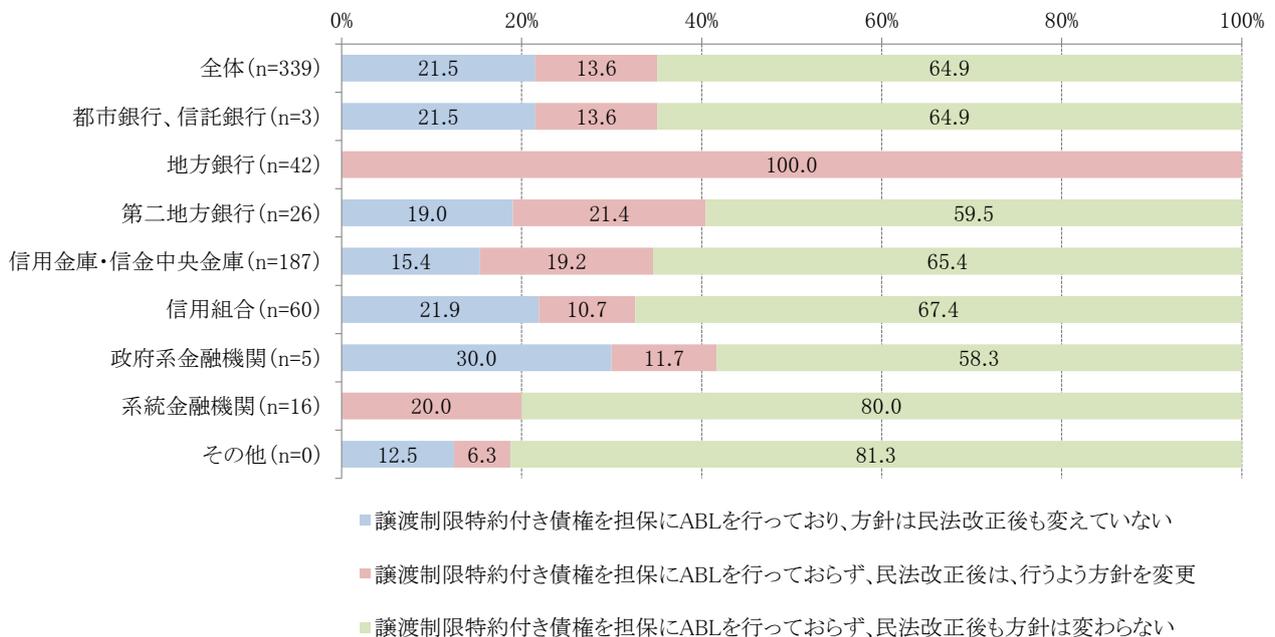


図 31. 民法改正後のABLの取組み方針（業態別）

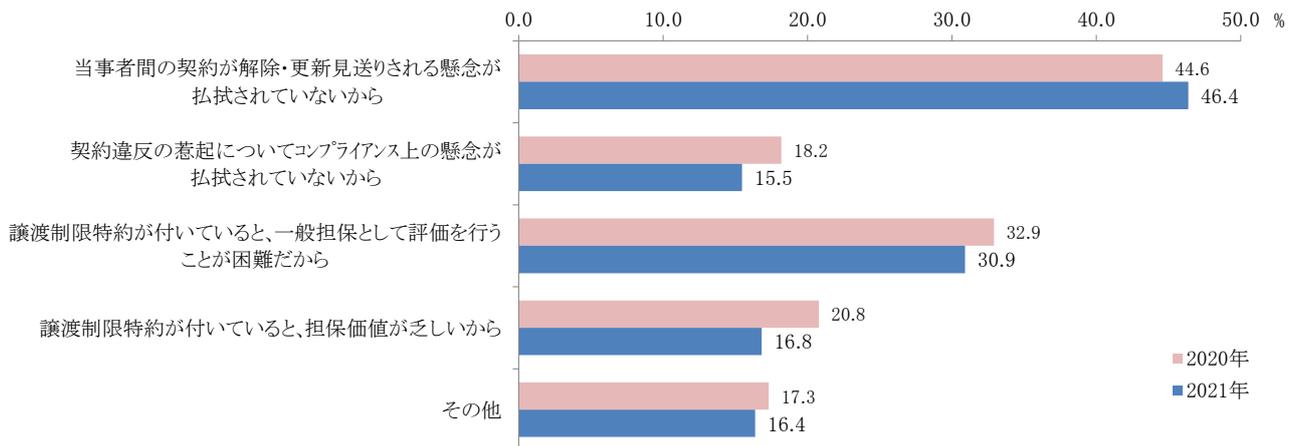


### Q23. 民法改正後も方針が変わらないの理由

民法改正後も方針が変わらないの理由（複数回答）について、「当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」が46.4%と最も多かった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、政府系金融機関で「当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから」が比較的高い結果となった。

図 32. 民法改正後も方針が変わらないの理由



2020年調査 n=231 (MA) 2021年調査 n=220 (MA)

表 12. 民法改正後も方針が変わらないの理由（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

方針を取る理由	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから	0	15	10	55	15	4	3	0
契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから	0.0	60.0	58.8	43.7	42.9	100.0	23.1	0.0
譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから	0	2	4	42	16	1	3	0
譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから	0.0	8.0	23.5	33.3	45.7	25.0	23.1	0.0
その他	0	5	1	24	6	0	1	0
回答機関数	0.0	20.0	5.9	19.0	17.1	0.0	7.7	0.0
回答機関数	0	2	2	18	8	0	6	0
回答機関数	0.0	8.0	11.8	14.3	22.9	0.0	46.2	0.0
回答機関数	0	25	17	126	35	4	13	0
回答機関数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※都市銀行、信託銀行、その他は該当する金融機関がなかった。

### Q24. ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権

ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権（単一回答）について、「後順位譲渡担保権を設定するニーズを特段感じていない」が 72.8%と最も多かった。なお、「後順位譲渡担保権を設定するニーズはあるが、取り扱いルールが不明確なので設定していない」も 19.4%と一定程度存在している。

業態別では、地方銀行、政府系金融機関で「後順位譲渡担保権を設定するニーズはあるが、取り扱いルールが不明確なので設定していない」が比較的高い結果となった。

図 33. ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権

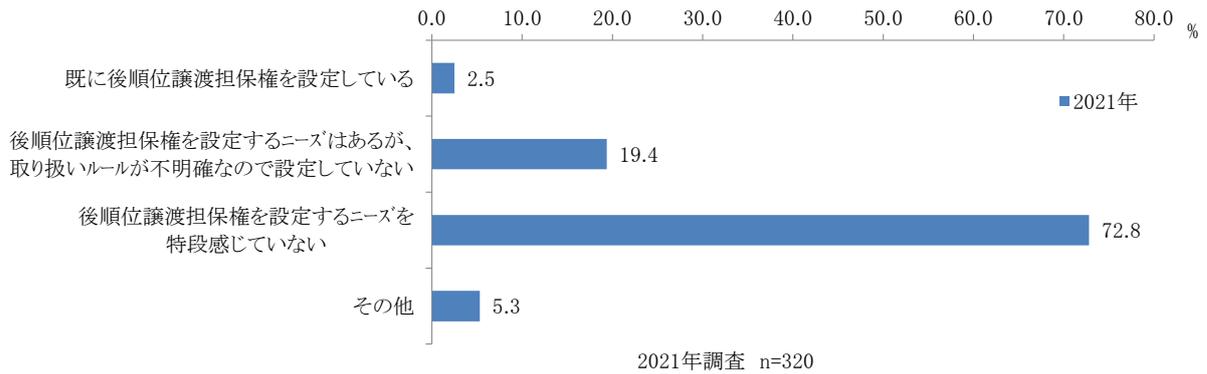
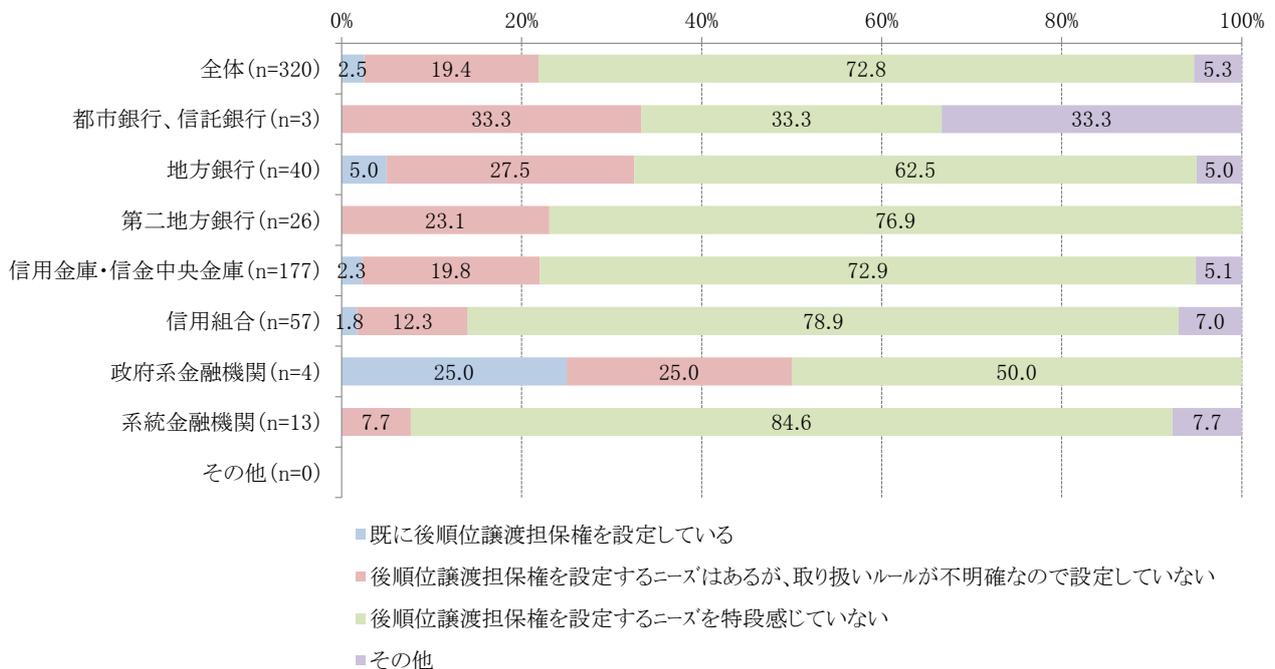


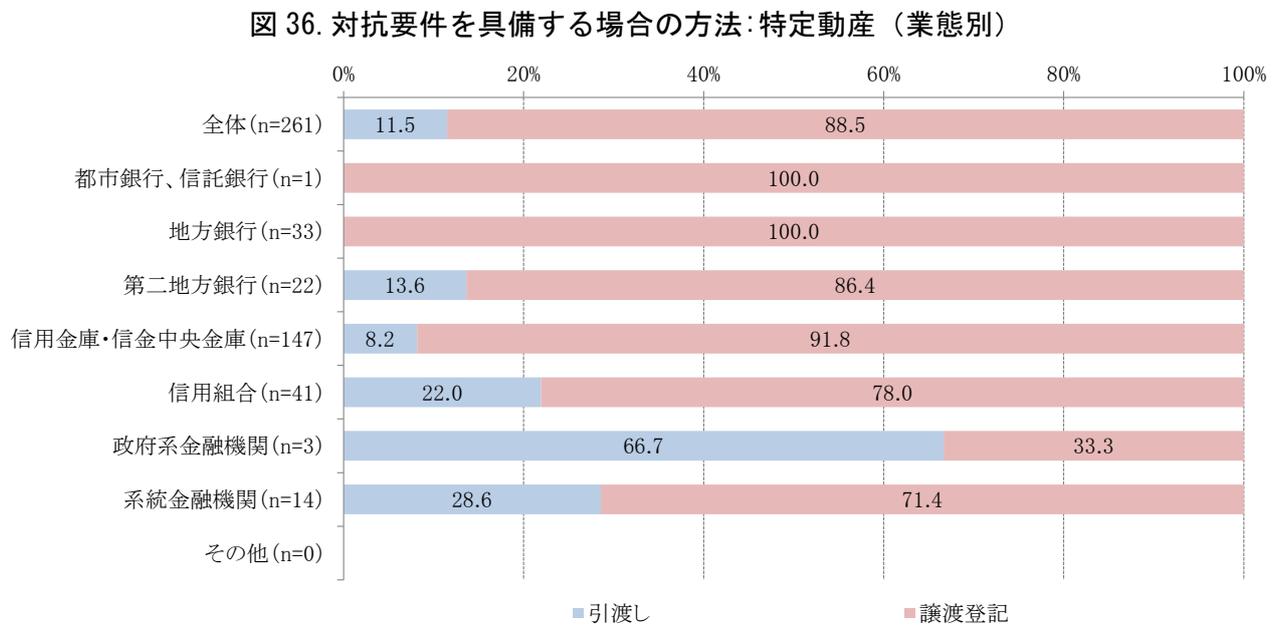
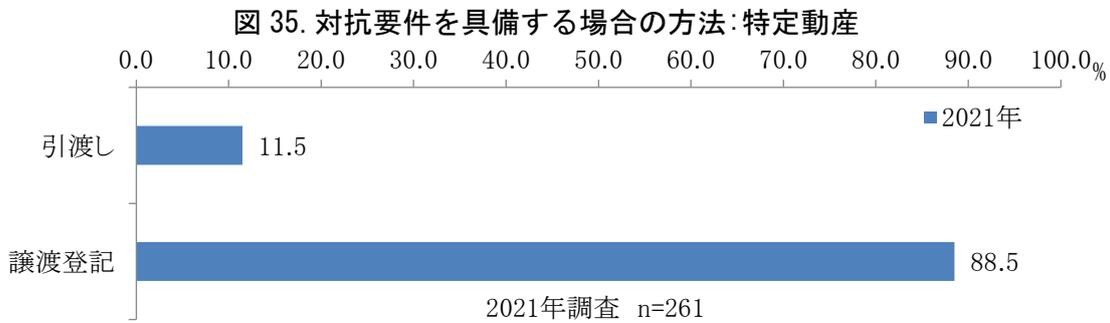
図 34. ABL で譲渡担保を用いる場合の後順位譲渡担保権（業態別）



Q25-1. 対抗要件の具備方法（特定動産）

特定動産に関する対抗要件の具備方法（単一回答）について、「譲渡登記」が88.5%、「引渡し」が11.5%となった。

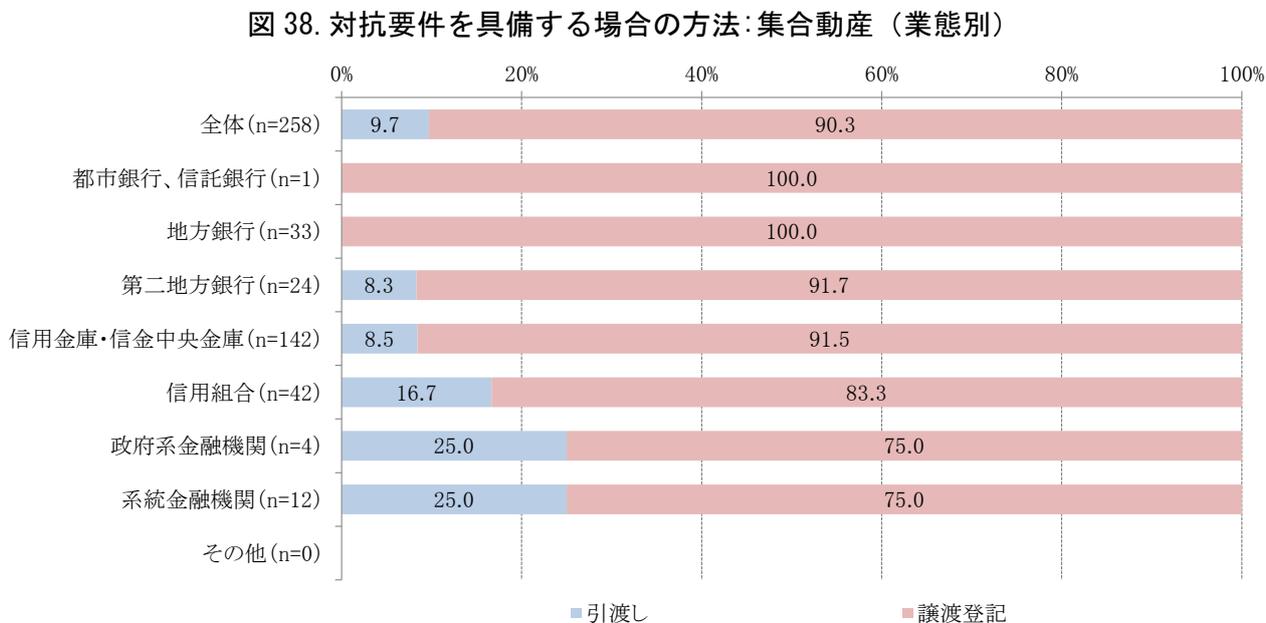
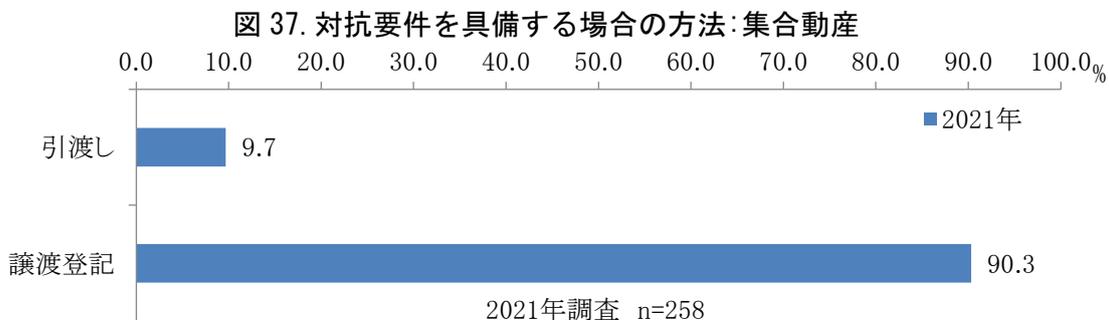
業態別では、信用組合、政府系金融機関、系統金融機関で「引渡し」が比較的高い結果となった。



Q25-2. 対抗要件の具備方法（集合動産）

集合動産に関する対抗要件の具備方法（単一回答）について、「譲渡登記」が90.3%、「引渡し」が9.7%となった。

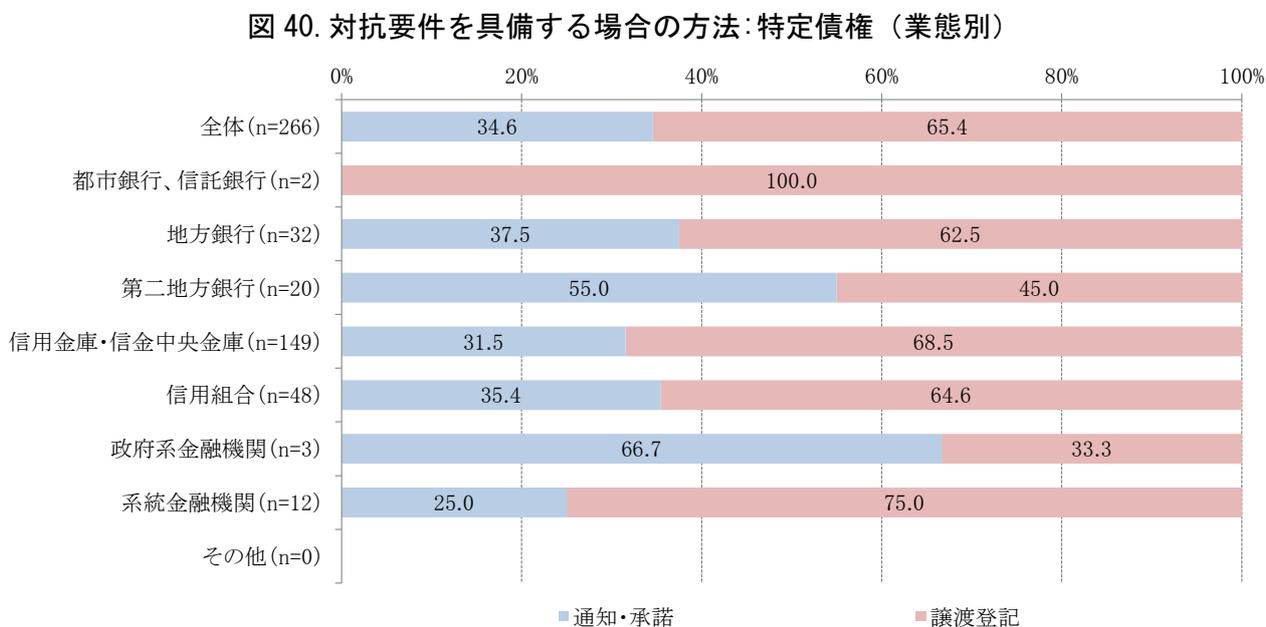
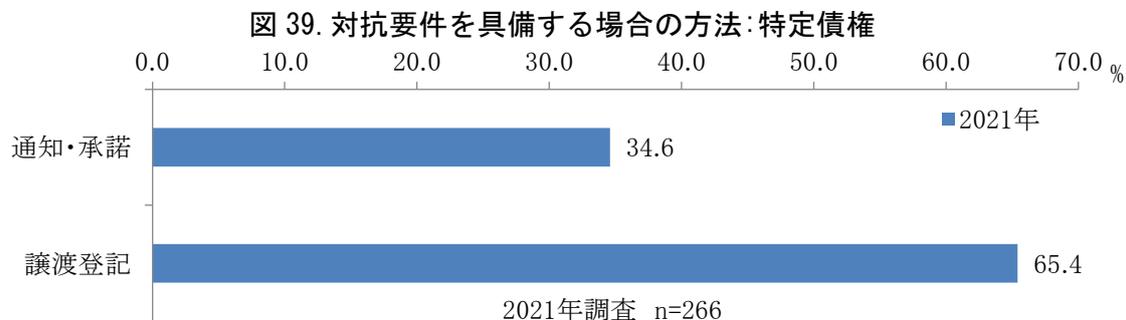
業態別では、信用組合、政府系金融機関、系統金融機関で「引渡し」が比較的高い結果となった。



Q25-3. 対抗要件の具備方法（特定債権）

特定債権に関する対抗要件の具備方法（単一回答）について、「譲渡登記」が65.4%、「通知・承諾」が34.6%となった。

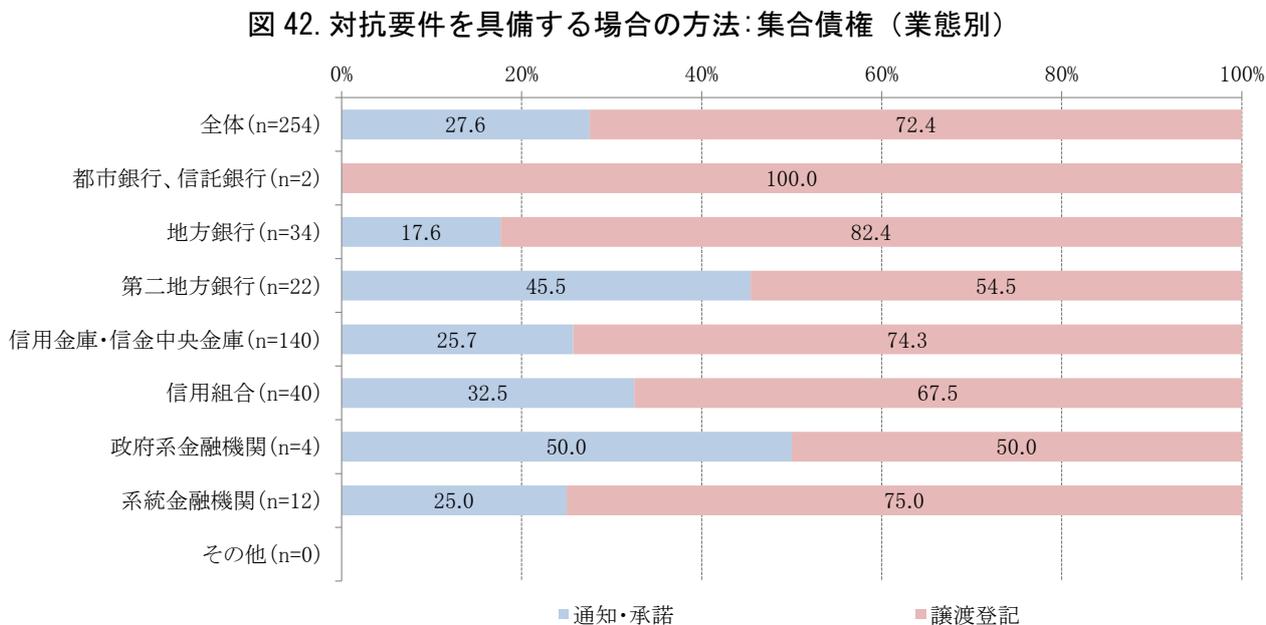
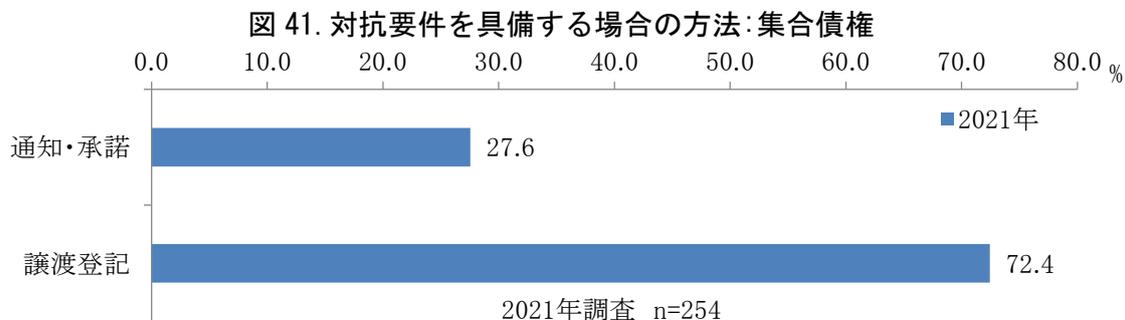
業態別では、第二地方銀行、政府系金融機関で「通知・承諾」が半数以上となった。



Q25-4. 対抗要件の具備方法（集合債権）

集合債権に関する対抗要件の具備方法（単一回答）について、「譲渡登記」が72.4%、「通知・承諾」が27.6%となった。

業態別では、第二地方銀行、政府系金融機関で「通知・承諾」が比較的高い結果となった。



### Q26. 譲渡登記制度の課題

譲渡登記制度の課題（複数回答）について、「自然人を対象としたものについて登記ができない」が43.4%と最も多かった。次いで「記載内容が固定的である」が36.0%、「商号変更や合併等の場合の変更登記ができない」が26.4%、「場所の変更登記ができない」が25.7%となった。

業態別では、第二地方銀行で「記載内容が固定的である」を課題としてあげる比率が半数を超えた。

図 43. 譲渡登記制度の課題

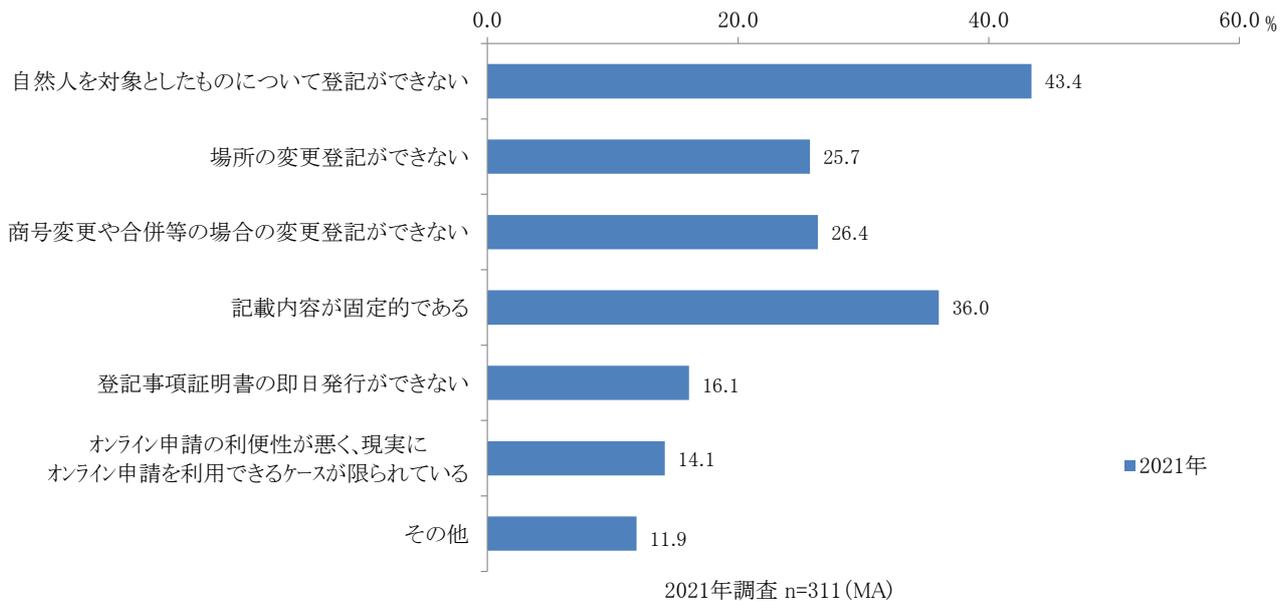


表 13. 譲渡登記制度の課題（業態別）

担保物件の換価処分に関する課題	業態別							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
自然人を対象としたものについて登記ができない	0	18	10	78	26	0	3	0
場所の変更登記ができない	0.0	43.9	40.0	45.9	49.1	0.0	21.4	0.0
商号変更や合併等の場合の変更登記ができない	1	13	12	42	9	1	2	0
記載内容が固定的である	1	14	10	46	7	1	3	0
登記事項証明書の即日発行ができない	33.3	31.7	48.0	24.7	17.0	20.0	14.3	0.0
オンライン申請の利便性が悪く、 実際にオンライン申請を利用できるケースが限られている	1	14	10	46	7	1	3	0
その他	33.3	34.1	40.0	27.1	13.2	20.0	21.4	0.0
回答機関数	1	14	13	59	18	1	6	0
	33.3	34.1	52.0	34.7	34.0	20.0	42.9	0.0
	1	4	3	30	10	0	2	0
	33.3	9.8	12.0	17.6	18.9	0.0	14.3	0.0
	0	9	4	21	9	1	0	0
	0.0	22.0	16.0	12.4	17.0	20.0	0.0	0.0
	0	6	1	16	7	2	5	0
	0.0	14.6	4.0	9.4	13.2	40.0	35.7	0.0
	3	41	25	170	53	5	14	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

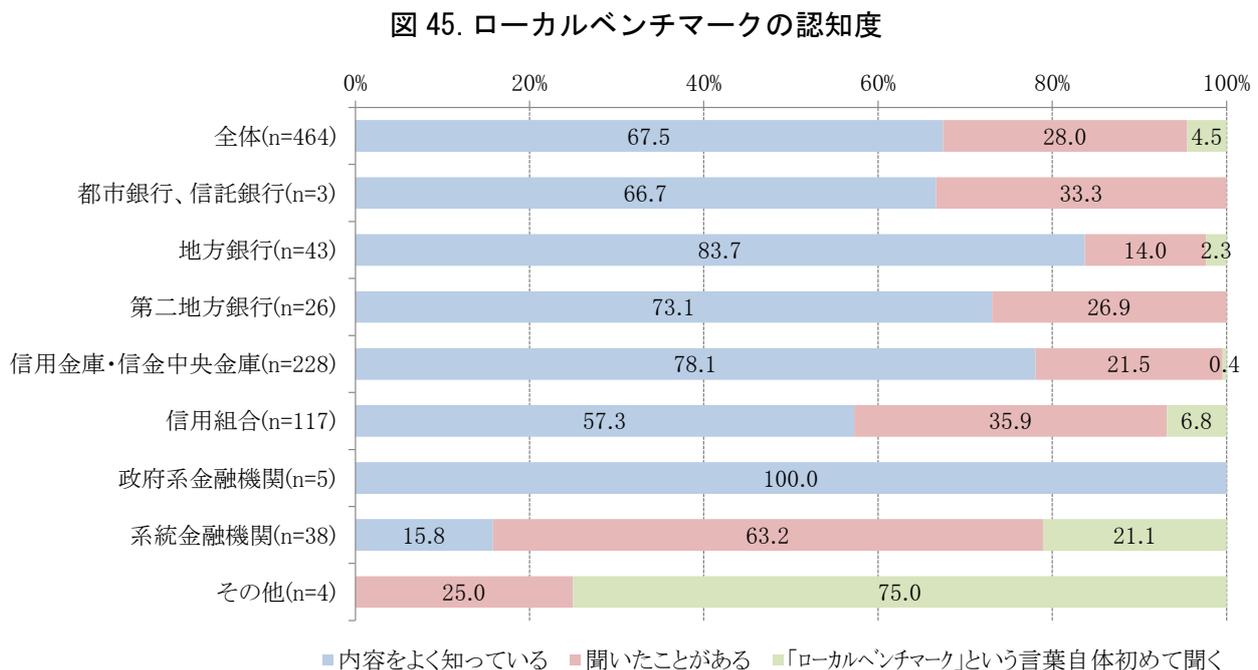
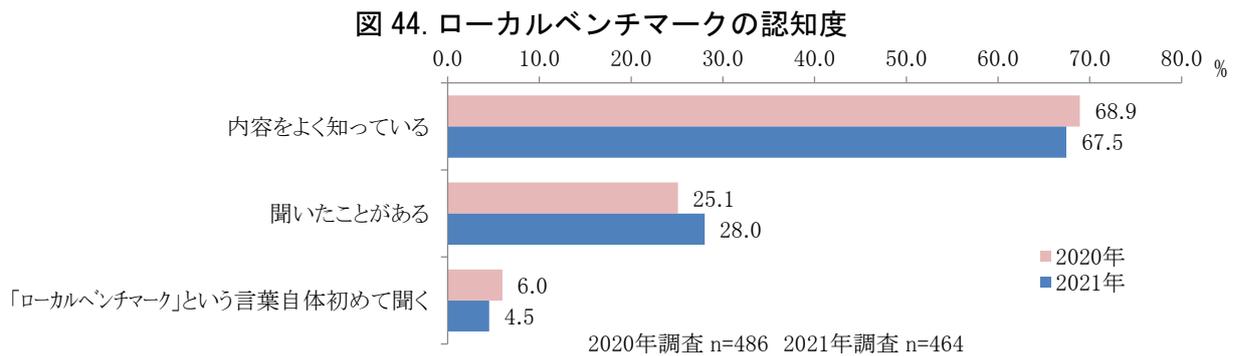
※その他は該当する金融機関がなかった。

#### 4. ローカルベンチマークについて

##### Q27. ローカルベンチマークの認知度

ローカルベンチマークの認知度（単一回答）について、「内容をよく知っている」が67.5%と最も多かった。昨年（2020年）調査と比較すると、「内容をよく知っている」が1.4ポイント減少しているが、「聞いたことがある」は2.9ポイント増加している。依然として70%近くの金融機関がローカルベンチマークを認知している。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫、政府系金融機関でローカルベンチマークの認知度が高い傾向にある。



Q28. ローカルベンチマークに関する情報の閲覧内容

ローカルベンチマークに関する情報の閲覧内容（複数回答）について、「経済産業省ローカルベンチマークホームページ」が84.9%と最も多かった。次いで「ローカルベンチマークツール」が54.0%、「ローカルベンチマークガイドブック」が32.8%となった。

業態別では、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫において「ローカルベンチマークツール」が60%を超えている。

図 46. ローカルベンチマークに関する情報の閲覧内容

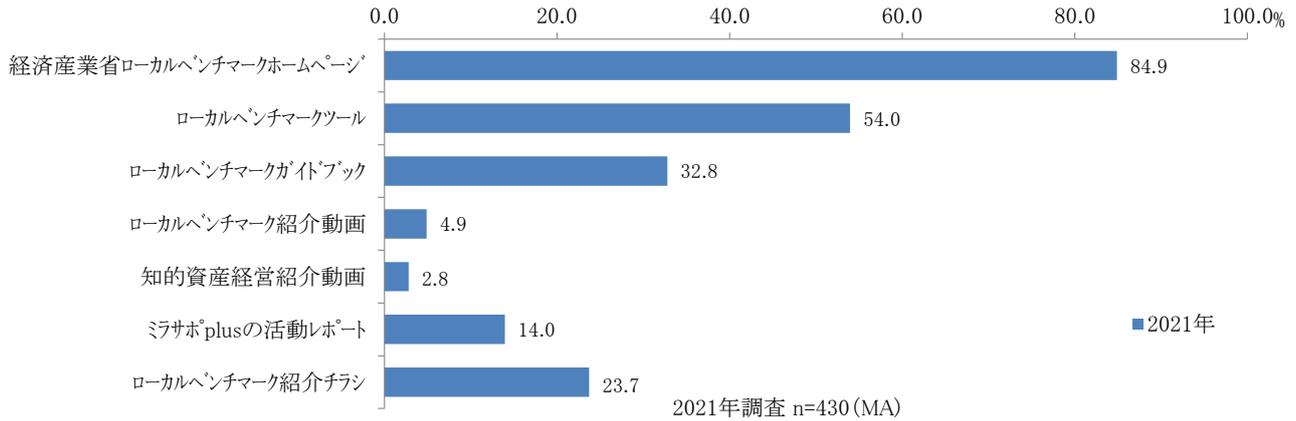


表 14. ローカルベンチマークに関する情報の閲覧内容（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

担保物件の換価処分に関する課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系 金融機関	系統 金融機関	その他
経済産業省ローカルベンチマークホームページ	3	36	25	200	74	5	21	1
	100.0	85.7	96.2	89.7	70.5	100.0	84.0	100.0
ローカルベンチマークツール	0	24	16	139	46	2	5	0
	0.0	57.1	61.5	62.3	43.8	40.0	20.0	0.0
ローカルベンチマークガイドブック	0	12	9	84	33	2	1	0
	0.0	28.6	34.6	37.7	31.4	40.0	4.0	0.0
ローカルベンチマーク紹介動画	0	5	1	10	4	1	0	0
	0.0	11.9	3.8	4.5	3.8	20.0	0.0	0.0
知的資産経営紹介動画	0	1	0	9	2	0	0	0
	0.0	2.4	0.0	4.0	1.9	0.0	0.0	0.0
ミラサポplusの活動レポート	0	9	5	35	9	1	1	0
	0.0	21.4	19.2	15.7	8.6	20.0	4.0	0.0
ローカルベンチマーク紹介チラシ	0	10	7	51	29	2	3	0
	0.0	23.8	26.9	22.9	27.6	40.0	12.0	0.0
回答機関数	3	42	26	223	105	5	25	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q29. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用状況について（単一回答）、「活用している<sup>5</sup>」が37.2%で、昨年（2020年）調査と比較してもほぼ同程度の結果となった。

ローカルベンチマークの開始時期は、2017年が61件と最も多い。総活用件数の合計は135,722件（「財務シート・非財務シートの双方活用」が59,118件、「財務シートのみ活用」が29,489件、「非財務シートのみ活用」が47,115件）であった。件数別では、「財務シート・非財務シートの双方活用」では「100件以上500件未満」が40.6%、「財務シートのみ活用」では「1,000件以上」が33.3%、「非財務シートのみ活用」では「1,000件以上」が50.0%と最も多かった。

図 47. ローカルベンチマークの活用状況

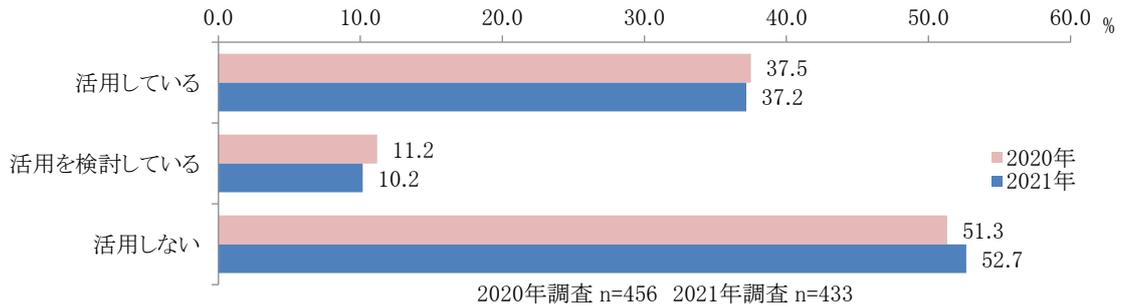
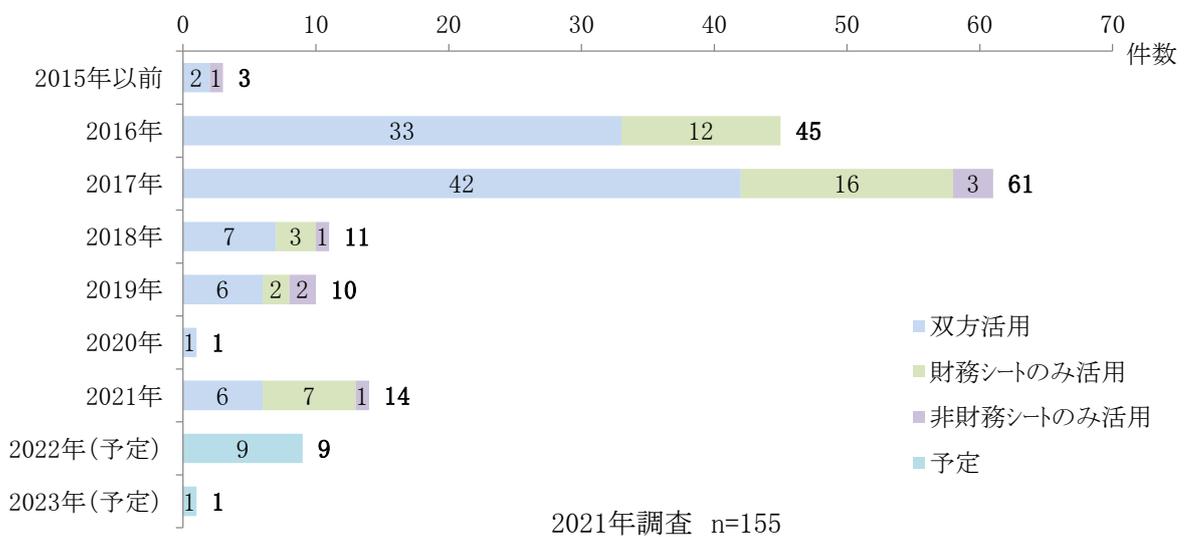


図 48. ローカルベンチマークの活用開始時期



<sup>5</sup> 「活用している」は、「財務シート・非財務シートの双方活用」、「財務シートのみ活用」及び「非財務シートのみ活用」の合算。

図 49. ローカルベンチマークの活用状況：財務シート・非財務シートの双方活用（件数別）

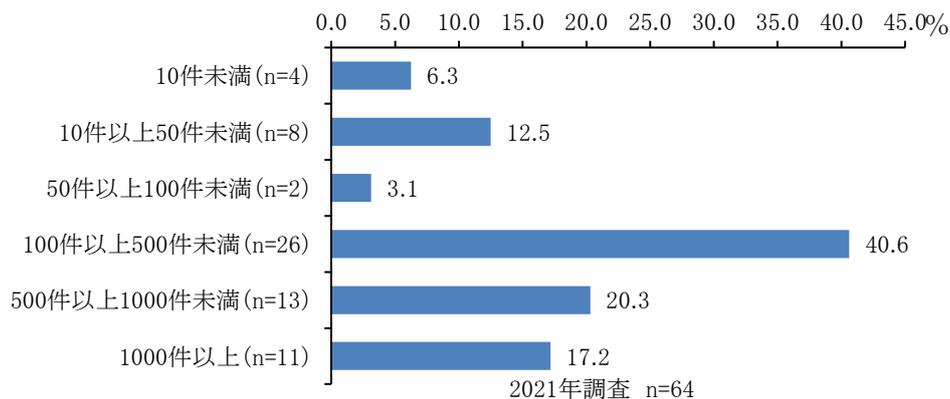


図 50. ローカルベンチマークの活用状況：財務シートのみ活用（件数別）

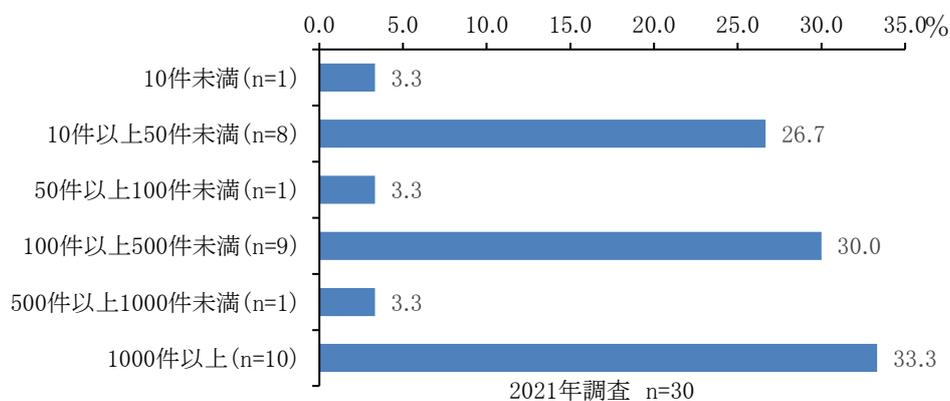
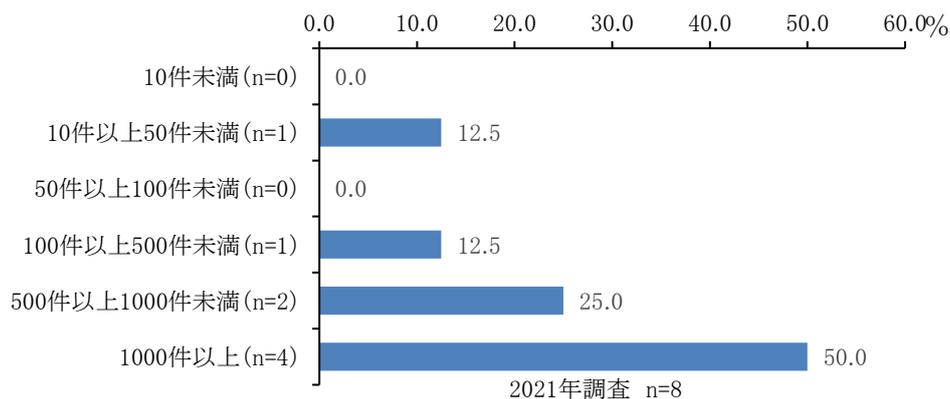


図 51. ローカルベンチマークの活用状況：非財務シートのみ活用（件数別）



業態別では、第二地方銀行で「活用している」が50.0%超と高く、昨年（2020年）調査と比較しても2.3ポイント増加している。

図 52. ローカルベンチマークの活用状況（業態別）2021年調査

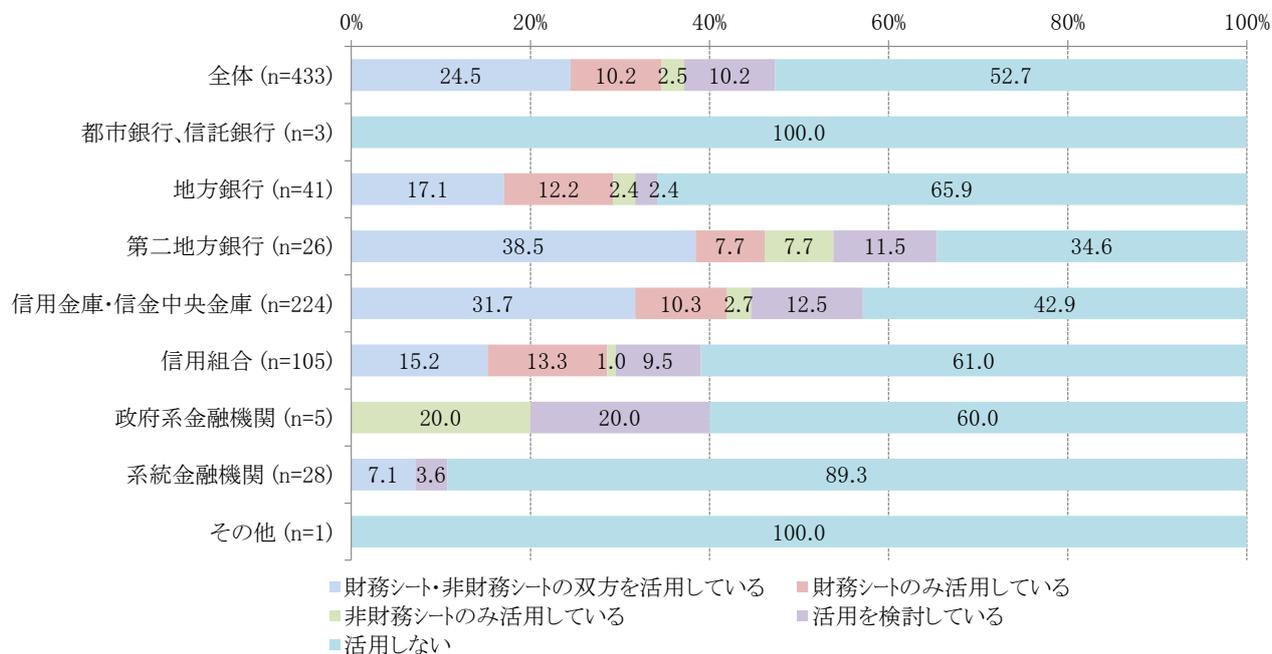
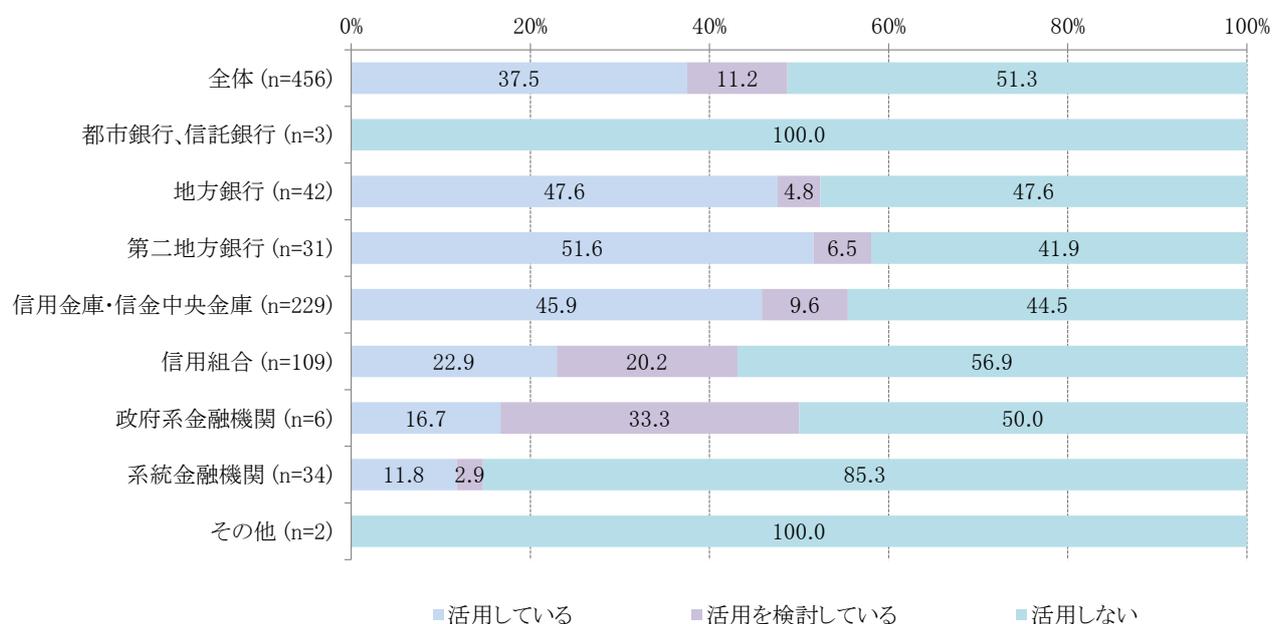


図 53. ローカルベンチマークの活用状況（業態別）2020年調査



### Q30. ローカルベンチマークを利活用している職員の割合

ローカルベンチマークを利活用している職員の割合（単一回答）について、「あまり（職員のうち概ね1/3以下）利活用していない」が38.1%と最も多かった。次いで「概ね（職員のうち概ね2/3以上）利活用している」が27.7%、「ある程度（職員のうち概ね半分程度）利活用している」が18.3%となった。

業態別では、地方銀行でローカルベンチマークを利活用している職員の割合が高い。

図 54. ローカルベンチマークを利活用している職員の割合

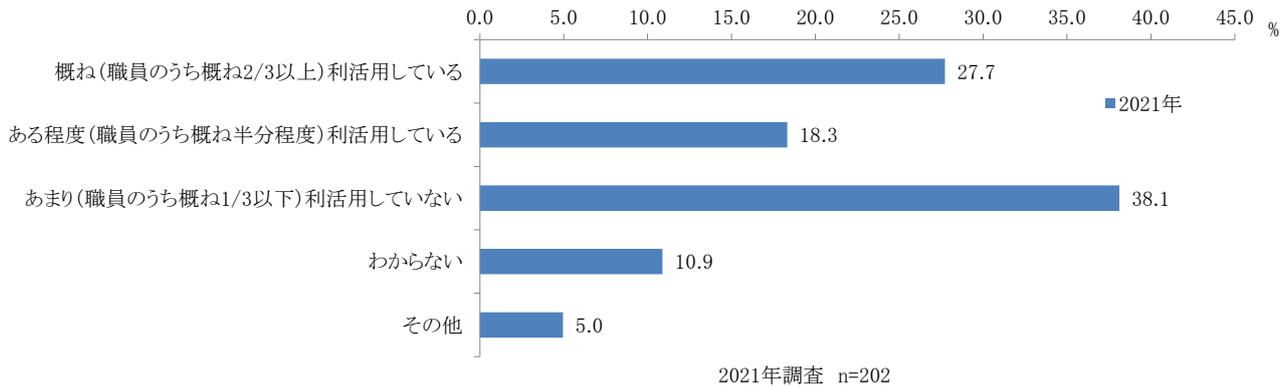
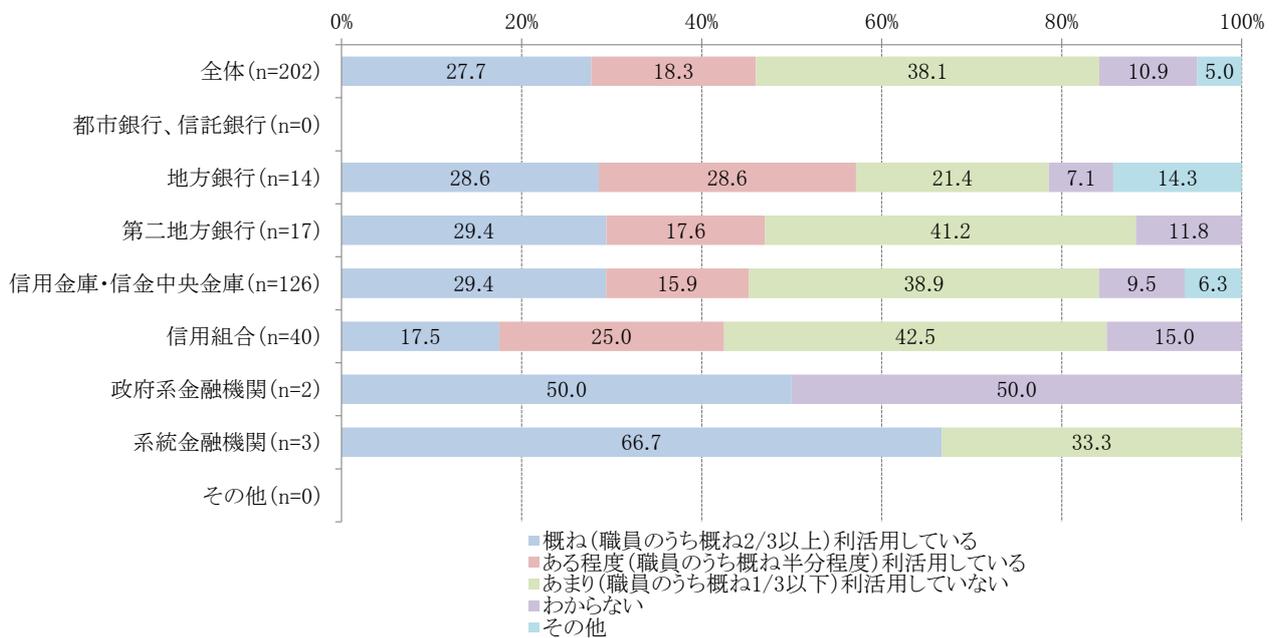


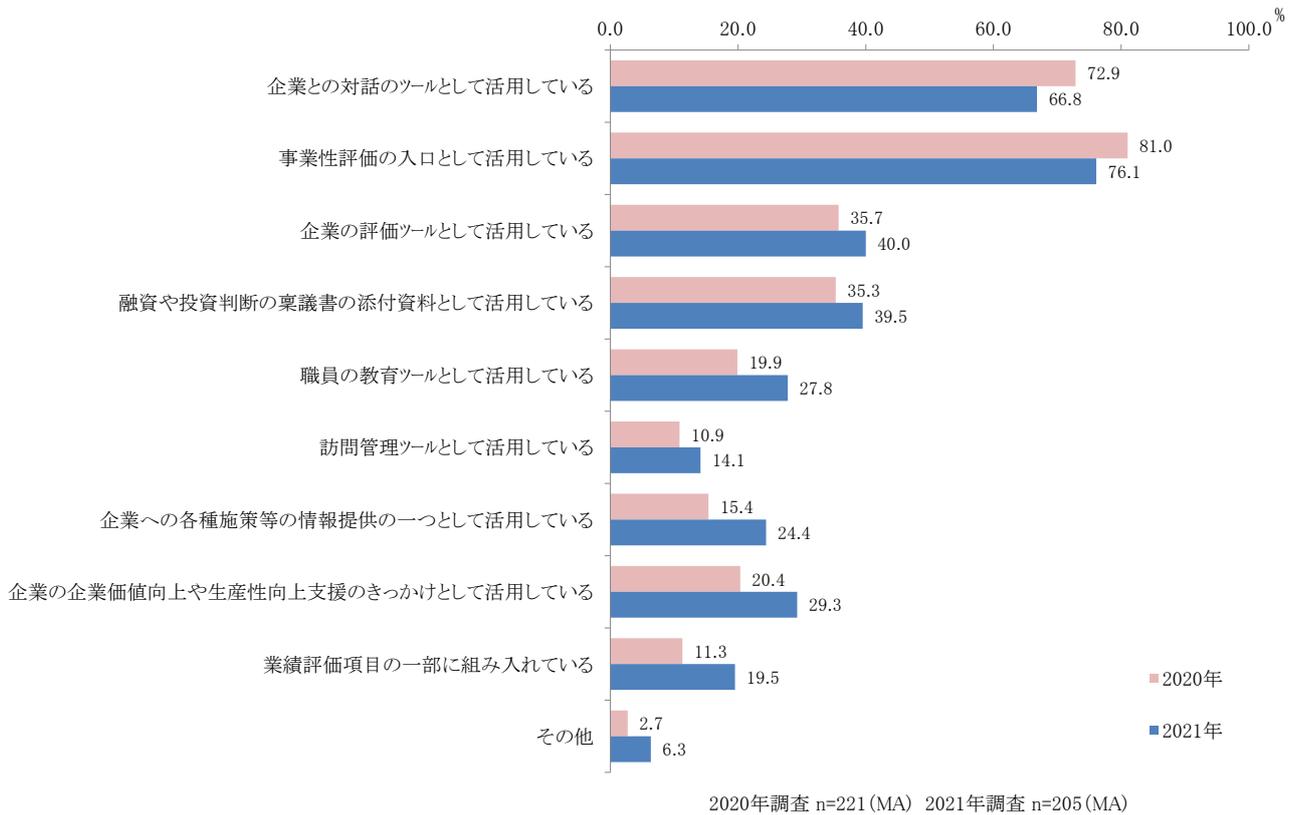
図 55. ローカルベンチマークを利活用している職員の割合（業態別）



### Q31. ローカルベンチマークの活用目的

ローカルベンチマークの活用目的（複数回答）について、「事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）」が76.1%と最も多く、次いで「企業との対話ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）」が66.8%となった。

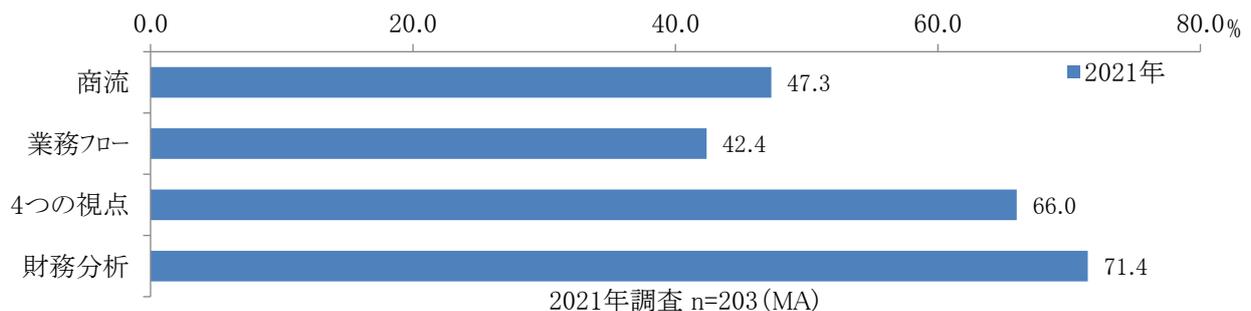
図 56. ローカルベンチマークの活用目的



### Q32. ローカルベンチマークの活用パート

ローカルベンチマークの活用パート（複数回答）について、「財務分析」が71.4%で最も多く、次いで「4つの視点（現状把握・将来目標・課題・対応策含む）」が66.0%となった。

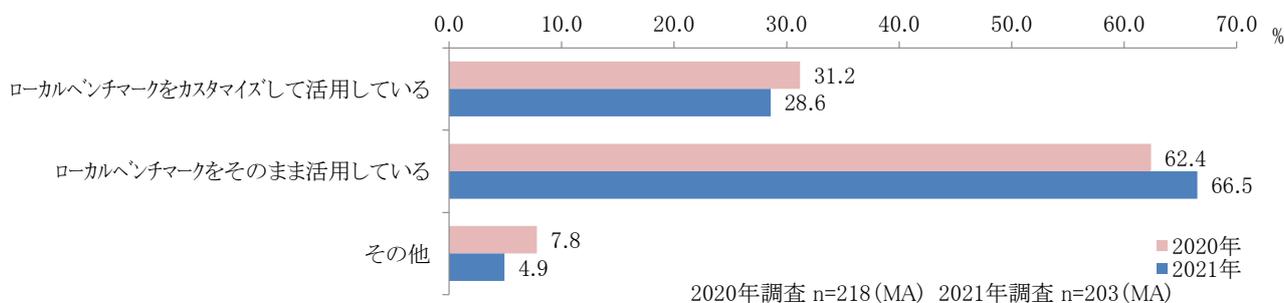
図 57. ローカルベンチマークの活用パート



### Q33. ローカルベンチマークの活用状況

ローカルベンチマークの活用方法（複数回答）について、「ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している」が66.5%と最も多かった。

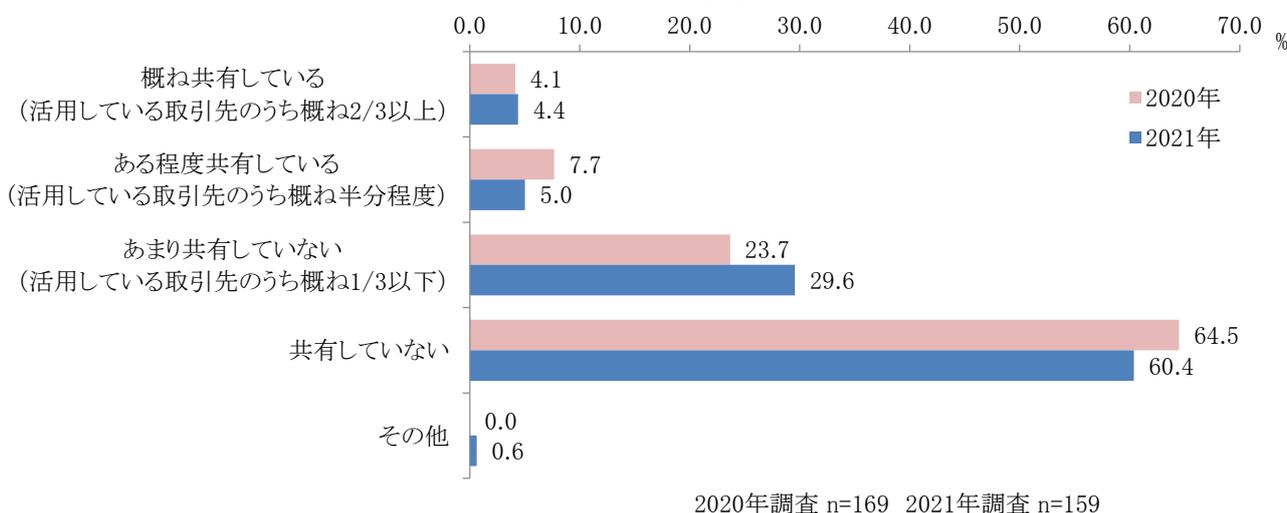
図 58. ローカルベンチマークの活用方法



### Q36. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況

ローカルベンチマークの支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員）との共有状況（単一回答）について、「共有していない」が60.4%で最も多く、次いで「あまり共有していない（活用している取引先のうち概ね1/3以下）」が29.6%となっており、何らかの情報を支援機関と共有している金融機関は40%弱に留まった。昨年（2020年）調査と比較すると何らかの情報を支援機関と共有している金融機関は3.5ポイント増加している。

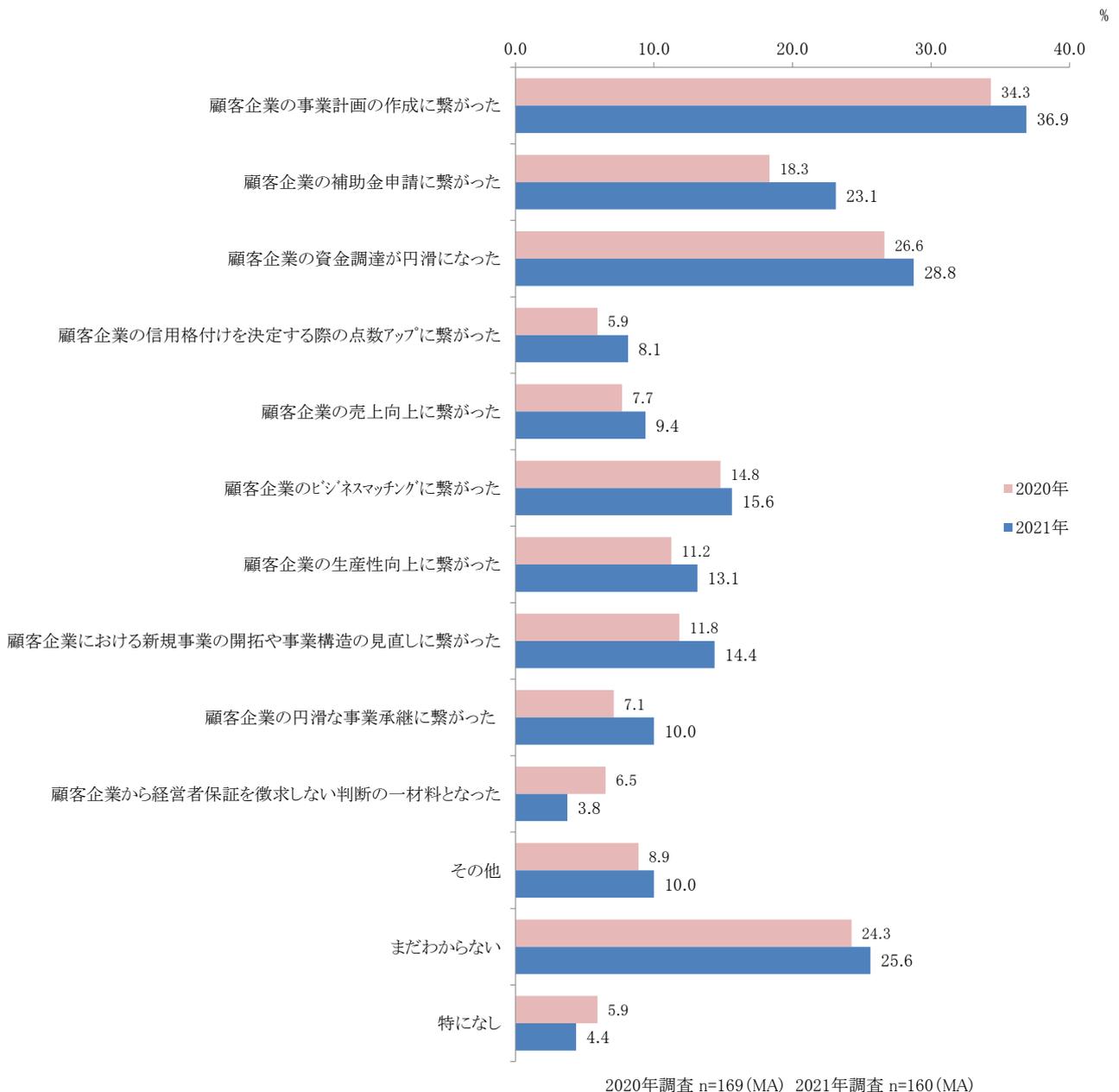
図 59. ローカルベンチマークの支援機関との共有状況



### Q37. ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果

ローカルベンチマークを活用後の顧客企業の効果（複数回答）について、「顧客企業の事業計画の作成に繋がった」が36.9%と最も多かった。次いで「顧客企業の資金調達が円滑になった」が28.8%、「まだわからない」が25.6%、「顧客企業の補助金申請に繋がった」が23.1%となった。

図 60. ローカルベンチマーク活用後の顧客企業の効果

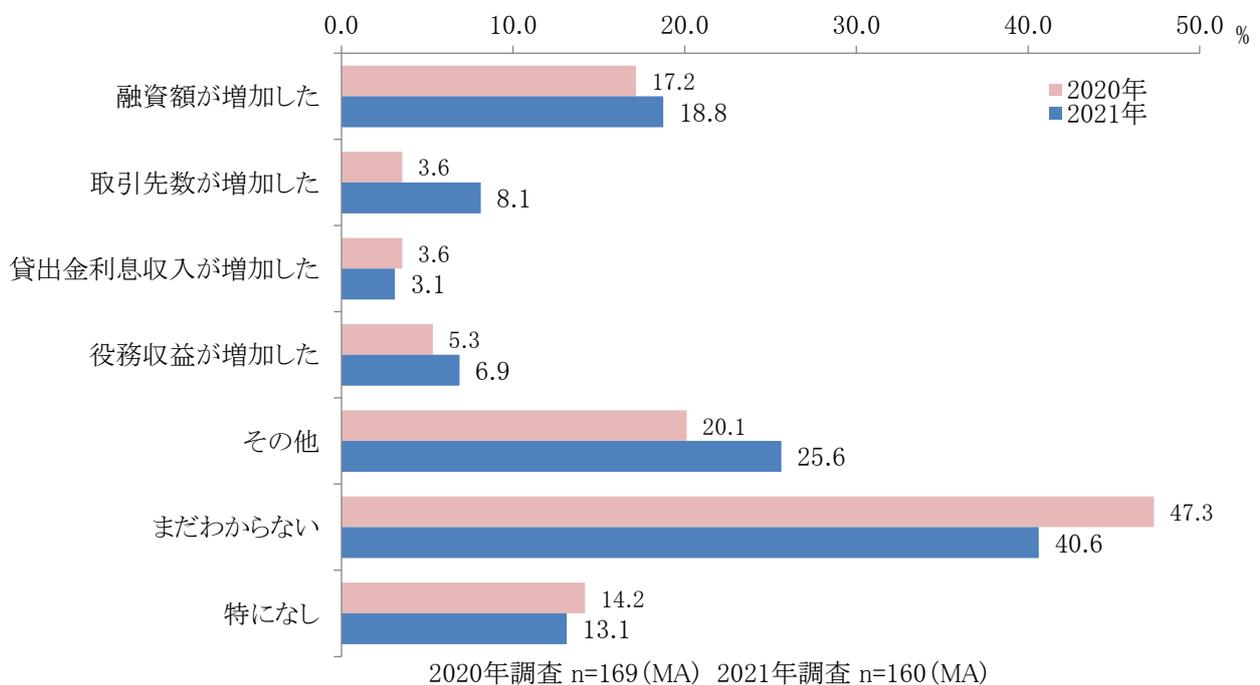


### Q38. ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果

ローカルベンチマーク活用後の各金融機関の効果（単一回答）について、「まだわからない」が40.6%と最も多かったが、昨年（2020年）調査と比較すると6.7ポイント減少している。「融資額が増加した」が18.8%、「取引先数が増加した」が8.1%となっており、具体的な効果を実感している金融機関が存在している。

また、「その他」の自由回答としては、「取引先企業へのドアノックツールとして活用」や「事業性評価（理解）につながった」など、取引先との対話が増加し、取引先に対する理解が深まったという回答の他、「事業性評価（理解）につながった」、「営業店と本部における情報の共有化と支援策検討に役立つ」、「経営者との対話ツールとして職員のスキルアップに繋がっている」といった金融機関内での事業性評価の推進や情報共有、職員のスキルアップにつながったという回答があった。

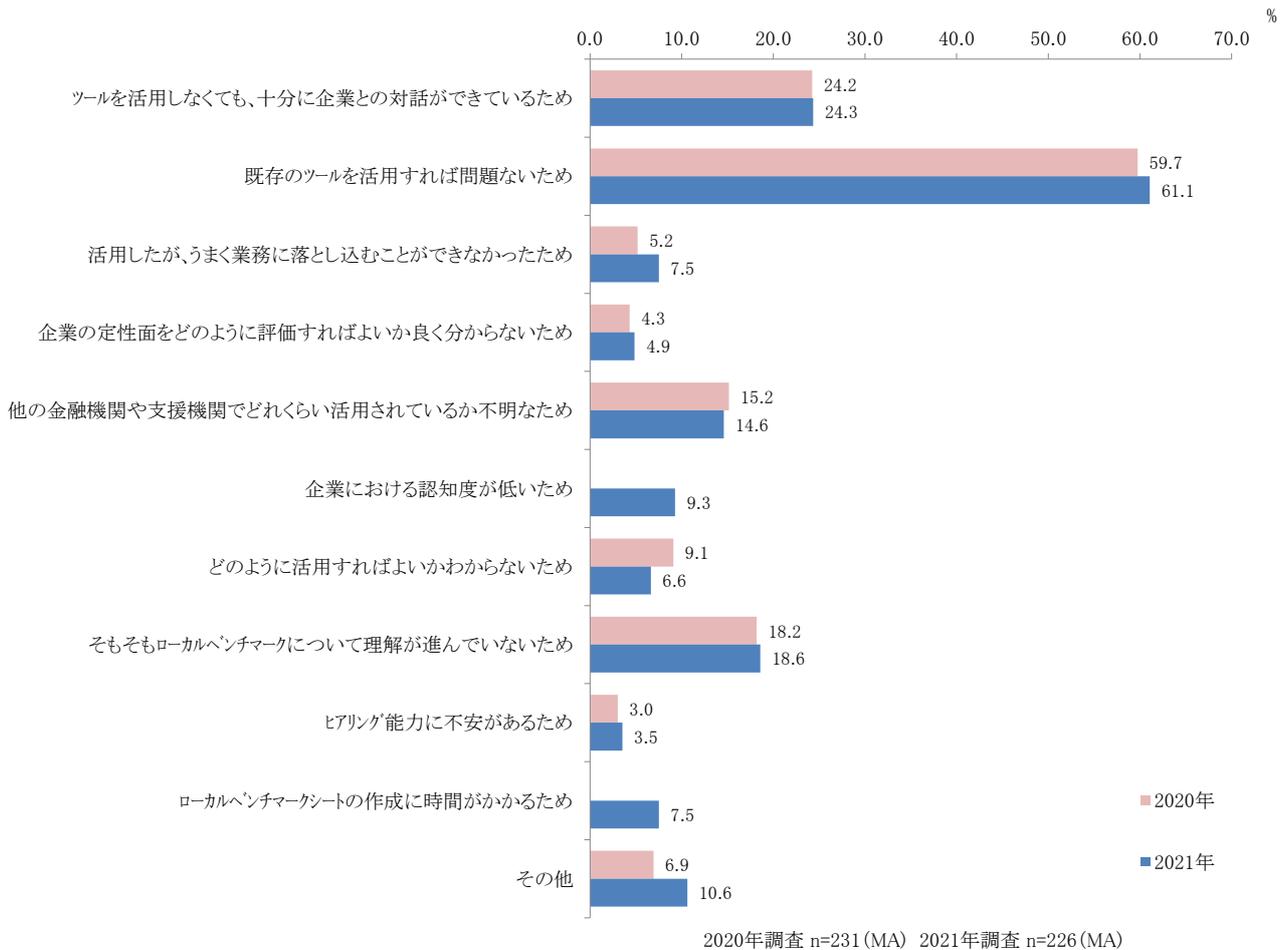
図 61. ローカルベンチマーク活用後の金融機関の効果



#### Q41. ローカルベンチマークを活用しない理由

ローカルベンチマークを活用しない理由（複数回答）は、「既存のツールを活用すれば問題ないため」が61.1%と最も多かった。次いで「ツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため」が24.3%となっており、昨年（2020年）調査から引き続いて、他のツールが既にあることやツール活用によるメリットの不足が窺えた。

図 62. ローカルベンチマークを活用しない理由

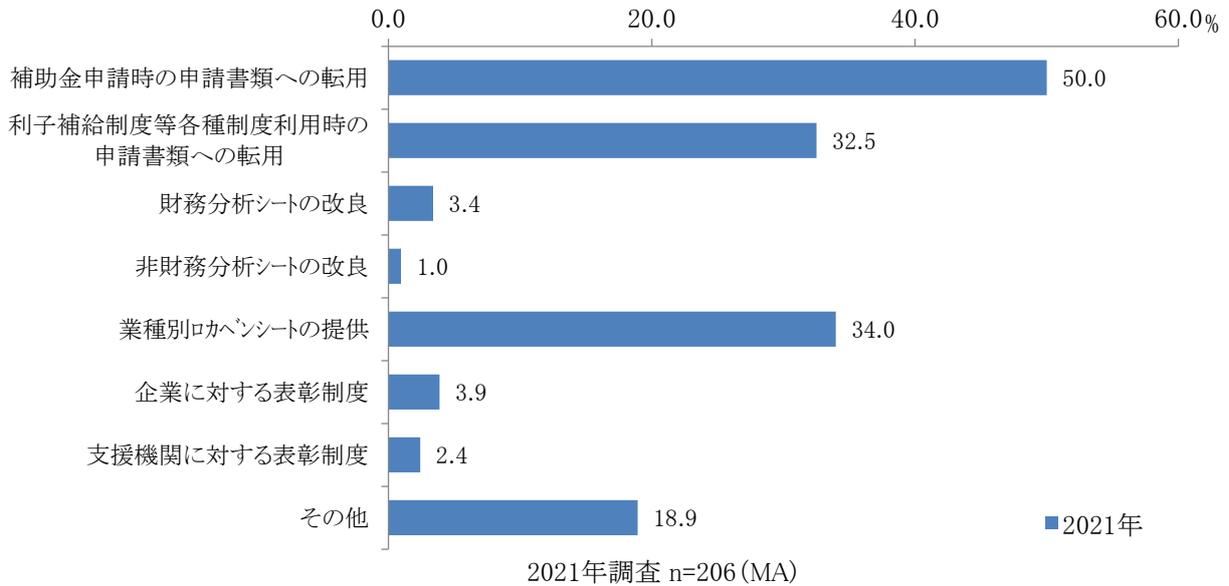


※2021年調査より「企業における認知度が低いため」「ローカルベンチマークシートの作成に時間がかかるため」を項目追加

#### Q42. ローカルベンチマークを活用したいと思う制度やツール等

ローカルベンチマークを活用したいと思う制度やツール等（複数回答）について、「補助金申請時の申請書類への転用」が 50.0%と最も多かった。次いで「業種別ロカベンシートの提供」が 34.0%、「利子補給制度等各種制度利用時の申請書類への転用」が 32.5%となった。

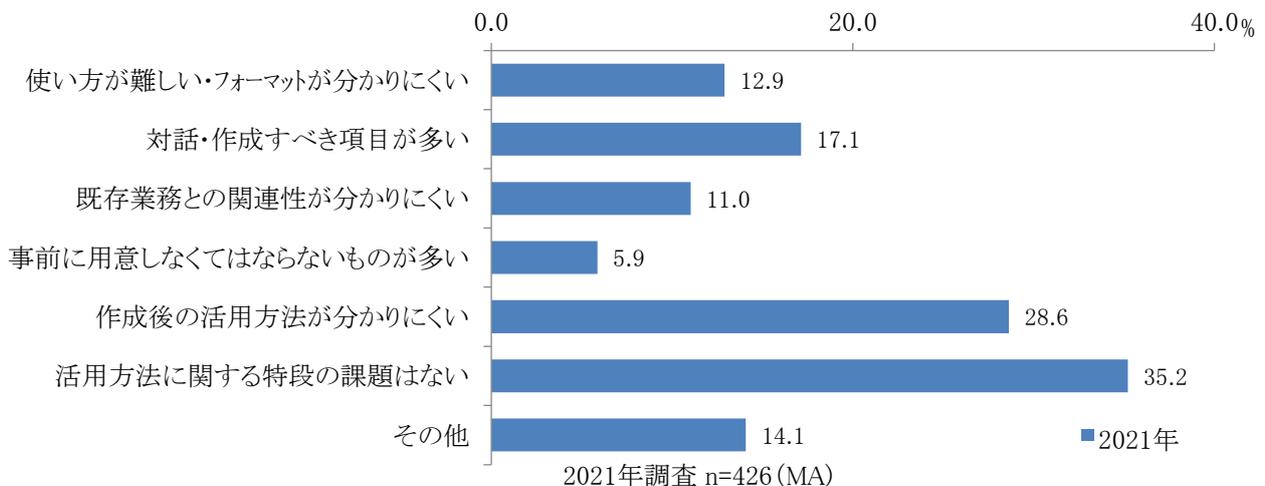
図 63. ローカルベンチマークを活用したいと思う制度やツール等



#### Q43-1. ローカルベンチマークの活用方法に関する課題

ローカルベンチマークの活用方法に関する課題（複数回答）について、「活用方法に関する特段の課題はない」が 35.2%と最も多かった。次いで「作成後の活用方法が分かりにくい」が 28.6%、「対話・作成すべき項目が多い」が 17.1%となった。

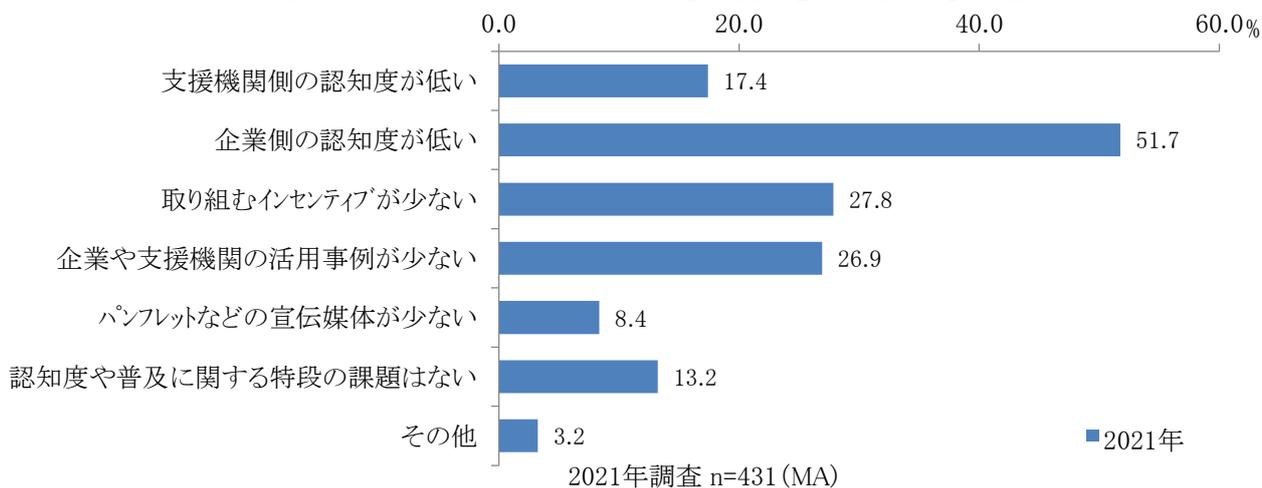
図 64. ローカルベンチマークの活用方法に関する課題



### Q43-2. ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題

ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題（複数回答）について、「企業側の認知度が低い」が51.7%と最も多かった。次いで「取り組むインセンティブが少ない」が27.8%、「企業や支援機関の活用事例が少ない」が26.9%となった。

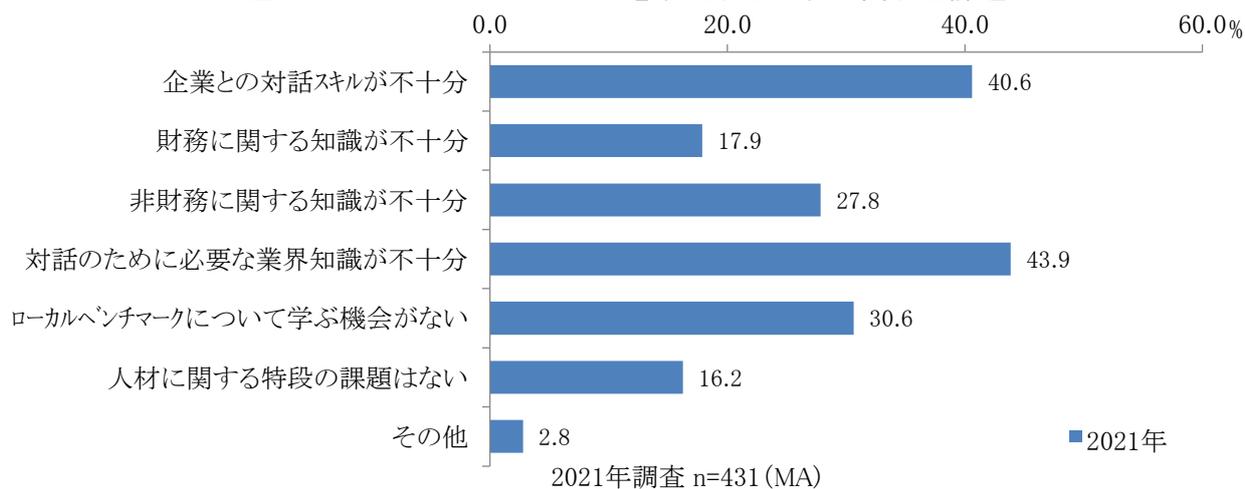
図 65. ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題



### Q43-3. ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題

ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題（複数回答）について、「対話のために必要な業界知識が不十分」が43.9%と最も多かった。次いで「企業との対話スキルが不十分」が40.6%、「ローカルベンチマークについて学ぶ機会がない」が30.6%となった。

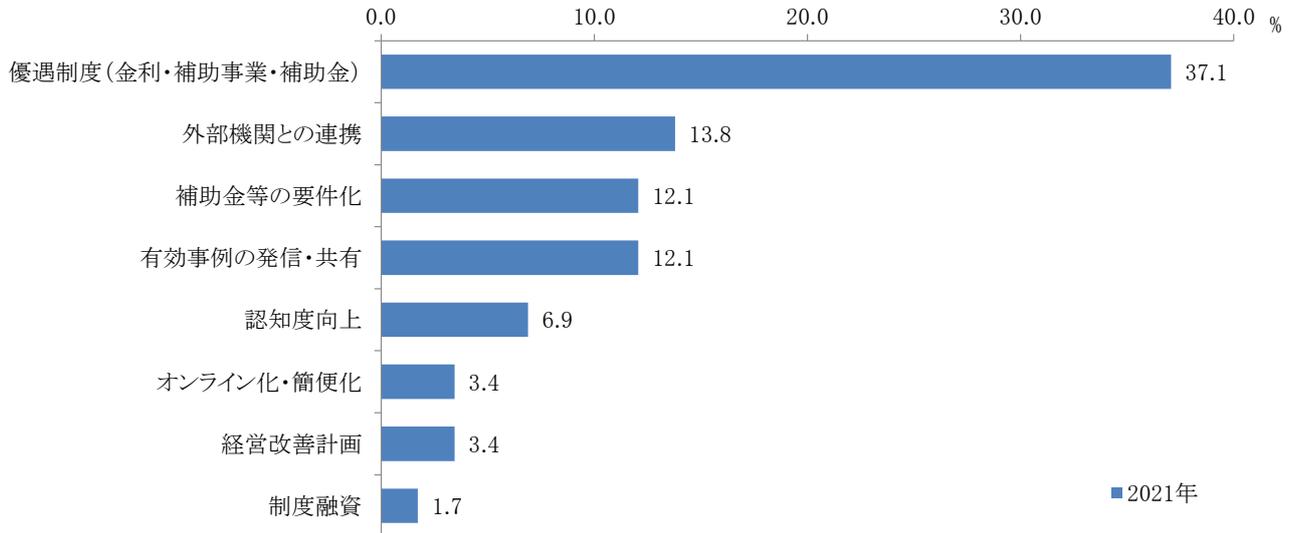
図 66. ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題



#### Q45. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策

ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策（自由記述）を類型化したところ、「補助金や助成金申請にあたっての加点・優遇」が37.1%と最も多く、次いで「認定支援機関・再生支援協議会・中小企業支援機関など外部機関との連携」が13.8%と続いた。

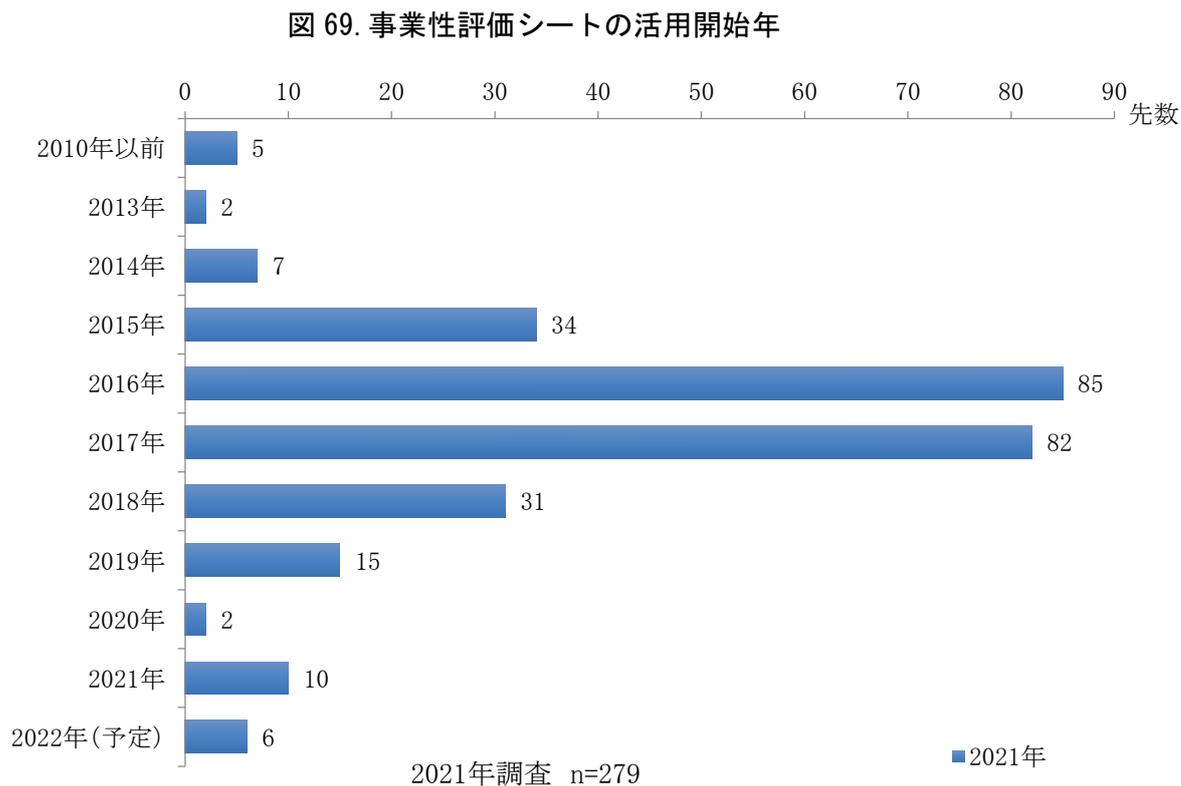
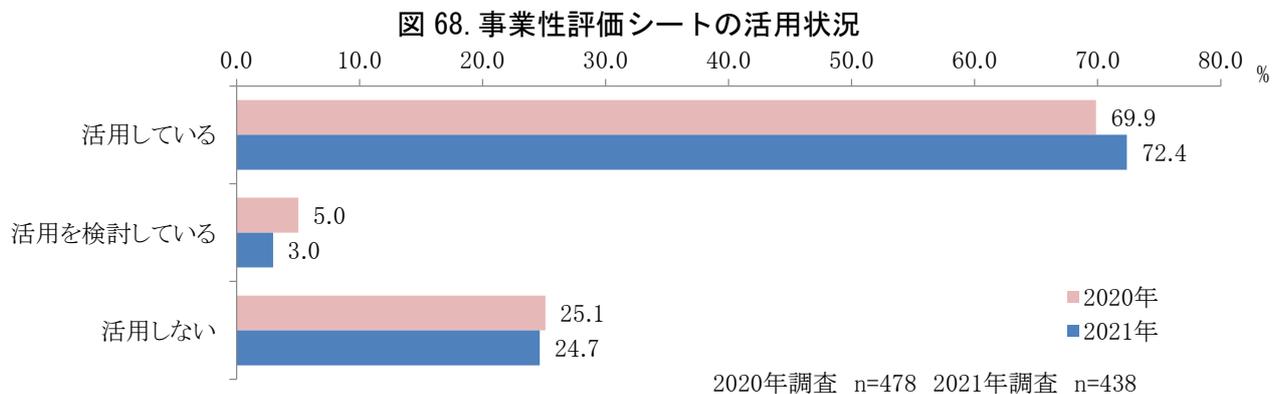
図 67. ローカルベンチマーク活用の促進に向けた具体的な施策



2021年調査 n=116(自由記述・類型化)

Q46. 事業性評価シートの活用状況

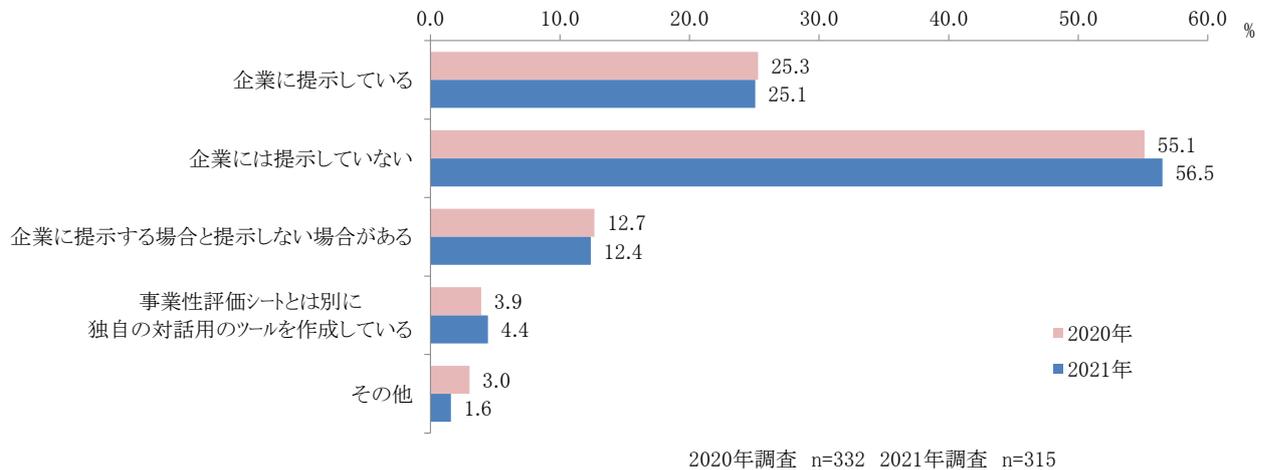
事業性評価シートの活用状況について、「活用している」が72.4%と最も多くなった。また、事業性評価シートの活用を開始した年は、2016年、2017年が多かった。活用している金融機関のうち、総活用件数の中央値は500件（最大値：25,000件、最小値：1件）であり、総活用件数の合計は360,632件であった。



### Q47. 事業性評価シートの提示状況

金融機関独自の事業性評価シートの企業への提示状況（単一回答）について、「企業には提示していない」が56.5%と最も多かった。次いで「企業に提示している」が25.1%となった。

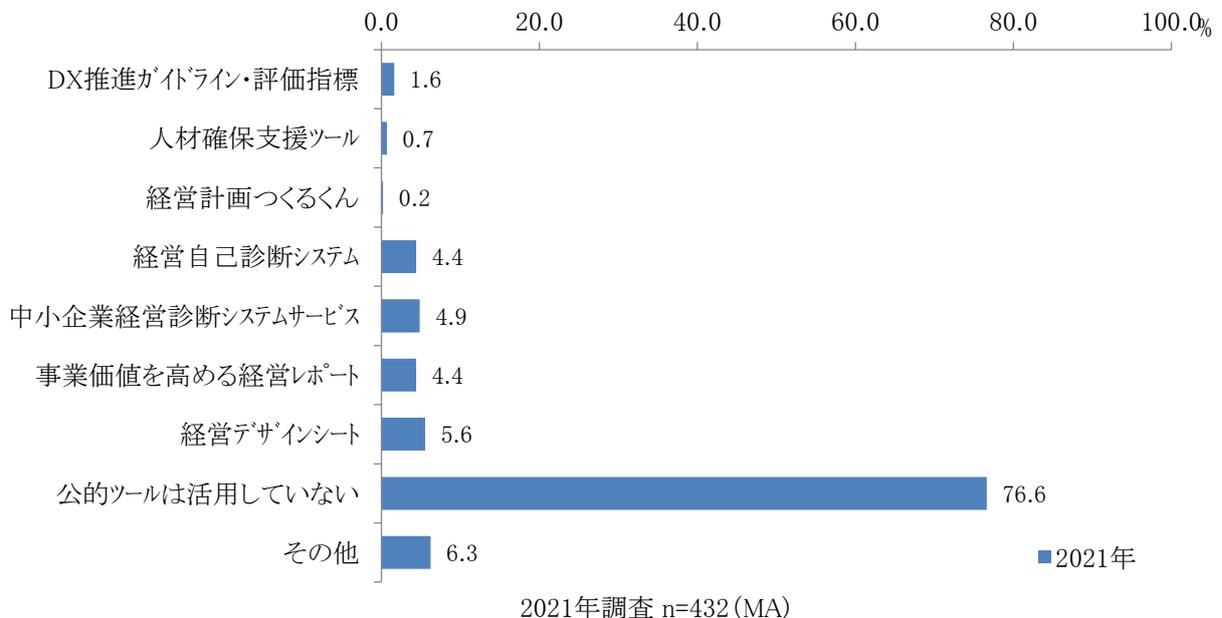
図 70. 事業性評価シートの提示状況



### Q48. 地域企業を支援する際に活用している公的なツール等

地域企業を支援する際に活用している公的なツール等（複数回答）について、「公的ツールは活用していない」が76.6%と最も多かった。次いで「経営デザインシート」が5.6%となった。

図 71. 地域企業を支援する際に活用している公的なツール等



## 5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

### Q50. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組み

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組み（単一回答）について、「検討したことがないが、今後検討したい」が44.7%と最も多かった。本格実施、実証実験段階を合わせて「既に取り組んでいる」と回答した金融機関は本格実施、実証実験段階を合わせて7.2%に留まっており、昨年（2020年）調査と比較しても、FinTechの融資・審査活用に向けた取組みとしては1.0ポイントの微増であった。

業態別では、信用金庫・信金中央金庫で「検討したことがないが、今後検討したい」が半数を超えた。

図 72. FinTech の融資・審査への活用に向けた取組み

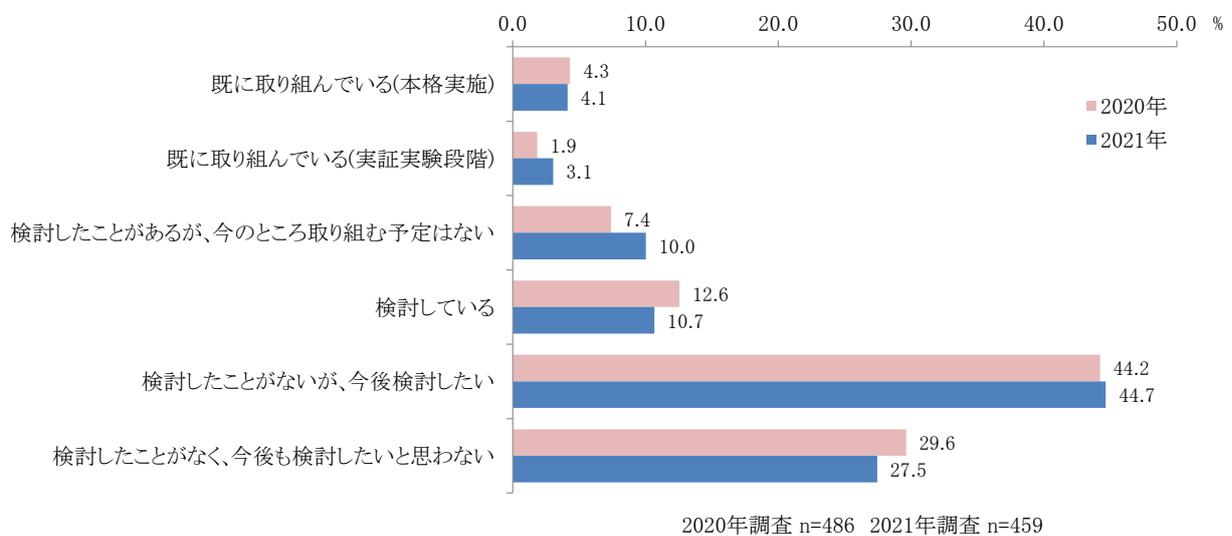
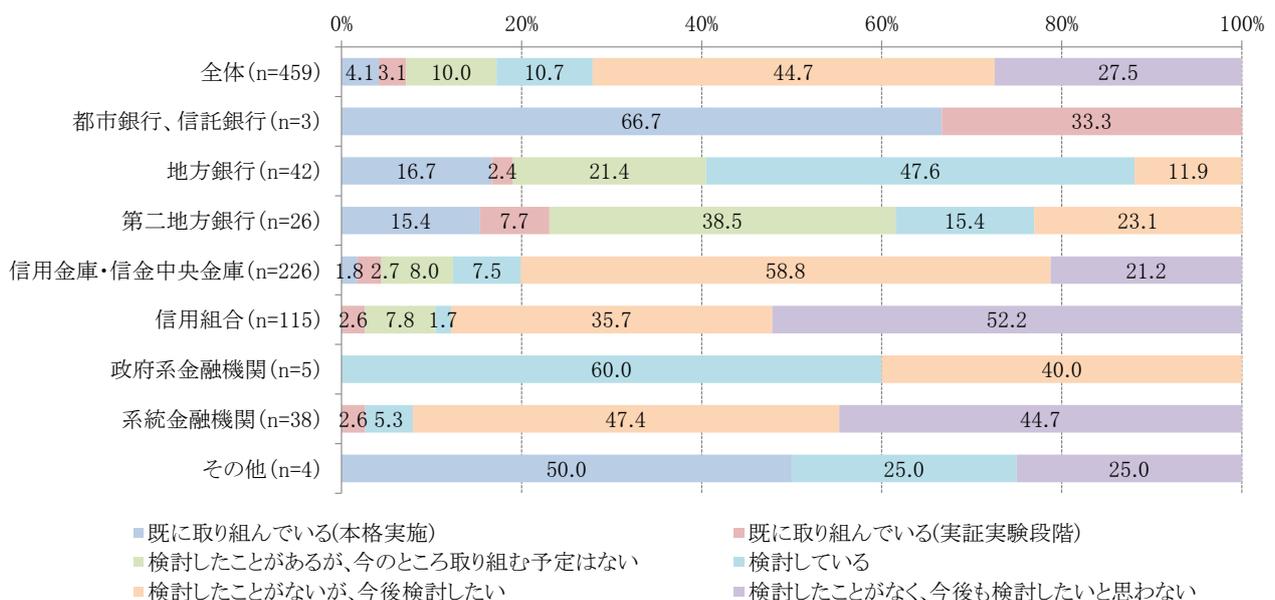


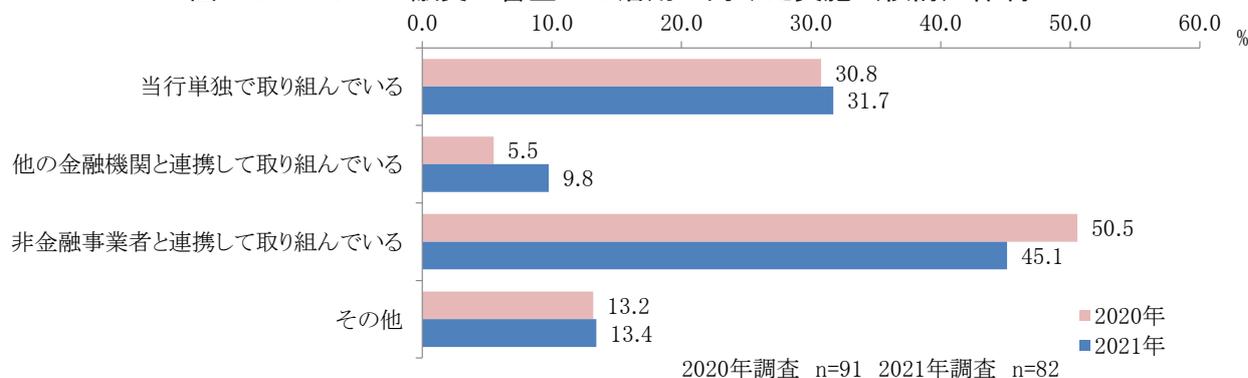
図 73. FinTech の融資・審査への活用に向けた取組み（業態別）



Q51. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた実施（検討）体制

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた実施（検討）体制（単一回答）について、「非金融事業者と連携して取り組んでいる」が45.1%と最も多くなった。

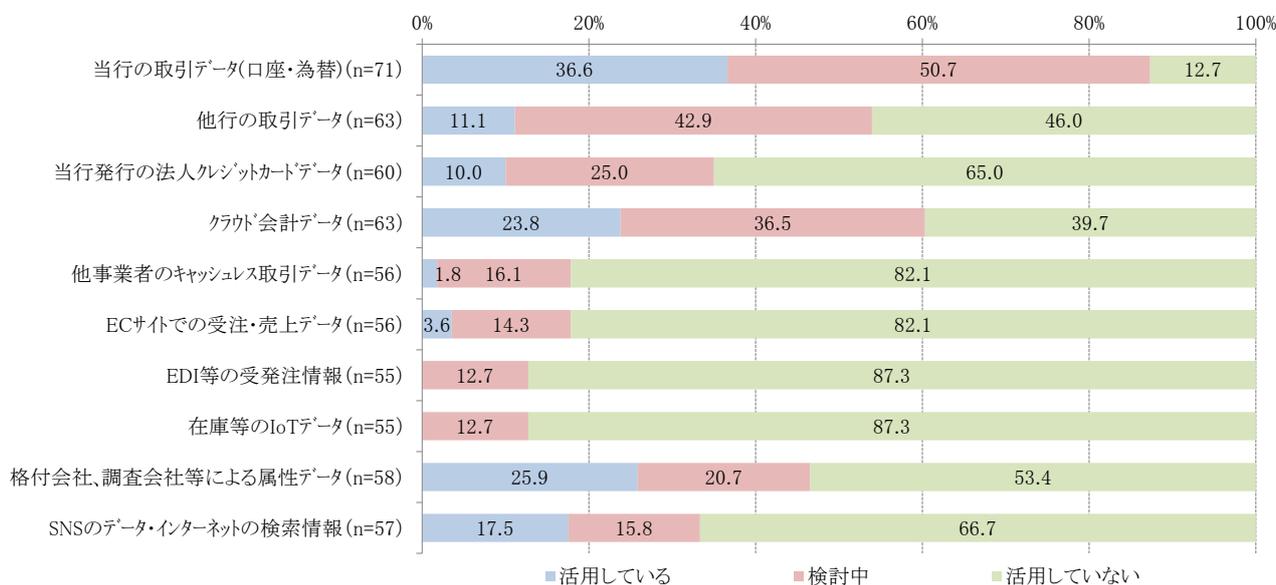
図 74. FinTech の融資・審査への活用に向けた実施（検討）体制



Q52. FinTech（フィンテック）を活用して得られるデータの融資・審査への活用（検討）状況

FinTech（フィンテック）を活用して得られるデータの融資・審査への活用（検討）状況（各単一回答）について、「当行の取引データ（口座・為替）」が36.6%と最も多く、次いで「格付会社、調査会社等による属性データ」が25.9%、「クラウド会計データ」23.8%となった。

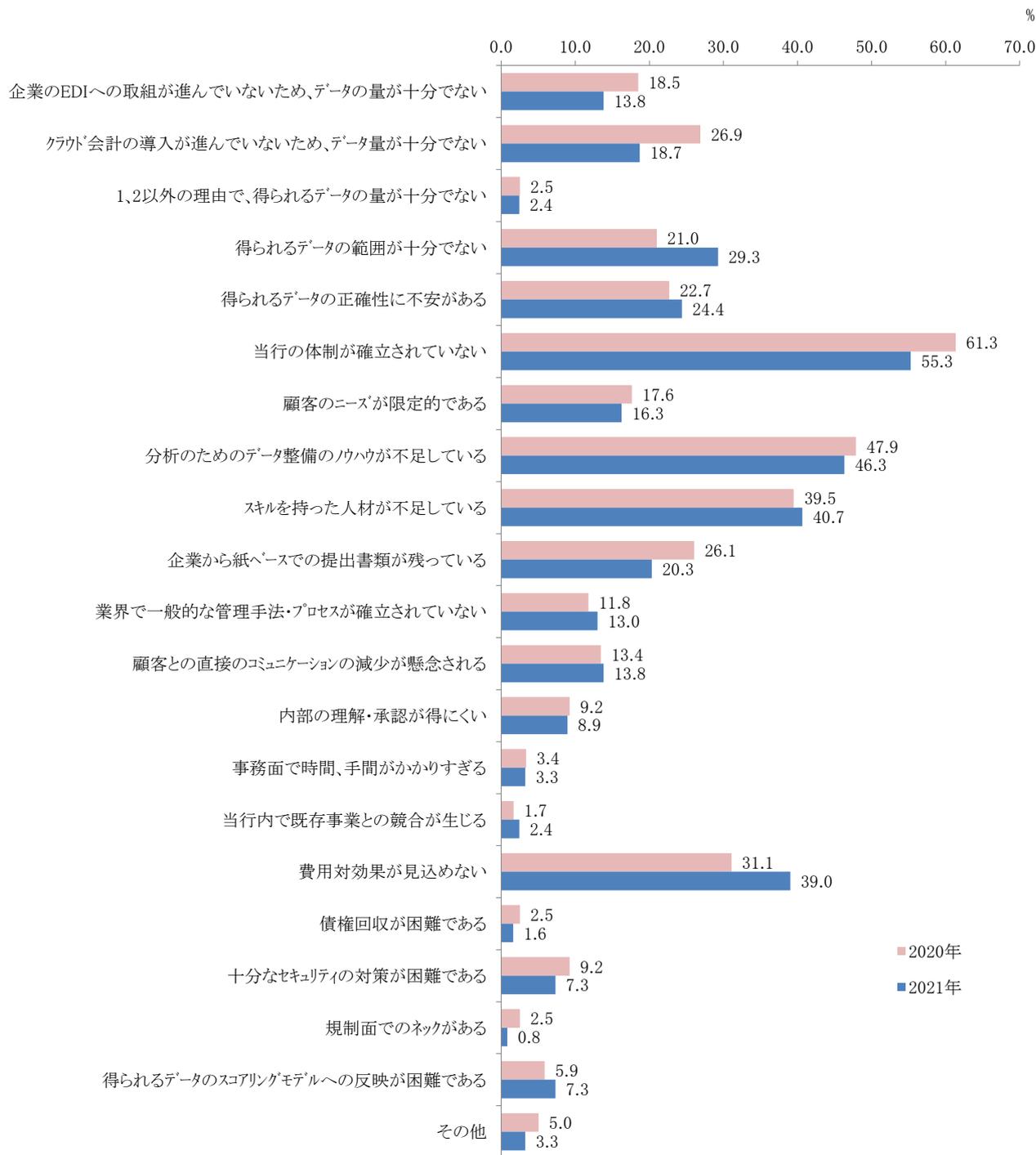
図 75. FinTech を活用して得られるデータの融資・審査への活用（検討）状況



Q53. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用における課題

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用における課題（複数回答、上位5つまで）について、「当行の体制が確立されていない」が55.3%と最も多く、次いで「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」が46.3%、「スキルを持った人材が不足している」が40.7%となった。

図 76. FinTech の融資・審査への活用における課題



2020年調査 n=119 (MA) 2021年調査 n=123 (MA)

Q54. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果（複数回答、上位3つまで）について、「融資に至る時間の短縮」が74.7%と最も多く、次いで「融資判断の精緻化」が42.3%、「融資後の業況確認の効率化」が40.7%となった。

業態別では、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行、政府系金融機関で「融資に至る時間の短縮」が80%を超えており、迅速な融資対応への期待の高まりが表れている。

図 77. FinTech の融資・審査への活用で期待する効果

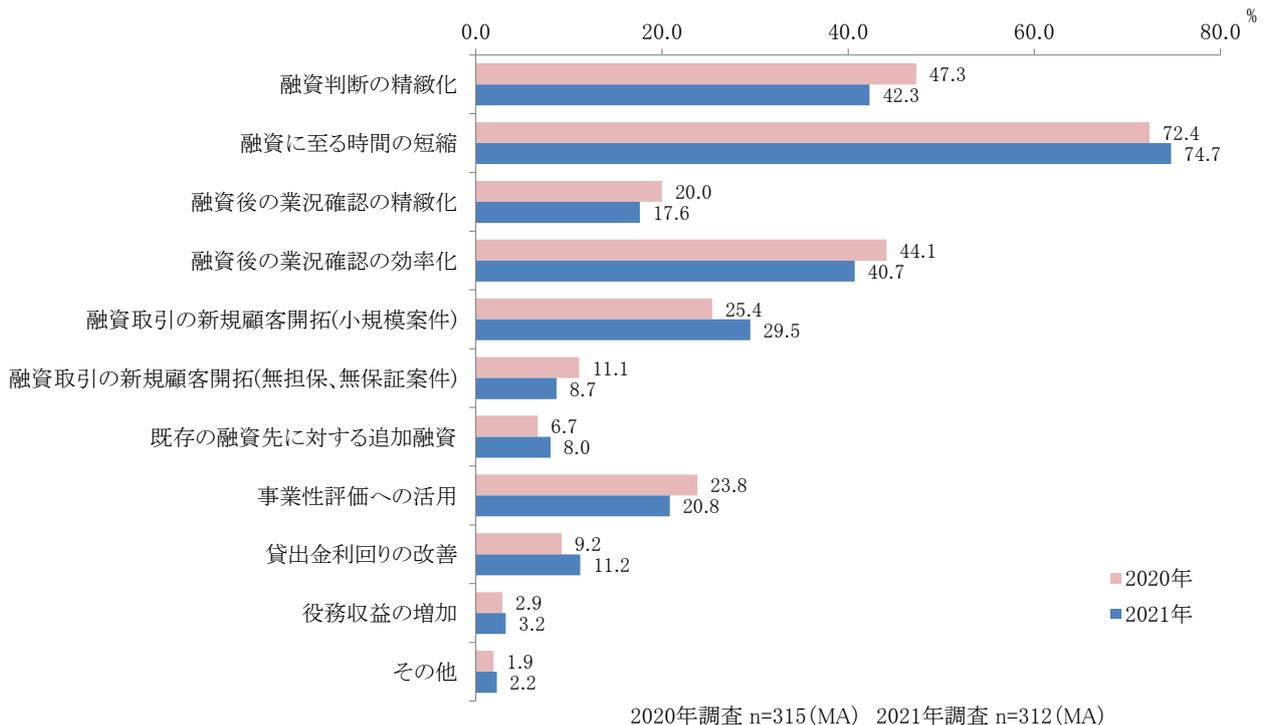


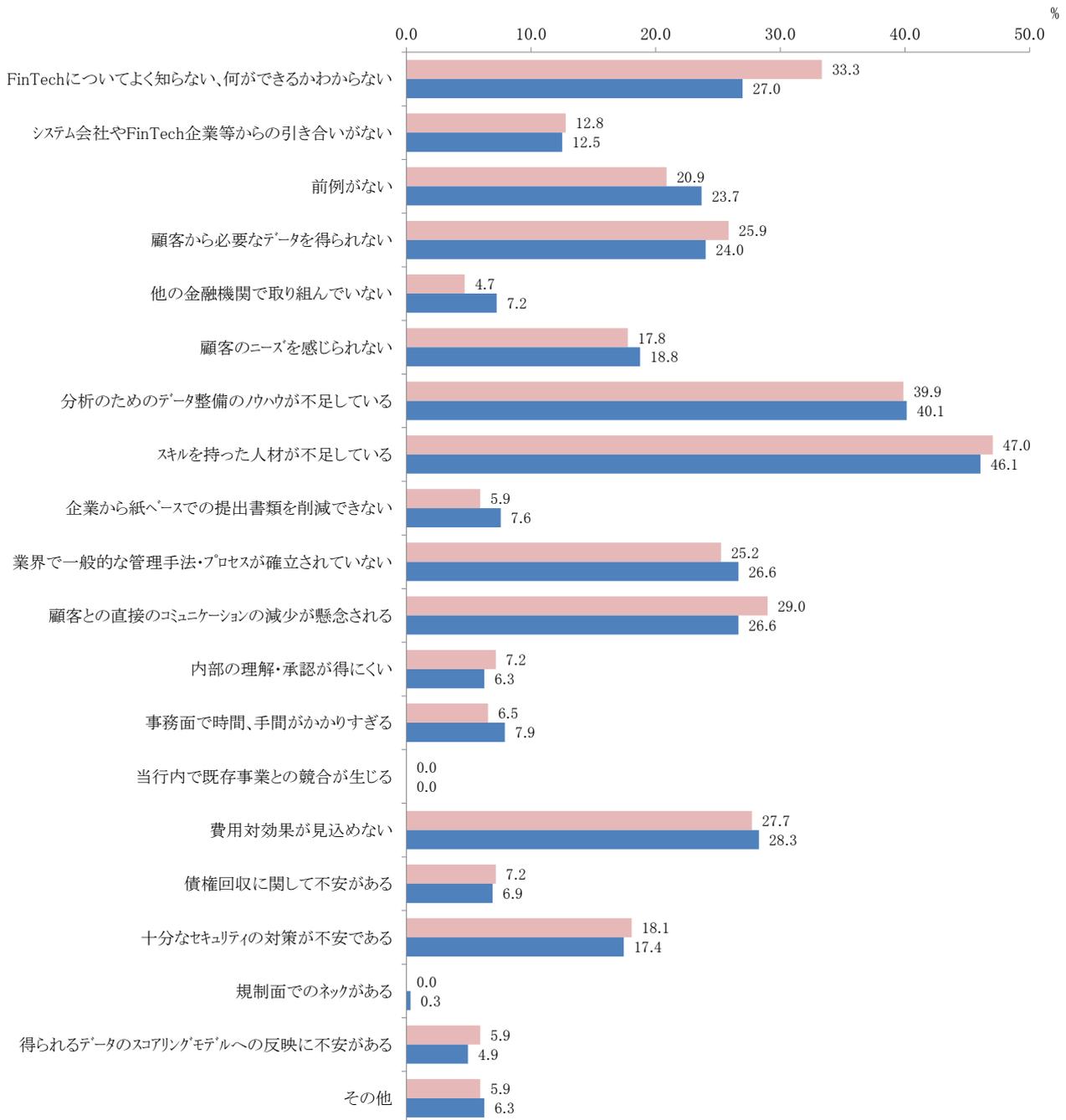
表 15. FinTech の融資・審査への活用で期待する効果（業態別）

FinTechの融資・審査への活用で期待する効果	業態別 (%)								
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他	
融資判断の精緻化	2	12	9	75	21	3	9	1	
融資に至る時間の短縮	66.7	32.4	36.0	44.9	39.6	60.0	47.4	33.3	
融資後の業況確認の精緻化	3	26	20	127	35	5	14	3	
融資後の業況確認の効率化	100.0	70.3	80.0	76.0	66.0	100.0	73.7	100.0	
融資取引の新規顧客開拓(小規模案件)	0	7	4	32	7	0	5	0	
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	0.0	18.9	16.0	19.2	13.2	0.0	26.3	0.0	
既存の融資先に対する追加融資	0	13	13	70	17	3	10	1	
事業性評価への活用	0.0	35.1	52.0	41.9	32.1	60.0	52.6	33.3	
貸出金利回りの改善	2	24	11	41	12	1	0	1	
役務収益の増加	66.7	64.9	44.0	24.6	22.6	20.0	0.0	33.3	
その他	0	4	0	13	6	0	2	2	
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	0.0	10.8	0.0	7.8	11.3	0.0	10.5	66.7	
既存の融資先に対する追加融資	0	4	3	13	3	0	2	0	
事業性評価への活用	0.0	10.8	12.0	7.8	5.7	0.0	10.5	0.0	
貸出金利回りの改善	2	8	5	32	12	3	2	1	
役務収益の増加	66.7	21.6	20.0	19.2	22.6	60.0	10.5	33.3	
その他	0	2	2	23	8	0	0	0	
融資取引の新規顧客開拓(小規模案件)	0.0	5.4	8.0	13.8	15.1	0.0	0.0	0.0	
融資取引の新規顧客開拓(無担保、無保証案件)	0	1	1	5	2	0	1	0	
既存の融資先に対する追加融資	0.0	2.7	4.0	3.0	3.8	0.0	5.3	0.0	
事業性評価への活用	0	3	0	1	1	0	2	0	
貸出金利回りの改善	0.0	8.1	0.0	0.6	1.9	0.0	10.5	0.0	
役務収益の増加	3	37	25	167	53	5	19	3	
その他	0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	0.0	10.5	0.0	
回答機関数	3	37	25	167	53	5	19	3	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

### Q55. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討しない理由

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討しない理由（複数回答、上位5つまで）について、「スキルを持った人材が不足している」が46.1%と最も多かった。次いで、「分析のためのデータ整備のノウハウが不足している」が40.1%、「費用対効果が見込めない」が28.3%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「FinTechについてよく知らない、何ができるかわからない」が6.3ポイント減少していることから、市場性の高まりに伴う認知・普及の高まりが窺える結果となった。

図 78. FinTech の融資・審査への活用を検討しない理由



2020年調査 n=321 (MA) 2021年調査 n=304 (MA)

## 6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について

### Q56. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント

新型コロナウイルスの感染拡大への対応として重視したポイント（複数回答）について、「条件変更・新融資等の対応」が 87.6%と最も多かった。次いで、「支援機関・士業・自治体等の他機関との連携」が 42.2%となった。昨年（2020 年）調査と比較すると、「案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築」が 6.8 ポイント減少している一方、「マッチング等を通じた事業者の本業支援」が 12.1 ポイント、「支援機関・士業・自治体等の他機関との連携」が 7.5 ポイント増加している。

業態別では、政府系金融機関において「書面や手続等の省略・簡素化」を回答者すべてが重視しており、迅速な対応が求められる制度融資等の執行機関としての役割を重視した結果といえるだろう。

図 79. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント

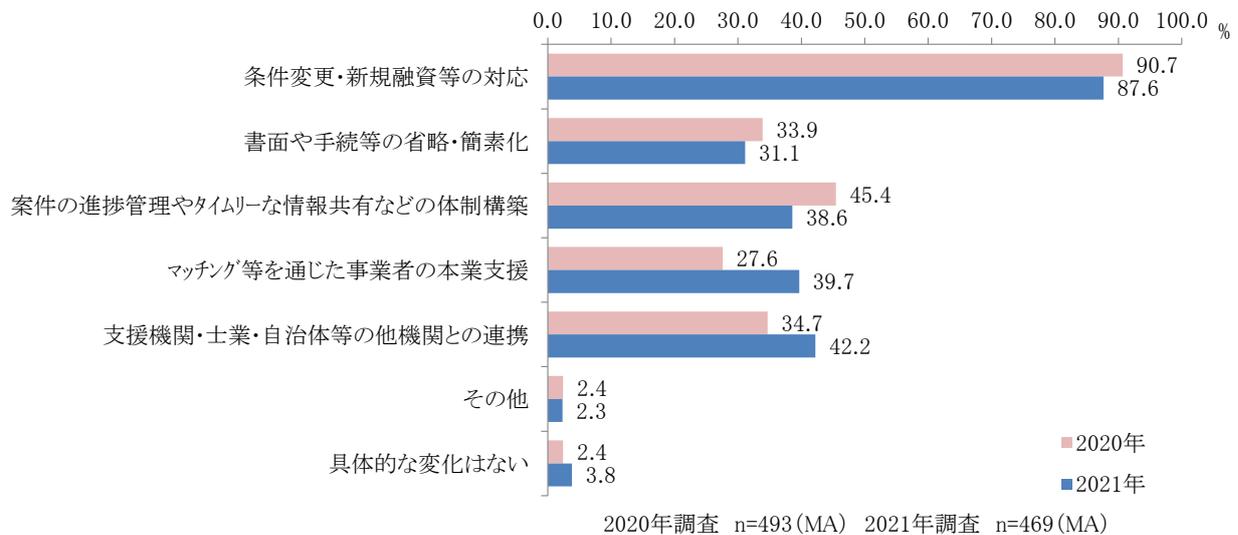


表 16. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント（業態別）

新型コロナウイルス感染拡大への対応として重視したポイント	上段：回答機関数							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫・信金 中央金庫	信用組合	政府系金融機関	系統金融機関	その他
条件変更・新規融資等の対応	3	39	25	213	94	4	31	2
	75.0	90.7	96.2	93.4	79.7	80.0	75.6	50.0
書面や手続等の省略・簡素化	3	24	10	67	25	5	10	2
	75.0	55.8	38.5	29.4	21.2	100.0	24.4	50.0
案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築	2	24	10	92	41	4	7	1
	50.0	55.8	38.5	40.4	34.7	80.0	17.1	25.0
マッチング等を通じた事業者の本業支援	1	32	22	105	16	3	7	0
	25.0	74.4	84.6	46.1	13.6	60.0	17.1	0.0
支援機関・士業・自治体等の他機関との連携	1	26	15	105	41	3	7	0
	25.0	60.5	57.7	46.1	34.7	60.0	17.1	0.0
その他	1	1	1	3	4	0	0	1
	25.0	2.3	3.8	1.3	3.4	0.0	0.0	25.0
具体的な変化はない	0	0	0	4	11	0	3	0
	0.0	0.0	0.0	1.8	9.3	0.0	7.3	0.0
回答機関数	4	43	26	228	118	5	41	4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

下段：割合 (%)

Q57. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化

新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化（複数回答）について、「店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた」が46.1%と最も多かった。昨年（2020年）調査と比較すると、「支払・入金方法は、インターネットバンキングによる振り込みが増えた」や「顧客との面談がSkypeやTeamsなどのオンライン方式になった」が増加している。

法人顧客と個人顧客の変化を比較すると、個人顧客の方が「店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた」が39件と法人顧客より5件多くなった。一方、「顧客との面談がSkypeやTeamsなどのオンライン方式になった」が法人顧客では25件、個人顧客では4件と大きく差をつける結果となった。

図 80. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化

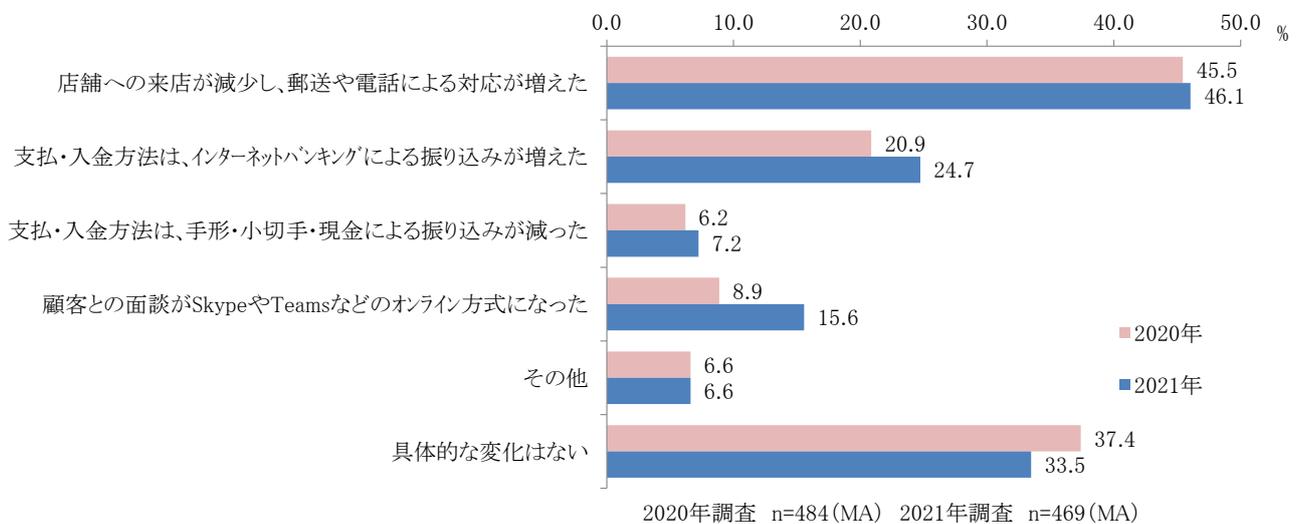
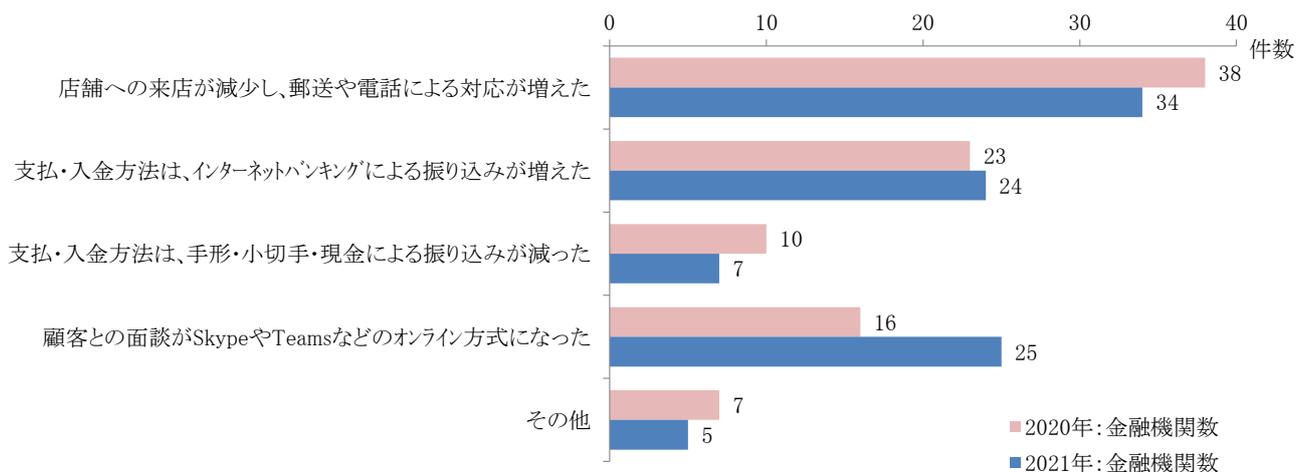
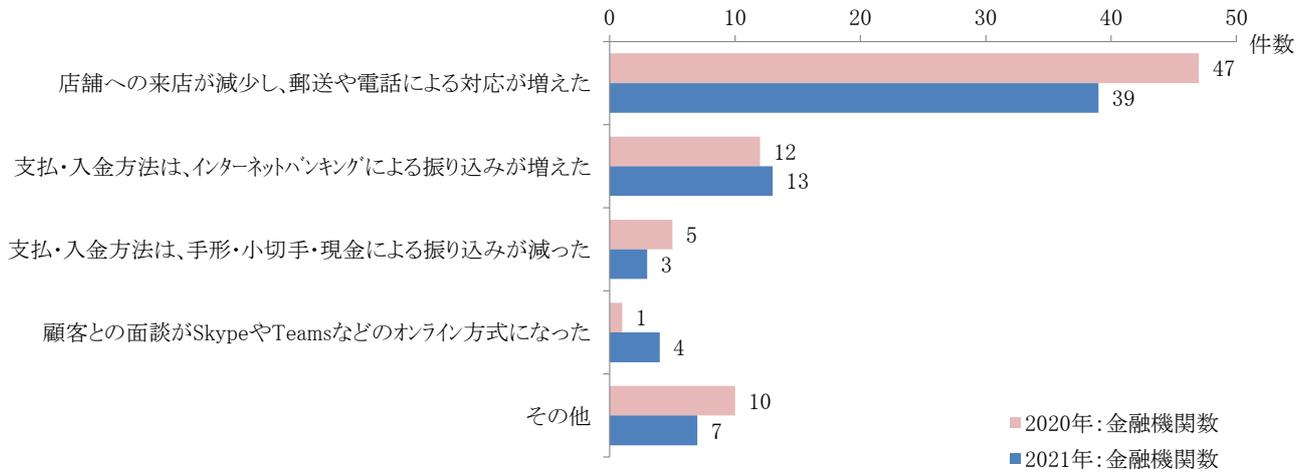


図 81. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化（法人）<sup>6</sup>



<sup>6</sup>各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は詳細不明と判断、集計対象から除外した。

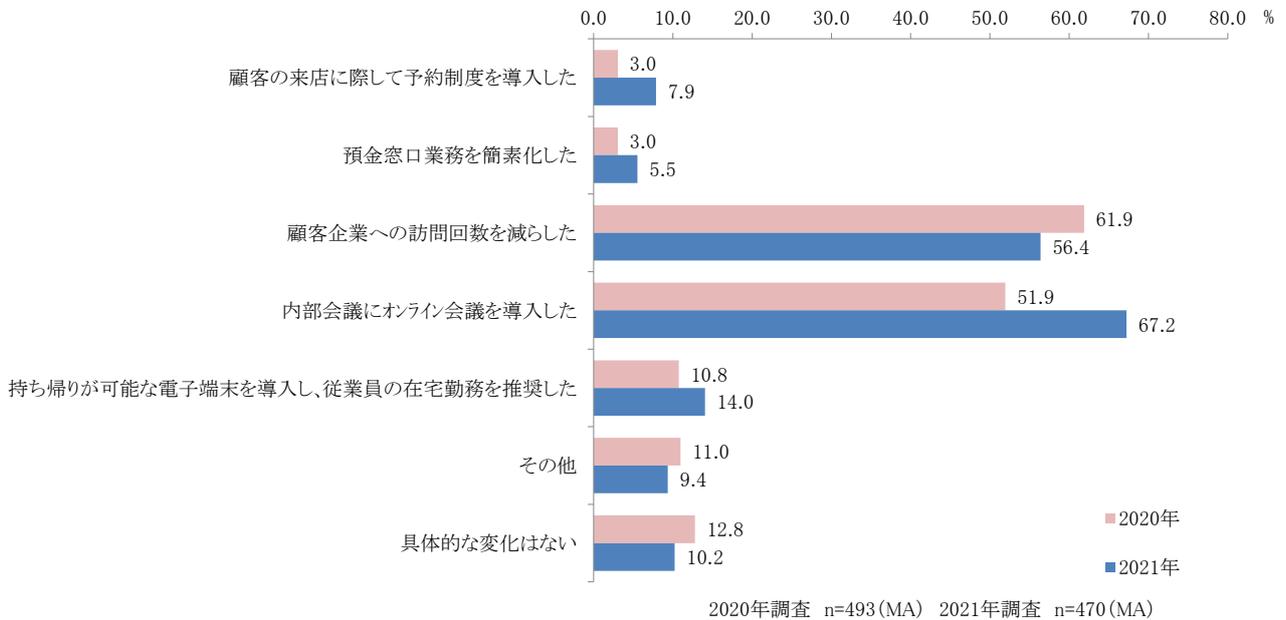
図 82. 新型コロナウイルス感染拡大による顧客対応の変化（個人）<sup>7</sup>



#### Q58. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化

新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化（複数回答）について、「内部会議にオンライン会議を導入した」が67.2%と最も多かった。昨年（2020年）調査と比較すると、「顧客企業への訪問回数を減らした」が5.5ポイント減少した一方、「内部会議にオンライン会議を導入した」が15.3ポイント増加した。総じて各項目のスコアは増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大を契機として金融機関における業務改善が進んでいる結果といえるだろう。

図 83. 新型コロナウイルス感染拡大による業務の変化



<sup>7</sup>各選択肢の個人又は法人の区分に対し未記載の場合は詳細不明と判断、集計対象から除外した。

Q59. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し

ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し（複数回答）について、「新型コロナウイルス感染症拡大前から非接触型サービスを提供している」が37.7%と最も多かった。次いで「新型コロナウイルス感染症拡大を受けて非接触型サービス提供を開始した」が13.4%、「新型コロナウイルス感染症拡大を受けて当行内における業務プロセスを見直した」が19.6%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「非接触型サービスを提供していない」が5.6ポイント減少しており、各金融機関がポストコロナ社会に向けて新たな非接触型サービスを展開している状況が窺えた。

業態別では、信用組合では依然として33.9%と高い結果となった。顧客層の違いなどから対応に差が出る結果になったと言えるだろう。

図 84. 非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し

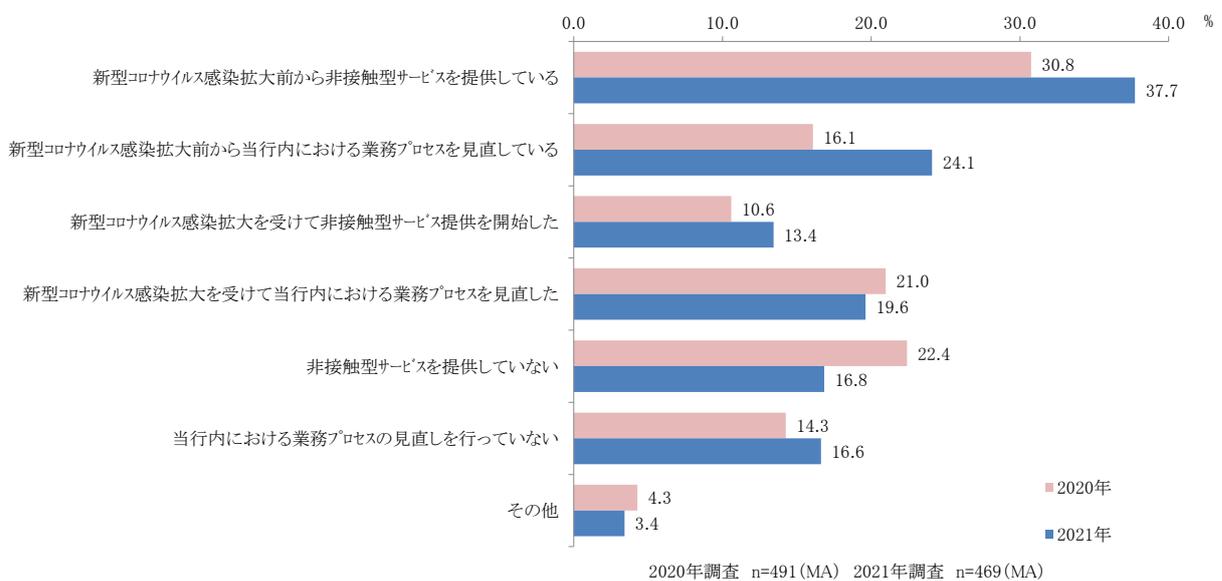


表 17. 非接触型サービスの提供、業務プロセスの見直し（業態別）

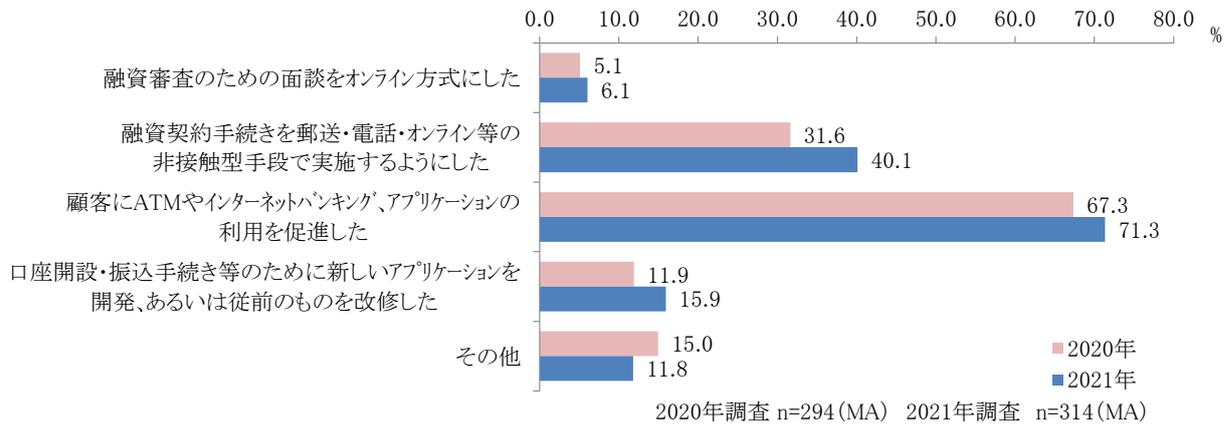
上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府系金融機関	系統金融機関	その他
新型コロナウイルス感染症拡大前から非接触型サービスを提供している	4	36	15	81	17	1	20	3
	100.0	81.8	57.7	35.7	14.4	20.0	48.8	75.0
新型コロナウイルス感染症拡大前から当行内における業務プロセスを見直している	1	22	10	57	13	2	5	3
	25.0	50.0	38.5	25.1	11.0	40.0	12.2	75.0
新型コロナウイルス感染症拡大を受けて非接触型サービス提供を開始した	0	5	4	38	10	3	2	1
	0.0	11.4	15.4	16.7	8.5	60.0	4.9	25.0
新型コロナウイルス感染症拡大を受けて当行内における業務プロセスを見直した	1	11	9	41	18	2	9	1
	25.0	25.0	34.6	18.1	15.3	40.0	22.0	25.0
非接触型サービスを提供していない	0	0	1	32	40	0	6	0
	0.0	0.0	3.8	14.1	33.9	0.0	14.6	0.0
当行内における業務プロセスの見直しを行っていない	0	0	2	30	36	0	10	0
	0.0	0.0	7.7	13.2	30.5	0.0	24.4	0.0
その他	0	1	0	9	4	0	2	0
	0.0	2.3	0.0	4.0	3.4	0.0	4.9	0.0
回答機関数	4	44	26	227	118	5	41	4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

### Q60. 具体的に提供している非接触型サービス

具体的に提供している非接触型サービス（複数回答）について、「顧客にATM やインターネットバンキング、アプリケーションの利用を促進した」が71.3%と最も多く、従前から提供していたサービスの活用促進により非接触型サービスの浸透を図っている状況が窺えた。

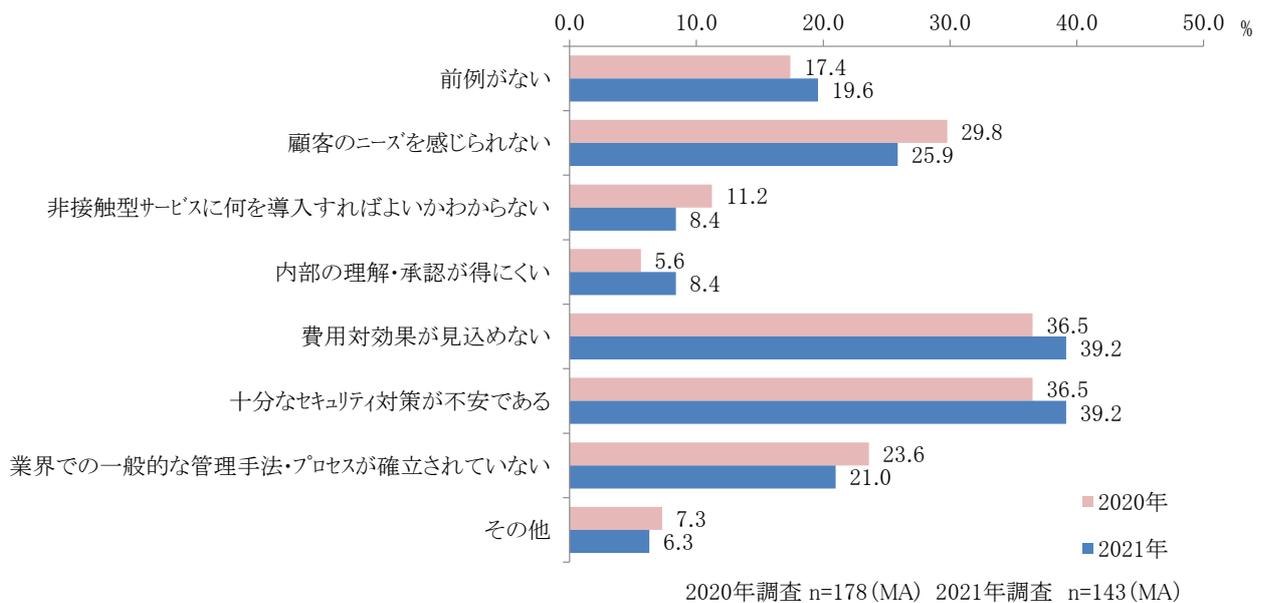
図 85. 具体的に提供している非接触型サービス



### Q61. 非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直しを実施していない理由

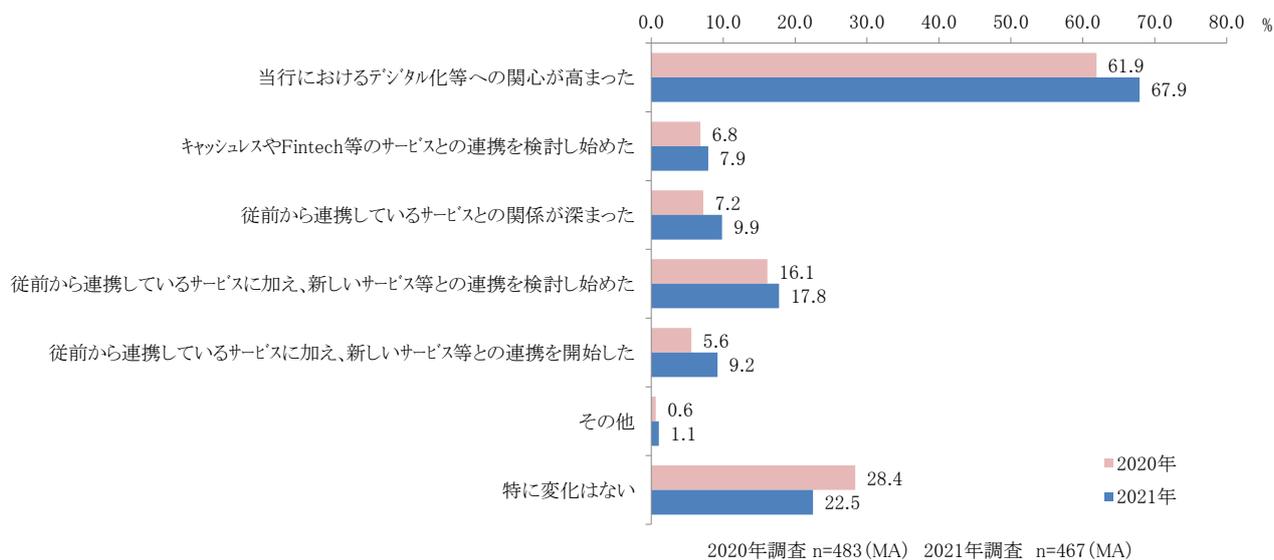
非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直しを実施していない理由（複数回答）について、「費用対効果が見込めない」と「十分なセキュリティ対策が不安である」がそれぞれ39.2%と最も多かった。また、「前例がない」が19.6%、「業界での一般的な管理手法・プロセスが確立されていない」が21.0%の回答があった。

図 86. 非接触型サービスの提供や業務プロセスの見直しを実施していない理由



Q62. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上について  
 デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上（複数回答）について、「デジタル化等への関心が高まった」が 67.9%と最も多かった一方で、昨年（2020 年）調査と比較しても具体的なサービスの検討や連携の動きはいずれも 20%に満たない状況となっている。

図 87. デジタル化やDX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みの向上



## 7. インターネットバンキングの普及・推進状況

### Q63. インターネットバンキングの利用状況

インターネットバンキングの利用状況（金融機関数<sup>8</sup>）について、各金融機関の法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率を算出した。まず、契約率の単純平均<sup>9</sup>を行ったところ、FB<sup>10</sup>を除く単純平均は10.22%、FBを含む単純平均は11.30%となった。

図91、92からは昨年（2020年）調査から引き続き、FBを除く、FBを含むのいずれにおいても、インターネットバンキングの契約率が5%未満の金融機関の割合が高い様子が窺えた。

図 88. 法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FBを除く）

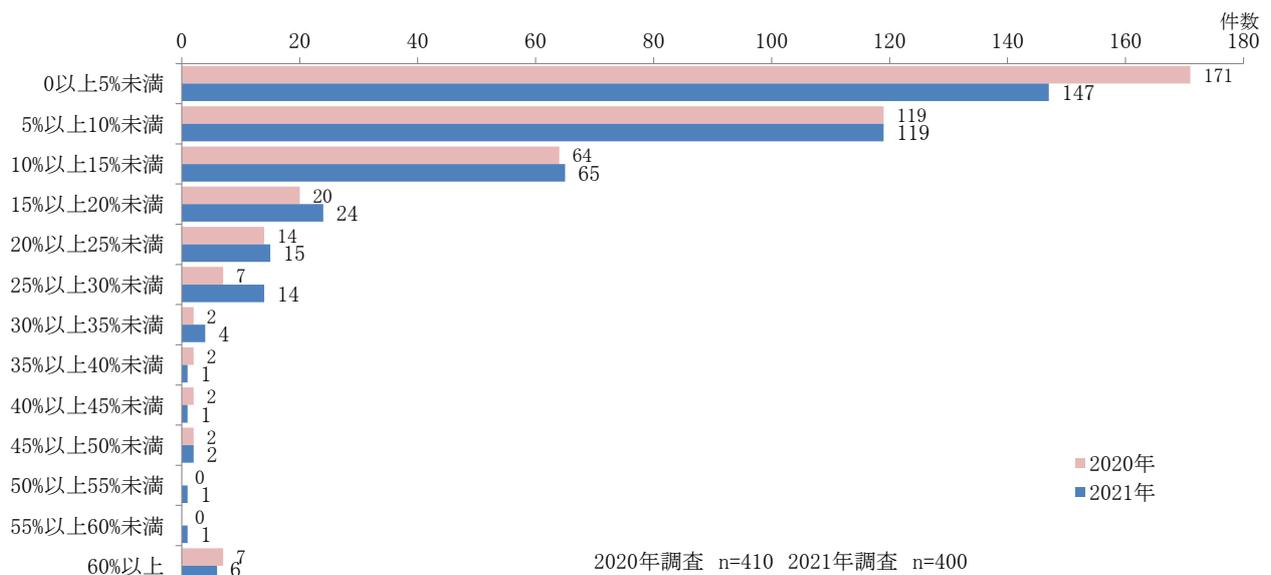
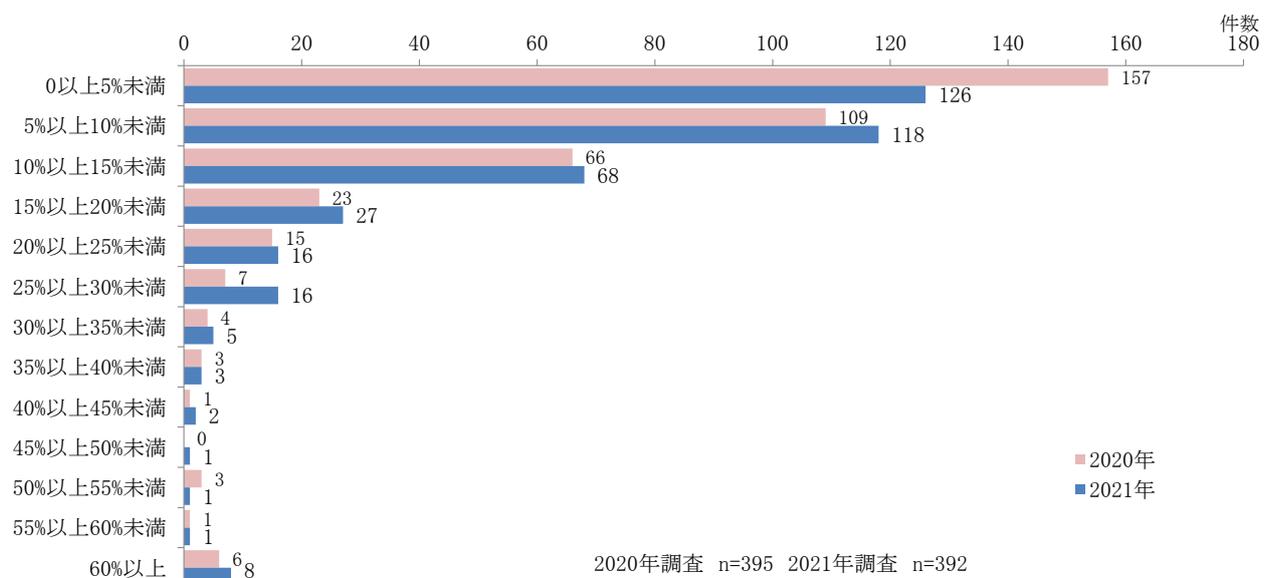


図 89. 法人顧客におけるインターネットバンキングの契約率（FBを含む）



<sup>8</sup> 金融機関ごとの調査である為、契約企業に重複がある点、留意が必要。

<sup>9</sup> 各金融機関の契約率の合計÷金融機関数×100（%）で算出。

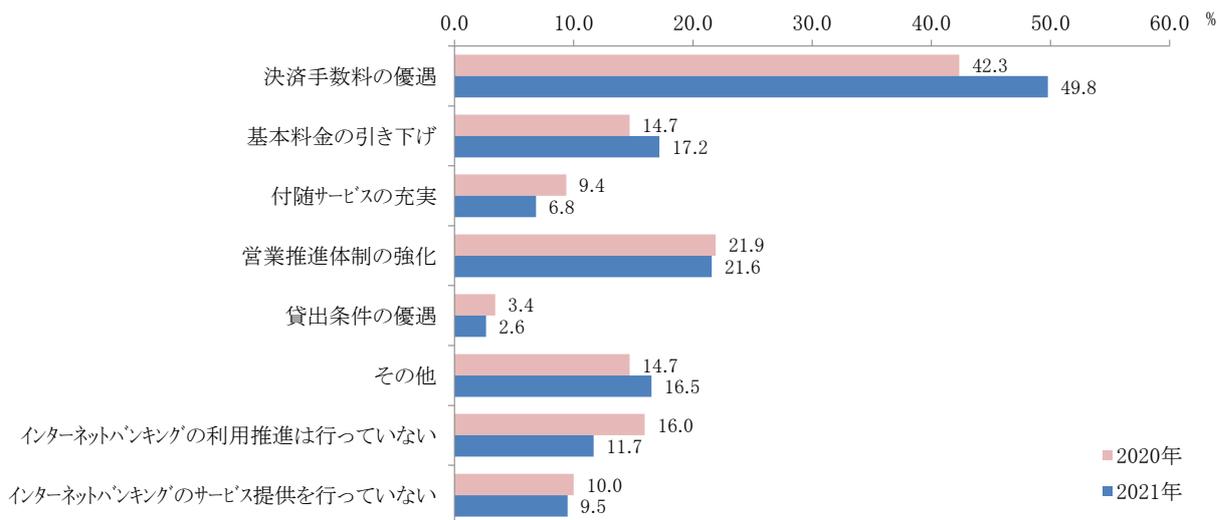
<sup>10</sup> ファームバンキング（FB）とは、インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス

### Q64. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策

法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策（複数回答）について、「決済手数料の優遇」が49.8%と最も多く、昨年（2020年）調査と比較すると7.5ポイント増加した一方、「インターネットバンキングの利用推進は行っていない」、「インターネットバンキングのサービス提供を行っていない」は減少していることから、各方策の利用推進を強化していることが窺える。

業態別では、信用組合で「インターネットバンキングのサービス提供を行っていない」が34.5%となっており、法人顧客へのサービス提供が進んでいない状況が確認できた。

図 90. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策



2020年調査 n=470(MA) 2021年調査 n=454(MA)

表 18. 法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

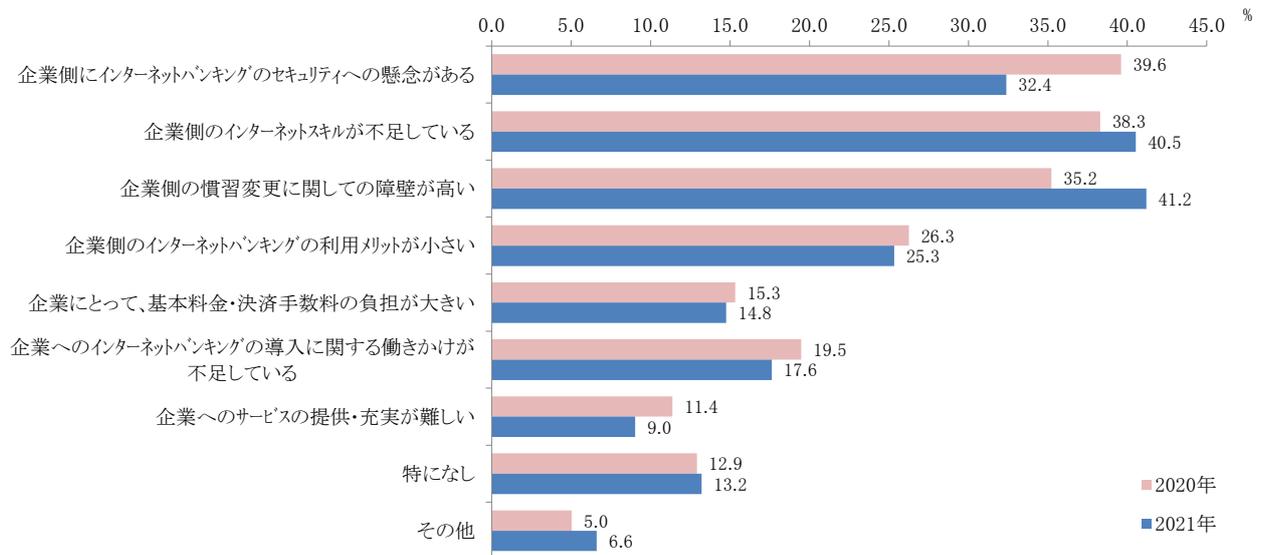
インターネットバンキングの利用推進策	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
決済手数料の優遇	2	22	13	130	43	1	15	0
	66.7	50.0	52.0	58.3	37.4	50.0	38.5	0.0
基本料金の引き下げ	2	8	4	41	16	0	7	0
	66.7	18.2	16.0	18.4	13.9	0.0	17.9	0.0
付随サービスの充実	1	9	0	15	6	0	0	0
	33.3	20.5	0.0	6.7	5.2	0.0	0.0	0.0
営業推進体制の強化	1	24	8	48	7	1	8	1
	33.3	54.5	32.0	21.5	6.1	50.0	20.5	33.3
貸出条件の優遇	0	0	1	5	6	0	0	0
	0.0	0.0	4.0	2.2	5.2	0.0	0.0	0.0
その他	0	14	8	36	6	0	9	2
	0.0	31.8	32.0	16.1	5.2	0.0	23.1	66.7
インターネットバンキングの利用推進は行っていない	1	0	4	28	14	0	6	0
	33.3	0.0	16.0	12.6	12.2	0.0	15.4	0.0
インターネットバンキングのサービス提供を行っていない	0	0	0	0	40	1	2	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	34.8	50.0	5.1	0.0
回答機関数	3	44	25	223	115	2	39	3
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q65. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題

インターネットバンキングの普及・利用推進における課題について、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」が41.2%と最も多かった。次いで「企業側のインターネットスキルが不足している」が40.5%、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」が32.4%となった。昨年（2020年）調査と比較すると、「企業側の慣習変更に関する障壁が高い」が増加した一方、「企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある」は減少した。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、系統金融機関で「企業側の慣習変更に関する障壁が高い」を課題として挙げる比率が50%を超えて高かった。

図 91. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題



2020年調査 n=457 (MA) 2021年調査 n=454 (MA)

表 19. インターネットバンキングの普及・利用推進における課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

普及・利用推進における課題	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある	1	21	9	86	27	0	3	0
企業側のインターネットスキルが不足している	33.3	48.8	34.6	38.1	24.3	0.0	7.7	0.0
企業側の慣習変更に関する障壁が高い	0	27	13	103	22	1	20	1
企業側のインターネットバンキングの利用率が小さい	1	16	7	52	26	1	12	0
企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大きい	33.3	37.2	26.9	23.0	23.4	50.0	30.8	0.0
企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している	0	16	7	28	10	0	6	0
企業へのサービスの提供・充実が難しい	0.0	37.2	26.9	12.4	9.0	0.0	15.4	0.0
特になし	0	5	7	45	19	0	4	0
その他	0.0	11.6	26.9	19.9	17.1	0.0	10.3	0.0
回答機関数	2	5	3	7	20	0	4	0
	66.7	11.6	11.5	3.1	18.0	0.0	10.3	0.0
	0	1	2	25	25	1	4	2
	0.0	2.3	7.7	11.1	22.5	50.0	10.3	50.0
	0	2	1	11	11	0	4	1
	0.0	4.7	3.8	4.9	9.9	0.0	10.3	25.0
	3	43	26	226	111	2	39	4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Q66. 法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用の推進状況

法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用の推進状況について、「インターネットバンキングの利用が増えた」が59.0%と最も多かった。昨年（2020年）調査と比較すると、「インターネットバンキングの利用状況に変化はない」が9.7ポイント減少し、「インターネットバンキングの利用が増えた」が10.7ポイント増加したことから、インターネットバンキングの普及・利用が進んでいる状況が確認できた。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫・信用中央金庫で「インターネットバンキングの利用が増えた」が高かった一方、信用組合、系統金融機関で「インターネットバンキングの利用状況に変化はない」が高かった。

図 92. 法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用の推進状況

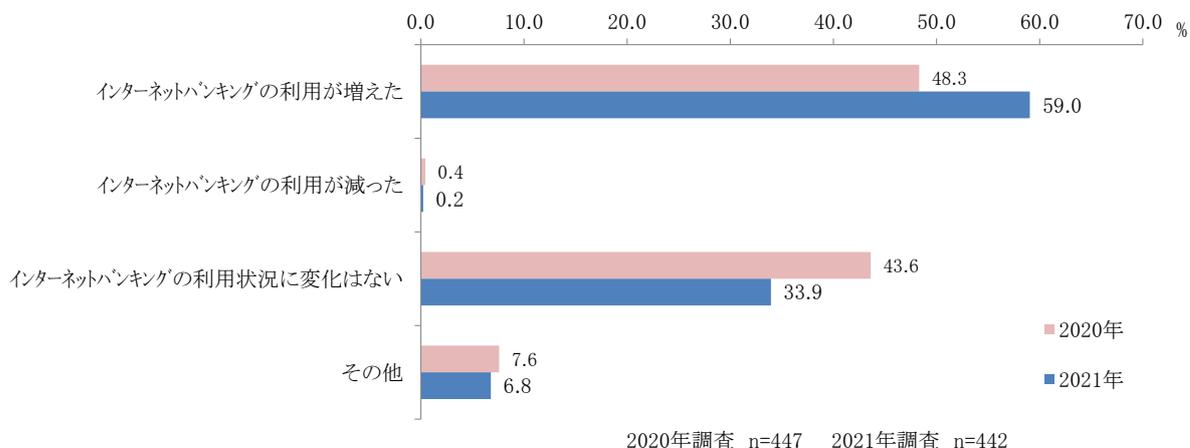
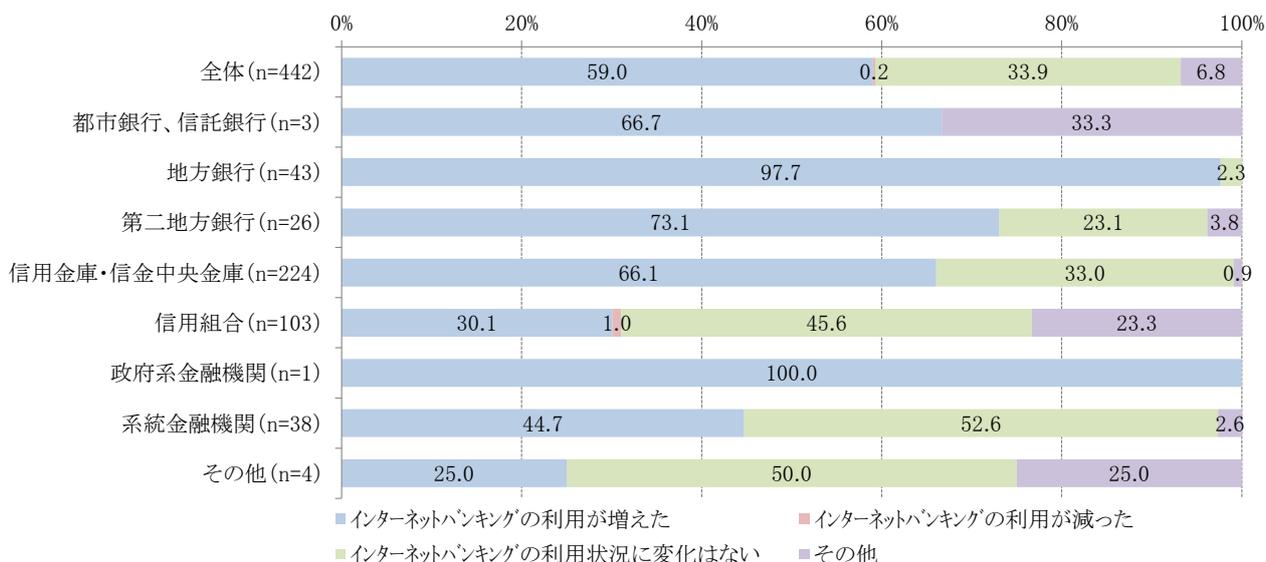


図 93. 法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用の推進状況（業態別）



## 8. 手形小切手電子化・電子記録債権の取組について

### Q67. 現在着手している金融機関の取組事項

現在着手している金融機関の取組事項（複数回答）について、「でんさいの機能やメリットに係る周知強化」が53.7%と最も多かった。次いで「金融機関職員の教育・人材育成」が26.4%、「インターネットバンキングの商品性向上およびセキュリティ強化」が25.4%となった。

業態別では、第二地方銀行、信用金庫・信金中央金庫で「でんさいの機能やメリットに係る周知強化」が60%超と高かった。

図 94. 現在着手している金融機関の取組事項

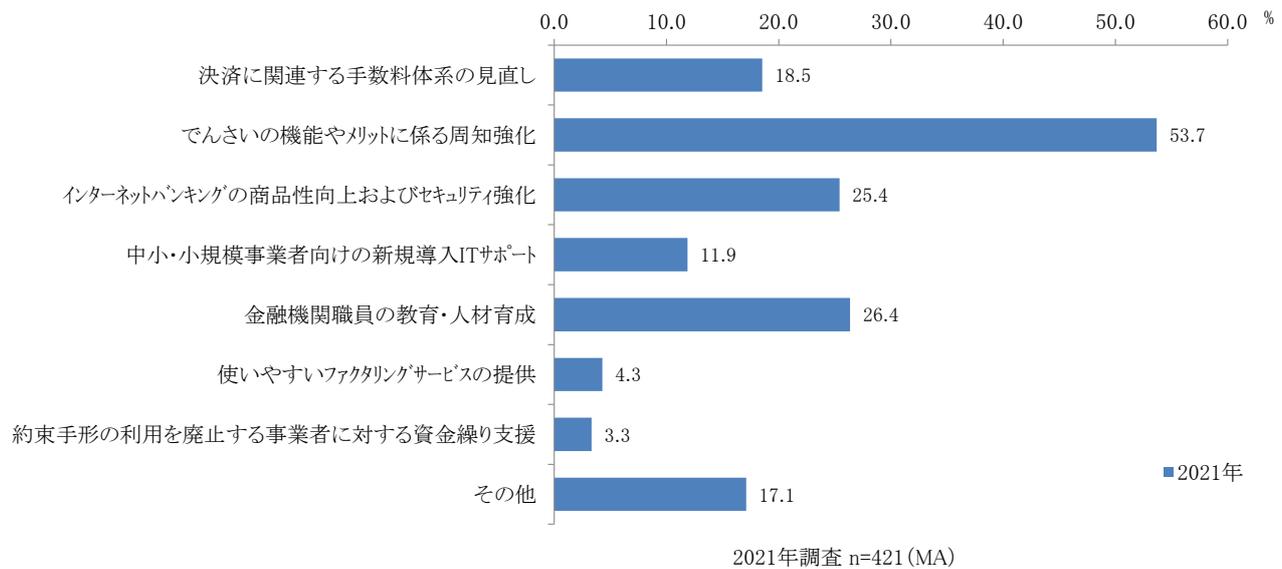


表 20. 現在着手している金融機関の取組事項（業態別）

インターネットバンキングの利用推進策	業態別							
	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
決済に関連する手数料体系の見直し	1 33.3	19 43.2	8 30.8	32 15.2	8 7.8	1 100.0	9 28.1	0 0.0
でんさいの機能やメリットに係る周知強化	2 66.7	28 63.6	18 69.2	137 65.2	36 35.3	0 0.0	5 15.6	0 0.0
インターネットバンキングの商品性向上およびセキュリティ強化	3 100.0	19 43.2	6 23.1	49 23.3	23 22.5	1 100.0	5 15.6	1 33.3
中小・小規模事業者向けの新規導入ITサポート	2 66.7	12 27.3	8 30.8	22 10.5	3 2.9	0 0.0	3 9.4	0 0.0
金融機関職員の教育・人材育成	1 33.3	10 22.7	8 30.8	51 24.3	34 33.3	0 0.0	6 18.8	1 33.3
使いやすいファクタリングサービスの提供	1 33.3	9 20.5	3 11.5	2 1.0	1 1.0	0 0.0	1 3.1	1 33.3
約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援	0 0.0	4 9.1	5 19.2	5 2.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	3 6.8	4 15.4	19 9.0	31 30.4	0 0.0	14 43.8	1 33.3
回答機関数	3 100.0	44 100.0	26 100.0	210 100.0	102 100.0	1 100.0	32 100.0	3 100.0

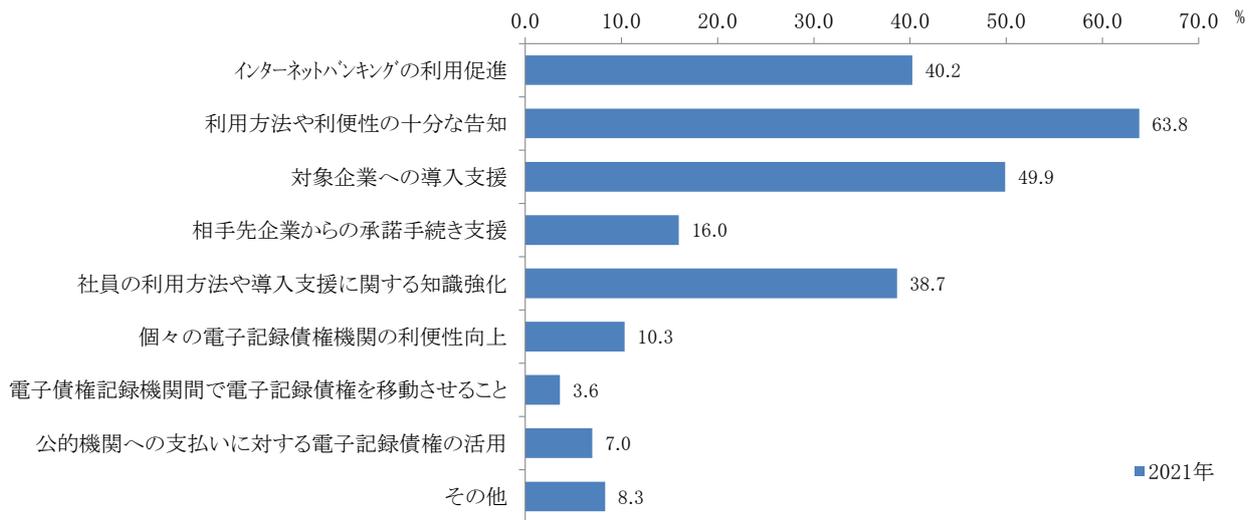
上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

Q69. 電子記録債権を普及させるための課題

電子記録債権を普及させるための課題（複数回答）について、「利用方法や利便性の十分な告知」が63.8%と最も多かった。次いで「対象企業への導入支援」が49.9%、「インターネットバンキングの利用促進」が40.2%となった。

業態別では、地方銀行、第二地方銀行で「インターネットバンキングの利用促進」、「対象企業への導入支援」が高かった。

図 95. 電子記録債権を普及させるための課題



2021年調査 n=445 (MA)

表 21. 電子記録債権を普及させるための課題（業態別）

上段：回答機関数  
下段：割合 (%)

インターネットバンキングの利用推進策	都市銀行 信託銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫 信金中央金庫	信用組合	政府 金融機関	系統 金融機関	その他
インターネットバンキングの利用促進	2 66.7	22 50.0	13 50.0	89 39.6	42 39.3	0 0.0	10 27.8	1 33.3
利用方法や利便性の十分な告知	1 33.3	27 61.4	19 73.1	147 65.3	69 64.5	0 0.0	18 50.0	3 100.0
対象企業への導入支援	1 33.3	33 75.0	20 76.9	118 52.4	38 35.5	0 0.0	10 27.8	2 66.7
相手先企業からの承諾手続き支援	2 66.7	13 29.5	9 34.6	30 13.3	11 10.3	1 100.0	4 11.1	1 33.3
社員の利用方法や導入支援に関する知識強化	1 33.3	18 40.9	13 50.0	86 38.2	38 35.5	0 0.0	15 41.7	1 33.3
個々の電子記録債権機関の利便性向上	2 66.7	7 15.9	3 11.5	24 10.7	9 8.4	0 0.0	1 2.8	0 0.0
電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること	0 0.0	3 6.8	1 3.8	7 3.1	1 0.9	1 100.0	2 5.6	1 33.3
公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用	2 66.7	6 13.6	1 3.8	17 7.6	5 4.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	3 6.8	1 3.8	9 4.0	16 15.0	0 0.0	8 22.2	0 0.0
回答機関数	3 100.0	44 100.0	26 100.0	225 100.0	107 100.0	1 100.0	36 100.0	3 100.0

9. 参考資料

企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 ご回答票

アンケート調査票は令和4年1月12日(水)までに  
同封の返信用封筒にて、ご返送願います。

■返送先

〒107-8780

(東京都港区)赤坂郵便局 私書箱33号

株式会社帝国データバンク プロダクトデザイン部

「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査」実施事務局 宛

◇FAX・メールでの回答も受け付けております。

FAX:03-5775-3168

メール:sangyo-shikin@mail.tdb.co.jp

■アンケートの内容についての照会先

◇調査実施機関:株式会社帝国データバンク プロダクトデザイン部

官公庁ソリューション課 担当:遠藤(えんどう)、有吉(ありよし)

電話:03-5775-3161 ※受付時間[平日(月~金) 9:00~18:00]

■委託者



経済産業省 経済産業政策局 産業資金課

ご回答いただく方の情報についてご教示ください。返信の際に、お名刺を同封頂いても結構です。

返信時に名刺を同封

下記欄に記入

ご回答者欄			
貴行(庫・社)名		電話番号	
部署名		ご担当者名	
e-mail アドレス			
貴行(庫、社)の業態 (該当項目1つに○)	①都市銀行、信託銀行 ②地方銀行 ③第二地方銀行 ④信用金庫・信金中央金庫 ⑤信用組合 ⑥政府系金融機関 ⑦系統金融機関 ⑧その他の銀行 ⑨その他( )		

(注) ご回答内容についてお問い合わせさせて頂く場合がありますので、ご了承ください。

## 本調査におけるABLの範囲

本調査において、ABLの範囲は以下のとおりとする。

企業が保有する在庫、機械設備等の動産及び売掛債権等の債権を担保とする融資のうち、

- ・国内での融資を対象とする
- ・動産譲渡登記、債権譲渡登記の具備の有無は問わない
- ・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下、「ABL保証」と表記）による保証を受けた融資も対象となる
- ・ただし、SPC、信託経由（貸し手と借り手（顧客）との間の直接の貸出契約に基づかないもの）は対象から除かれる

本調査におけるABLで担保対象とする貸借対照表上の動産・売掛債権

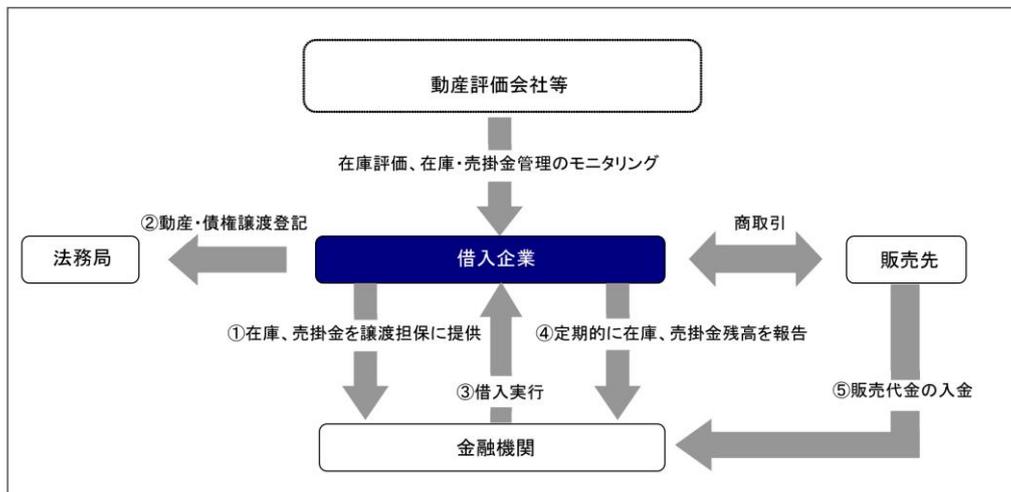
資産の部	負債・純資産の部
流動資産	流動負債
現金・預金	買掛金
受取手形	短期借入金
<b>売掛金等※1</b>	未払金
有価証券	未払法人税
<b>原材料</b>	固定負債
<b>仕掛品</b>	長期借入金
<b>商品・製品</b>	
固定資産	純資産
有形固定資産	資本金
建物	資本剰余金
<b>設備 ※2</b>	利益剰余金
<b>機器（工具・部品）</b>	自己株式
土地	
無形固定資産	
投資その他の資産	

※1 「売掛金等」には、売掛金債権のほか、工事請負代金債権、電子記録債権、介護報酬債権、診療報酬債権、売電債権等が含まれる。

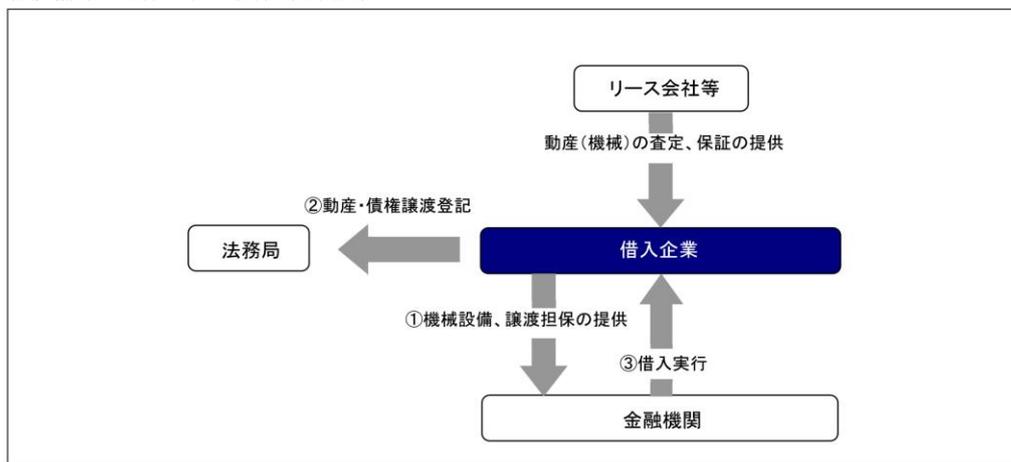
※2 「設備」には、「太陽光発電設備」を含む。

「太陽光発電設備」とは、ソーラーパネル、ソーラーパネル設備、太陽光設備、太陽光発電システム、太陽光発電システム一式、太陽光発電システム機器、太陽光発電設備、太陽光発電設備（モジュール他）、太陽光発電設備一式、太陽光発電パネル、太陽光発電パネル等一式、太陽光パネル、メガソーラー発電設備をいう。

ア. 在庫・債権を担保とする場合（事例図）



イ. 機械設備等を担保とする場合（事例図）



<ご回答の際の注意点>

- ・信用保証協会のABL保証による保証を受けた融資やシンジケートローン（他行との協調融資）を含みます。ただし、「プロパー案件」（ABL保証を利用しない案件）や「シンジケートローン」の欄がある場合は、全体の内数として、それらの件数・実行額をご記入ください。また、シンジケートローンの実行額は、貴行（社・庫）の融資額分（テイク額）をご回答ください。
- ・リース会社等の保証人が担保権者になり、貸し手が直接の担保権者にならないスキームの融資は除きます。
- ・極度額を設定し、期中に一つの極度枠内で融資を複数回実行した場合は、件数・金額とも実行した総数（総額）をご回答ください。債権残高は実行額の残高をご回答ください。また1件の融資に動産担保と不動産担保を複数設定している場合は、融資全体の数字をご回答してください。

## 1. ABLの融資実績

Q1. これまでに、ABLの実績はありますか。

[1つを選択]

1	令和元年度以前から融資実績がある	→Q2へお進みください
2	令和2年度中に初めて融資を実施した	→Q2へお進みください
3	これまでに融資実績はない	→「2. ABLの実施方針・体制」(Q12)へお進みください

<実績計数>

Q1で「1. 令和元年度以前から融資実績がある」、「2. 令和2年度中に初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

Q2. 令和2年度中に新規に実施したABLの融資件数と融資実行額(極度額ではない)を以下の項目ごとにお答えください。

[融資を実施した項目に件数・実行額を記入]

		令和2年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)		ABLのうち、プロパー案件 (ABL保証なし)		ABLのうち、 シンジケートローン(貴行(社・庫)の融資額分)	
		実行 件数	実行額	実行 件数	実行額	実行 件数	実行額
A. ABL (合計)		件	百万円	件	百万円	件	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	C. 機械設備のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	D. 債権のみを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	件	百万円	件	百万円	件	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 3. 令和3年3月末時点のABLの融資残高を以下の項目ごとにお答えください。

[融資残高がある項目に金額を記入]

		令和3年3月末時点		
		ABLの融資残高 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)	ABLのうち、 プロパー案件 (ABL保証なし)	ABLのうち、シンジケートローン（貴行（社・庫）の融資額分）
A. ABL（合計）		百万円	百万円	百万円
(内訳)	B. 棚卸資産のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	C. 機械設備のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	D. 債権のみを担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	E. 棚卸資産と機械設備の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	F. 棚卸資産と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	G. 機械設備と債権の両方を担保とした融資	百万円	百万円	百万円
	H. 棚卸資産と機械設備と債権のすべてを担保とした融資	百万円	百万円	百万円

(注) A = (B + C + D + E + F + G + Hの合計) になります。

Q 4. 令和2年度中に実施したABLについて、下記の対象業種（次ページ参照）ごとの融資件数をお答えください。

[対象業種ごとに件数を記入]

業種		令和2年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	建設業	件
2	製造業	件
3	情報通信業	件
4	運輸業	件
5	卸売業	件
6	小売業	件
7	サービス業	件
8	農業・林業	件
9	漁業	件
10	医療業	件
11	福祉業	件
12	不動産業	件
13	物品賃貸業	件
14	その他	件

(注) 対象業種は次頁のとおり日本標準産業分類に対応する。

<参考>日本標準産業分類

本調査の業種分類	日本標準産業分類	
	大分類	中分類
建設業	建設業	
製造業	製造業	
情報通信業	情報通信業	
運輸業	運輸業/郵便業	
卸売業	卸売業/小売業	各種の卸売業
小売業	卸売業/小売業	各種の小売業
サービス業	学術研究/専門・技術サービス業、宿泊業/飲食サービス業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、教育/学習支援業、生活関連サービス業/娯楽業	
農業・林業	農業/林業	
漁業	漁業	
医療業	医療/福祉	医療業、保健衛生
福祉業	医療/福祉	社会保険・社会福祉・介護事業
不動産業	不動産業/物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
物品賃貸業	不動産業/物品賃貸業	物品賃貸業
その他	鉱業/採石業/砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業公務（他に分類されるものを除く）、金融業/保険業、分類不能の産業	

Q 5. 令和2年度中に実施したABLについて、融資先の企業区分ごとの融資件数をお答えください。

[企業区分ごとに件数を記入]

企業区分		令和2年度中のABL全体 (ABL保証付き及びシンジケートローンを含む)
1	法定中小企業（注）	件
2	中堅企業（1.および3.に当てはまらないもの）	件
3	大企業（資本金10億円以上）	件

（注）法定中小企業とは、業種別に以下の資本金に関する要件、または（常時雇用）従業員に関する要件のいずれかを満たすものをいいます。

- 小売業 …… 資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業 …… 資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- 卸売業 …… 資本金1億円以下または従業員100人以下
- その他の業種 …… 資本金3億円以下または従業員300人以下

Q 6. 令和2年度中に実施したABLについて、対象の種類ごとの融資件数と融資実行額、代表的な担保目的物をお答えください（1つの案件について複数の項目が重複する場合は、それぞれの項目に回答してください）。

[融資対象の種類ごとに件数・実行額及び代表的な品名を記入]

		担保の種類		件数	実行額	代表的な担保目的物
動 産	設備	1	工作機械、建設機械	件	百万円	
		2	業務用車両	件	百万円	
		3	太陽光発電設備	件	百万円	
		4	その他設備	件	百万円	
	機器	5	厨房機器	件	百万円	
		6	医療機器	件	百万円	
		7	OA機器、什器等	件	百万円	
		8	その他の機器	件	百万円	
	原材料	9	鉄、非鉄、貴金属	件	百万円	
		10	天然素材 (羊毛、繭、羽毛等)	件	百万円	
		11	家畜(肉用牛、豚等)	件	百万円	
		12	家畜(生産用)	件	百万円	
		13	冷凍水産物 (マグロ、エビ等)	件	百万円	
		14	その他の原材料	件	百万円	
	仕掛品	15	—	件	百万円	
	製品	16	衣料品	件	百万円	
		17	ブランド品(時計、バック、化粧品等)	件	百万円	
		18	酒類 (清酒、ワイン等)	件	百万円	
		19	食品(冷凍食品、加工食品等)	件	百万円	
		20	家電	件	百万円	
		21	D I Y用品	件	百万円	
		22	自動車	件	百万円	
		23	その他の製品	件	百万円	
債 権		24	売掛債権	件	百万円	
	25	売電債権	件	百万円		
	26	介護報酬債権	件	百万円		
	27	診療報酬請求債権	件	百万円		
	28	工事請負代金債権	件	百万円		
	29	電子記録債権	件	百万円		
	30	リース債権/割賦債権	件	百万円		
	31	その他の債権	件	百万円		

Q 7. 令和2年度中に実施したABLについて、対象とした担保の特定方式ごとの融資件数と融資実行額を動産、債権それぞれお答えください。

Q 7-1. 動産担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定動産	件	百万円
2	流動集合動産	件	百万円

Q 7-2. 債権担保について

[特定方式ごとに件数・実行額を記入]

担保の特定方式		件数	実行額
1	特定債権	件	百万円
2	集合債権	件	百万円

Q 8. 令和2年度中に実施したABLについて融資期間ごとの件数と融資実行額をお答えください。

[融資期間ごとに件数・実行額を記入]

融資期間		件数	実行額
1	1年未満	件	百万円
2	1年以上5年未満	件	百万円
3	5年以上10年未満	件	百万円
4	10年以上	件	百万円

<融資先の傾向>

Q 9. これまでABLを実施した取引先企業の信用状況について、債務者区分をお答えください。

金融機関の方は、資産査定もしくはそれに対応する内部格付を踏まえてお答えください。

その他の貸し手の方は、金融機関との対比で自社が設定している基準に基づいてお答えください。

[1つを選択]

1	債務者区分でおおむね正常先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
2	債務者区分でおおむね要注意先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
3	債務者区分でおおむね破綻懸念先に相当する企業が多い	⇒Q 1 0へお進みください
4	その他（具体的に： )	⇒Q 1 1へお進みください

Q 1 0. Q 9で選択肢1~3を選択した方にお尋ねします。

これまでABLを実施した取引先企業のABL実施時点における、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について、以下から該当するものをお答えください。また、「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地について十分・不十分と考える根拠についてもお答えください。

[1つを選択]

1	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が十分だった企業の方が多い 根拠 ( )
2	ABL以外の「従来型の担保・保証・信用による貸付」の余地が不十分だった企業の方が多い 根拠 ( )
3	(事例数としては) ほぼ同数程度

Q 1 1. これまでにABLを実施した主な取引先企業のイメージをお答えください。

[複数回答]

1	創業期にある企業（設立後間もなく、事業が軌道に乗る前段階）
2	発展期にある企業（売上高が拡大し、設備投資のニーズが高まる段階）
3	成熟期にある企業（売上高が安定し、設備・資産・資金が充実している段階）
4	衰退期にある企業（業績が悪化し、コスト削減や遊休資産の売却を迫られる段階）
5	再生期にある企業（事業再編や事業買収、資産整理などを検討する段階）

## 2. ABLの実施方針・体制

以下の設問については、融資実績の有無に関わらず、皆様お答えください。（Q 1 5まで）

Q 1 2. ABLの実施方針についてお答えください。

融資実績がない場合は今後取り組む場合を想定してご回答ください。

[1つを選択]

1	対象動産・債権が一般担保となる場合に組み込む
2	一般担保とならなくても取り組むが、原則、対抗要件を具備した担保設定を行う
3	担保設定はするが対抗要件具備は原則行わず、コベナントの設定により対応する
4	担保設定はするが対抗要件具備、コベナントの設定は原則行わず、在庫や売掛金の増減などのモニタリングを重視して対応する

Q 1 3. 今後のABLの実施方針についてお答えください。

[1つを選択]

・ABLの実績がある方はこちらからご選択ください。

1	動産・債権ABLの取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
2	動産ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
3	債権ABLのみ取り組みを強化する	→Q 1 4へお進みください
4	現状を維持する	→Q 1 4へお進みください
5	動産・債権ABLの取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
6	動産ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください
7	債権ABLのみ取り組みを縮小する	→Q 1 5へお進みください

・ABLの実績がない方はこちらからご選択ください。

8	動産・債権ABLに取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
9	動産ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
10	債権ABLのみ取り組む予定である	→Q 1 4へお進みください
11	ABLの取り組みを予定していない	→Q 1 5へお進みください

Q14. Q13で選択肢1~4、8~10を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先の取引状況をモニタリングできるから
2	信用力の低い取引先への取引拡充ができるから
3	融資枠を事業の状況に合わせて機動的に調整できるから
4	担保種類を増やし担保の集中リスクを緩和できるから
5	保全により損失を軽減できるから
6	取引先を囲い込むことができるから
7	取引先のニーズにあった融資スキームだから
8	取引先にABLで融資を受けたいという要望があるから
9	ABL市場が拡大しているから
10	地域の産業・企業育成の観点で有用な手段だから
11	その他（具体的に： _____）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q27以降）へお進みください。ABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q16以降）へお進みください。

Q15. Q13で選択肢5~7、11を選択した方へお尋ねします。

そのような方針を今後とる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	ABLの融資の対象となりうる取引先を見つけることが困難だから
2	取引先が実施したことがないから
3	評価の為にコストがかかりすぎるから
4	客観的・合理的な評価を得ることが困難だから
5	譲渡担保と競合する権利関係が不透明だから
6	登記や契約の手続きが面倒だから
7	担保物件のモニタリングに手間がかかるから
8	社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから
9	ABLの推進に当たり、人員を割く余裕がないから
10	取引先のガバナンス能力が不安だから
11	担保物件を処分する際に取引先の協力が得られるか不安だから
12	処分ルートが確保できないから
13	担保物件が散逸してしまうリスクが大きいから
14	担保物件を換価する場合のリーガルリスクが不安だから
15	ABLについて参考となる情報が少ないから
16	ABL市場が小さいから
17	社内規定上、取り組みが困難であるから
18	その他（具体的に： _____）

これまでABLの融資実績がない場合は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について」（Q27以降）へお進みください。ABLの融資実績がある場合は、「3. ABLの推進に向けた取り組み」（Q16以降）へお進みください。

### 3. ABLの推進に向けた取り組み

Q1で選択肢「1. 融資実績がある」、「2. 初めて融資を実施した」を選択した方へお尋ねします。

※「3. これまでに融資実績はない」を選択された方は、「4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について（Q27）」にお進みください。

#### <推進における課題>

Q16. 貴行（庫、社）ではABL案件発掘時にどのような点が課題だと考えていますか。

[複数回答]

1	物件の担保としての適性について判断ができないこと
2	売掛金・買掛金のサイト等、融資対象先の商流が確認できないこと
3	ABLの融資対象先企業を絞り込めていないこと
4	ABLに対する企業の認知度が低いこと
5	取引先の在庫などの資産の管理状態について把握ができていないこと
6	単独でABLに取り組むのはリスクが大きいこと
7	ABLを推進する体制を構築できていないこと
8	ABL実施の手続き方法が貴行（庫、社）内で定まっていないこと
9	支店の担当者が理解できないこと
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

Q17. 担保価値評価時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な評価の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）内で評価を内製化できる体制・ノウハウが確立されていないこと
3	外部評価会社ごとに評価に関する考え方（現在価値、処分価値等）に違いがあること
4	外部評価会社の評価業務に要する時間がかかりすぎること
5	外部評価会社の評価結果について、評価の前提条件や判断過程の当否が判断できないこと
6	外部評価会社の評価費用が高いこと
7	外部評価会社の評価額と実際の処分価値との間に大きな乖離が生じること
8	その他（具体的に： _____）
9	特になし

Q18. 担保設定時の課題についてお答えください。

[複数回答]

1	債権に譲渡禁止特約が付いていることが多く、これを解除できないこと
2	債権に抗弁が付いていることが多く、担保取得できないこと
3	後順位譲渡担保権の取扱いが不明確であること
4	譲渡担保権者に、動産の保有者としての法的責任が及ぶ可能性があること
5	動産譲渡登記を具備しても、先に占有改定を受けた譲受人に優先しないこと
6	対象動産について、前執務日段階で登記がされていないことしか把握できないこと
7	実態に即して登記事項を変更すること（変更登記等）ができないこと
8	譲渡担保権放棄後の残存物件に対して、管理責任が問われる可能性があること
9	譲渡登記が信用不安の風評被害を起こす懸念があること
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

Q19. 貴行の現状を踏まえて、ABLによる動産・債権担保を一般担保として取り扱うに当たっての課題として、解決困難なものをお答えください。

[複数回答] ※1～5は動産担保、6～9は債権担保に関する課題

1	動産の対抗要件を適切に具備すること
2	動産の数量および品質等を継続的にモニタリングすること
3	客観性・合理性のある方法による動産の評価を実際に実施（外部から取得）すること
4	動産につき適切な換価手段を確保すること
5	動産の性質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと
6	債権の対抗要件を適切に具備すること
7	債権に関し、第三債務者の信用力判断に必要となる情報を随時入手できる状態にすること
8	債権に関し、第三債務者の財務状況に関する継続的なモニタリングを実施すること
9	債権に関し、貸倒率を合理的に算定すること
10	その他（具体的に： _____）
11	特になし

Q20. ABLの管理・モニタリングに関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	業界で一般的な管理の手法・プロセスが確立されていないこと
2	貴行（庫、社）の体制・ノウハウが確立されていないこと
3	管理業務に時間・手間がかかりすぎる
4	貴行（庫、社）の担保資産の管理システムの改修が必要であること
5	モニタリングの業務負荷が大きいこと
6	外部モニタリング会社との連携がうまくいかないこと
7	外部モニタリング会社への依頼費用が高いこと
8	外部モニタリング会社を活用したいが、問い合わせ先がわからないこと
9	その他（具体的に： _____）
10	特になし

Q 2 1. 担保物件の換価処分に関する課題についてお答えください。

[複数回答]

1	取引先による処分先の紹介や処分への協力が不十分であること
2	取引先が勝手に処分をしてしまう可能性が高く、事前に止めることが困難であること
3	処分業務のプロセスが確立されていないこと
4	適切な処分業者を見つけるのが困難であること
5	処分に時間を要すること
6	処分価額が評価額に比べて低すぎる
7	処分に要するコストが大きいこと
8	優越的地位の乱用などで貴行（庫、社）の評判が悪化しかねないこと
9	換価処分により取引先の風評悪化を招いたり、破綻の引き金となる恐れがあること
10	シンジケートローンを組成する場合に、参加金融機関間で利害が衝突しやすいこと
11	その他（具体的に： _____）
12	特になし

Q 2 2. 平成29年5月に成立し、令和2年4月に施行された改正民法では、中小企業の資金調達の円滑化等の観点から、譲渡制限特約付き債権の譲渡を原則として有効としました。民法改正を踏まえての、譲渡制限特約付き債権を担保としたABLの取組み方針について、お答えください。

[1つを選択]

1	民法改正前から、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っており、方針は民法改正後も変えていない	→Q 2 4 【後順位担保権に関する考え方】へお進みください
2	民法改正前は、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後は、行うよう方針を変更	→Q 2 4 【後順位担保権に関する考え方】へお進みください
3	民法改正前は、譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行っておらず、民法改正後も方針は変わらない	→Q 2 3へお進みください

Q 2 3. Q 2 2で3を選択した方へお尋ねします。そのような方針をとる理由についてお答えください。

[複数回答]

1	譲渡制限特約付き債権を担保にABLを行うことで、当事者間の契約が解除・更新見送りされる懸念が払拭されていないから
2	契約違反の惹起についてコンプライアンス上の懸念が払拭されていないから
3	譲渡制限特約が付いていると、一般担保として評価を行うことが困難だから
4	譲渡制限特約が付いていると、担保価値が乏しいから
5	その他（具体的に： _____）

Q 2 4. ABLで譲渡担保を用いる場合の、後順位譲渡担保権に関する考え方についてお答えください。

[1つを選択]

1	既に後順位譲渡担保権を設定している
2	後順位譲渡担保権を設定するニーズはあるが、後順位譲渡担保権の取り扱いに関するルールが不明確なので設定していない
3	後順位譲渡担保権を設定するニーズを特段感じていない
4	その他（具体的に： _____ )

Q 2 5. 特定動産、集合動産、特定債権、集合債権それぞれについて、対抗要件を具備する場合には、どの方法で具備することとしているかについてお答えください（原則的な考え方をお答えください）。

[あてはまるものに○]

【動産】		ア	イ
		引渡し（占有改定含む）	譲渡登記
1	特定動産	1	1
2	集合動産	2	2

【債権】		ア	イ
		通知・承諾	譲渡登記
3	特定債権	3	3
4	集合債権	4	4

Q 2 6. 譲渡登記制度の課題と考えられる点についてお答えください。

[複数回答]

1	自然人を対象としたものについて登記ができない
2	場所の変更登記ができない
3	商号変更や合併等の場合の変更登記ができない
4	記載内容が固定的である（例えば、「在庫のうち、ロット番号が小さいものから 50 個」、「本店所在地の在庫」といった記載で動産を特定することができない等）
5	登記事項証明書の即日発行ができない
6	オンライン申請の利便性が悪く、現実にはオンライン申請を利用できるケースが限られている
7	その他（具体的に： _____ )

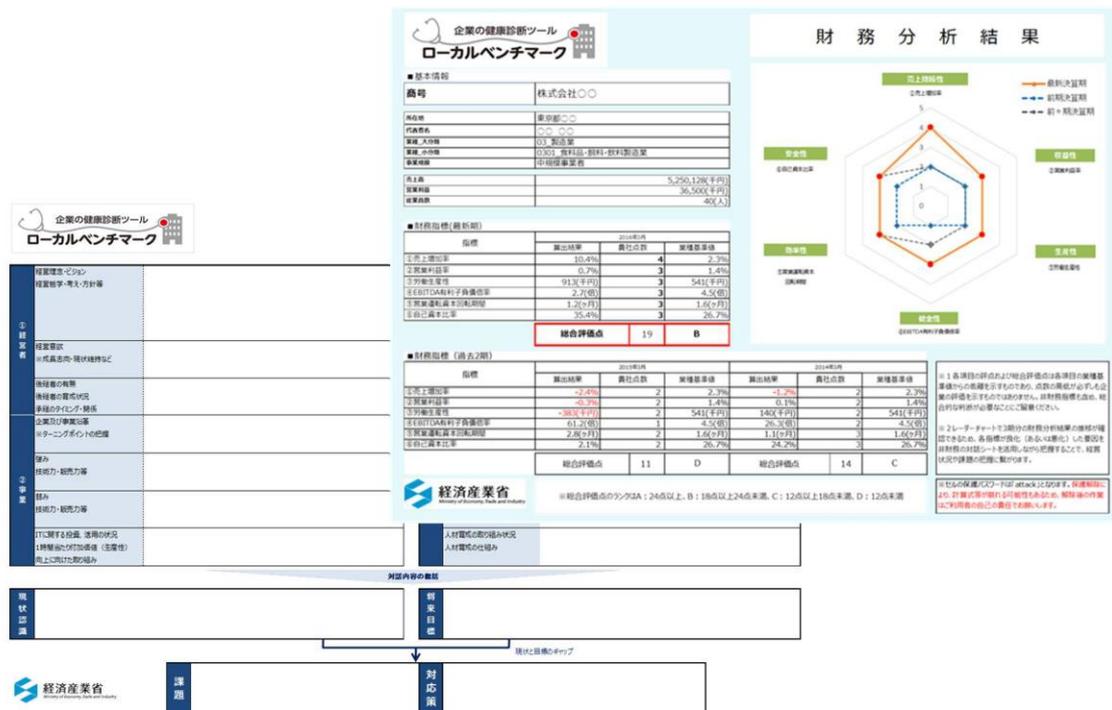
#### 4. ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）について

##### <ローカルベンチマークとは？>

平成28年3月4日、経済産業省は「ローカルベンチマーク」を策定しました。

ローカルベンチマークは、「企業の健康診断ツール」として、企業経営者や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されます。具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。

- (※1) 6つの指標：①売上増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債比率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）
- (※2) 4つの視点：①経営者への着目、②事業への着目、③関係者への着目、④内部管理体制への着目



[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

Q 27. 「ローカルベンチマーク」の認知度についてお答えください。

[1つを選択]

1	内容をよく知っている	→Q 28へお進みください
2	聞いたことがある	→Q 28へお進みください
3	「ローカルベンチマーク」という言葉自体初めて聞く	→Q 48へお進みください

Q28. ローカルベンチマークに関する情報の中で、ご覧になられた内容についてお聞かせください。

[複数回答]

1	経済産業省ローカルベンチマークホームページ
2	ローカルベンチマークツール (Excelファイル)
3	ローカルベンチマークガイドブック (企業編または支援機関編)
4	ローカルベンチマーク紹介動画 (YouTube)
5	知的資産経営紹介動画
6	ミラサポ plus の活動レポート (ローカルベンチマーク) ページ
7	ローカルベンチマーク紹介チラシ (企業編または支援機関編)

Q29. Q27で1、2を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行(庫、社)の業務として活用していますか(あるいは活用を検討していますか)。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始(予定)時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	財務シート・非財務シートの双方を活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q30へお進みください
2	財務シートのみ活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q30へお進みください
3	非財務シートのみ活用している (活用開始: 年 月、総活用件数 件)	→Q30へお進みください
4	活用を検討している(活用開始予定: 年 月)	→Q30へお進みください
5	活用しない(活用を予定していない)	→Q41へお進みください

Q30. Q29で1~4を選択した方へお尋ねします。支援業務において、ローカルベンチマークを利活用している(あるいは利活用を検討している)職員のおおよその割合をお答えください。  
(注: 事業性評価のスキームにローカルベンチマークが組み込まれている場合は、概ね共有されているとご回答ください。)

[1つを選択]

1	概ね利活用している(職員のうち概ね2/3以上)
2	ある程度利活用している(職員のうち概ね半分程度)
3	あまり利活用していない(職員のうち概ね1/3以下)
4	わからない
5	その他(具体的に: )

Q 3 1. Q 2 9で1~4を選択した方へお尋ねします。具体的にどのような目的・手段により活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[複数回答]

1	企業との対話のツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
2	事業性評価の入口として活用している（あるいは活用を検討している）
3	企業の評価ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
4	融資や投資判断の稟議書の添付資料として活用している（あるいは活用を検討している）
5	職員の教育ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
6	訪問管理ツールとして活用している（あるいは活用を検討している）
7	企業への各種施策等の情報提供の一つとして活用している（あるいは活用を検討している）
8	企業の企業価値向上や生産性向上支援のきっかけとして活用している（あるいは活用を検討している）
9	業績評価項目の一部に組み入れている（あるいは組み入れを検討している）
10	その他（具体的に： _____）

Q 3 2. Q 2 9で1~4を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークの活用パート（あるいは活用を検討しているパート）についてお聞かせください。

[複数回答]

1	商流
2	業務フロー
3	4つの視点（現状把握・将来目標・課題・対応策含む）
4	財務分析

Q 3 3. Q 2 9で1~4を選択した方へお尋ねします。Q 3 1で回答した目的において、どのような形でローカルベンチマークを活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。

[単一回答]

1	ローカルベンチマークをカスタマイズして活用（を検討）している
2	ローカルベンチマークをそのまま活用（を検討）している
3	その他（具体的に： _____）

Q 3 4. Q 3 3で1を選択した方へお尋ねします。具体的にどのようなカスタマイズを行っていますか。

[自由回答]

Q 3 5. Q 2 9で1~4を選択した方へお尋ねします。数ある経営支援や事業理解のためのツールのなかでローカルベンチマークを選んだ理由（検討している理由）をお聞かせください。

[自由回答]

Q36. Q29で1~3を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークは、貴行（庫、社）以外の支援機関（企業の顧問税理士や診断士、経営指導員等）と共有していますか。

[1つを選択]

1	概ね共有している（活用している取引先のうち概ね2/3以上）
2	ある程度共有している（活用している取引先のうち概ね半分程度）
3	あまり共有していない（活用している取引先のうち概ね1/3以下）
4	共有していない
5	その他（具体的に： _____）

Q37. Q29で1~3を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、顧客企業にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	顧客企業の事業計画の作成に繋がった
2	顧客企業の補助金申請に繋がった
3	顧客企業の資金調達が円滑になった
4	顧客企業の信用格付けを決定する際の点数アップに繋がった（信用格付けのランクアップ等）
5	顧客企業の売上向上に繋がった
6	顧客企業のビジネスマッチングに繋がった
7	顧客企業の生産性向上に繋がった
8	顧客企業における新規事業の開拓や事業構造の見直しに繋がった
9	顧客企業の円滑な事業承継に繋がった
10	顧客企業から経営者保証を徴求しない判断の一材料となった
11	その他（具体的に： _____）
12	まだわからない
13	特になし

Q38. Q29で1~3を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を活用した結果、貴行（庫、社）にとってどのような効果がみられましたか。

[複数回答]

1	融資額が増加した
2	取引先数が増加した
3	貸出金利息収入が増加した
4	役務収益が増加した
5	その他（具体的に： _____）
6	まだわからない
7	特になし

Q39. Q29で1~3を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークを活用した企業支援の事例についてお聞かせください。

[自由回答（二つまで）]

※記述に当たっての注意事項

お答えいただきました事例について、貴行（庫、社）の許可なく公開することはありません。詳細についてお伺いさせていただきたい場合は事務局よりご連絡させていただきます。

<記入例>

<b>【商号】</b> 株式会社 A 食品
<b>【業種】</b> 食料品製造業
<b>【事業内容】</b> お餅の製造
<b>【支援前の状況】</b> 創業 80 年の老舗企業。創業時から、当地域で盛んなお餅の製造を行っている。現在 3 代目で創業者、2 代目は品質重視の経営で安心安全な食品の提供を地元スーパーを中心に行っていた。10 年前から現経営者に交代しており、これまでの経営方針を踏襲しながら、既存顧客の紹介により販路を広げていた。
<b>【支援の目的・支援時の効果】</b> 商工会議所としては A 食品を地域の中核企業と位置付けており、これからどのような支援を行っていくべきかを理解するために、まずはローカルベンチマークを活用し、現状のビジネスモデルの確認や、A 食品の強み、将来目標等を把握した。経営者からは、自社が既存顧客からのリピートや紹介で運営されており、積極的な営業展開を行っていないことに今更ながらに気付いたなどの声を得られた。
<b>【支援後の経過（ロカベン取組後のサポート内容や企業の経過など）】</b> ローカルベンチマークの取り組みにより得られた内容を基に、経営革新計画の支援を行い、認定される。また、新たな商品開発に取り組み、航空会社のファーストクラスで提供される機内食として採用されるなど、自ら能動的に商品の付加価値を高める活動や自社のブランディングに結びつく活動に取り組んでいる。

<記入欄>

事 例 ①
【商号】
【業種】
【事業内容】
【支援前の状況】
【支援の目的・支援時の効果】
【支援後の経過（ローカルベンチマーク取組後のサポート内容や企業の経過など）】

事 例 ②
【商号】
【業種】
【事業内容】
【支援前の状況】
【支援の目的・支援時の効果】
【支援後の経過（ローカルベンチマーク取組後のサポート内容や企業の経過など）】

Q 4 0. Q 2 9で1~3を選択した方へお尋ねします。ローカルベンチマークを活用した企業支援について、今後取材をさせていただくことが可能かお聞かせください。(単一回答)

[単一回答]

1	取材可能
2	取材不可能
3	要相談

Q 4 1. Q 2 9で5を選択した方へお尋ねします。「ローカルベンチマーク」を貴行(庫、社)の業務として活用しない(活用を予定していない)理由をお答えください。

[複数回答]

1	ローカルベンチマークなどのツールを活用しなくても、十分に企業との対話ができているため
2	貴行(庫、社)が持っている既存のツールを活用すれば問題ないため
3	活用(試用)したが、うまく業務に落とし込むことができなかつたため
4	企業の定性面をどのように評価すればよいか良く分からないため
5	他の金融機関や支援機関でどれくらい活用されているか不明なため
6	企業における認知度が低いため
7	どのように活用すればよいか分からないため
8	そもそもローカルベンチマークについて理解が進んでいないため
9	ヒアリング能力に不安があるため
10	ローカルベンチマークシートの作成に時間がかかるため
11	その他(具体的に: )

Q 4 2. Q 2 9で5を選択した方へお尋ねします。どのような制度やツール等があれば、ローカルベンチマークを活用したいと思うかお聞かせください。

[複数回答]

1	補助金申請時の申請書類への転用
2	利子補給制度等各種制度利用時の申請書類への転用
3	財務分析シートの改良 (具体的に: )
4	非財務分析シートの改良 (具体的に: )
5	業種別ロカベンシートの提供
6	企業に対する表彰制度
7	支援機関に対する表彰制度
8	その他 (具体的に: )

Q 4 3. ローカルベンチマークの活用に関する課題についてお聞かせください。

[複数回答]

① ローカルベンチマークの活用方法に関する課題についてお聞かせ下さい。

1	使い方が難しい・フォーマットが分かりにくい
2	対話・作成すべき項目が多い
3	既存業務との関連性が分かりにくい
4	事前に用意しなくてはならないものが多い(決算書など)
5	作成後の活用方法が分かりにくい
6	活用方法に関する特段の課題はない
7	その他(具体的に: )

② ローカルベンチマークの認知度や普及に関する課題についてお聞かせ下さい。

1	支援機関側の認知度が低い
2	企業側の認知度が低い
3	取り組むインセンティブが少ない
4	企業や支援機関の活用事例が少ない
5	パンフレットなどの宣伝媒体が少ない
6	認知度や普及に関する特段の課題はない
7	その他（具体的に： _____）

③ ローカルベンチマークを活用する人材に関する課題についてお聞かせ下さい。

1	企業との対話スキルが不十分
2	財務に関する知識が不十分
3	非財務に関する知識が不十分
4	対話のために必要な業界知識が不十分
5	ローカルベンチマークについて学ぶ機会がない
6	人材に関する特段の課題はない
7	その他（具体的に： _____）

Q 4 4. ローカルベンチマークの活用やヒアリング手法に関するセミナーがあれば参加したいですか。

[1つを選択]

1	参加したい
2	内容によっては参加したい
3	参加したくない

Q 4 5. どのような施策との連携が見込めれば、ローカルベンチマークの活用が推進され则认为ますか。

[自由記述]

Q 4 6. 貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」を作成し、貴行（庫、社）の業務の中で活用していますか（あるいは活用を検討していますか）。活用している場合は、可能な範囲で、活用開始（予定）時期、活用件数を教えてください。

[1つを選択]

1	活用している（活用開始： 年 月、総活用件数 件）	→Q 4 7へお進みください
2	活用を検討している（活用開始予定： 年 月）	→Q 4 8へお進みください
3	活用しない(活用を予定していない)	→Q 4 8へお進みください

Q 4 7. Q 4 6で1を選択した方へお尋ねします。貴行（庫、社）独自の「事業性評価シート」は企業との対話の際に提示していますか。

[1つを選択]

1	企業に提示している
2	企業には提示していない
3	企業に提示する場合と提示しない場合がある（具体的に： _____）
4	事業性評価シートとは別で、独自の対話用ツールを作成し、企業に提示している
5	その他（具体的に： _____）

Q 4 8. 地域企業を支援する際に活用している公的なツール等についてご回答ください。

[複数回答]

1	DX 推進ガイドライン・評価指標（経済産業省）
2	人材確保支援ツール（経済産業省）
3	経営計画つくるくん（中小企業基盤整備機構）
4	経営自己診断システム（中小企業基盤整備機構）
5	中小企業経営診断システムサービス（略称 McSS）（CRD 協会）
6	事業価値を高める経営レポート（中小企業基盤整備機構）
7	経営デザインシート（内閣府）
8	公的ツールは活用していない
9	その他（ _____ ）

Q 4 9. ローカルベンチマークについて何かご意見等ございましたら、ご記載ください。

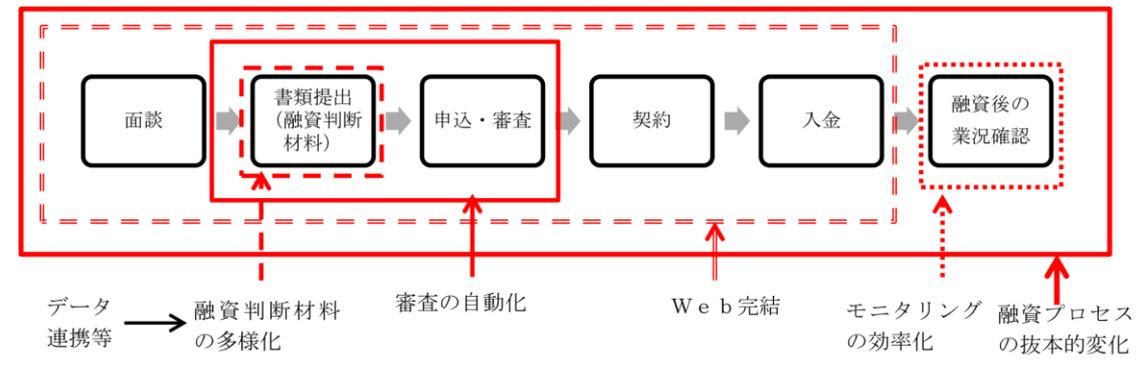
[自由回答]

## 5. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用

FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお尋ねします。

### 法人融資プロセスにおけるFinTech（フィンテック）の活用 概念整理

本調査における「法人融資プロセスにおけるFinTechの活用」のイメージは以下の通りです。



Q50. FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みについてお答えください。

[1つを選択]

1	既に取り組んでいる（本格実施）	→Q51へお進みください
2	既に取り組んでいる（実証実験段階）	→Q51へお進みください
3	検討したことがあるが、今のところ取り組む予定はない	→Q53へお進みください
4	検討している	→Q51へお進みください
5	検討したことがないが、今後検討したい	→Q54へお進みください
6	検討したことがなく、今後も検討したいと思わない	→Q55へお進みください

Q51. Q50で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用に向けた取組みはどのような体制で実施（検討）しているかお答えください。

[1つを選択]

1	貴行（庫、社）単独で取り組んでいる（あるいは検討中である）
2	他の金融機関と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（金融機関名：_____）
3	非金融事業者と連携して取り組んでいる（あるいは検討中である）（企業名：_____）
4	その他（具体的に：_____）

Q52. Q50で1、2、4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）を活用して得られる様々なデータについて、融資・審査への活用（検討）状況をお答えください。

[あてはまるものに○]

		ア	イ	ウ
		融資・審査 へ活用して いる	融資・審査 への活用を 検討中	融資・審査 へ活用して いない
1	貴行（庫、社）の取引データ（口座・為替）	1	1	1
2	他行（庫、社）の取引データ	2	2	2
3	貴行（庫、社）発行の法人クレジットカード等キャッシュレス取引データ	3	3	3
4	クラウド会計データ（サービス名：_____）	4	4	4
5	他事業者（_____）のキャッシュレス取引データ	5	5	5
6	ECサイト（_____）での受注・売上データ	6	6	6
7	EDI等の受発注情報	7	7	7
8	在庫等のIoTデータ（_____）	8	8	8
9	格付会社、調査会社等による属性データ	9	9	9
10	SNSのデータ・インターネットの検索情報（企業・代表者等）	10	10	10
11	その他（具体的に：_____）	11	11	11

Q53. Q50で1~4を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用における課題についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	企業のEDIへの取組が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
2	企業のクラウド会計の導入が進んでいないため、得られるデータの量が十分でない
3	1、2以外の理由で、得られるデータの量が十分でない （具体的に：_____）
4	得られるデータの範囲が十分でない（倒産確率との相関がとれないなど）
5	得られるデータの正確性に不安がある
6	貴行（庫、社）の体制が確立されていない
7	顧客のニーズが限定的である
8	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
9	スキルを持った人材が不足している
10	企業から紙ベースでの提出書類が残っている
11	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
12	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
13	内部の理解・承認が得にくい
14	事務面で時間、手間がかかりすぎる
15	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
16	費用対効果が見込めない
17	債権回収が困難である
18	十分なセキュリティの対策が困難である（認証等）
19	規制面でのネックがある（具体的に：_____）
20	得られるデータのスコアリングモデルへの反映が困難である
21	その他（具体的に：_____）

Q 5 4. Q 5 0で1~5を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用で期待する効果についてお答えください。（上位3つまで）

[複数回答・3つまで]

1	融資判断の精緻化
2	融資に至る時間の短縮
3	融資後の業況確認の精緻化
4	融資後の業況確認の効率化
5	融資取引の新規顧客開拓（小規模案件）
6	融資取引の新規顧客開拓（無担保、無保証案件）
7	既存の融資先に対する追加融資
8	事業性評価への活用
9	貸出金利回りの改善
10	役務収益の増加
11	その他（具体的に： _____）

Q 5 5. Q 5 0で5、6を選択した方へお尋ねします。FinTech（フィンテック）の融資・審査への活用を検討していない理由についてお答えください。（上位5つまで）

[複数回答・5つまで]

1	FinTech（フィンテック）についてよく知らない、何ができるかわからない
2	システム会社やFinTech企業等からの引き合いがない
3	前例がない
4	顧客から必要なデータを得られない（クラウド会計の導入が進んでいないなど）
5	他の金融機関で取り組んでいない
6	顧客のニーズを感じられない
7	分析のためのデータ整備のノウハウが不足している
8	スキルを持った人材が不足している
9	企業から紙ベースでの提出書類を削減できない
10	業界で一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
11	顧客との直接のコミュニケーションの減少が懸念される
12	内部の理解・承認が得にくい
13	事務面で時間、手間がかかりすぎる
14	貴行（庫、社）内で既存事業との競合が生じる
15	費用対効果が見込めない
16	債権回収に関して不安がある
17	十分なセキュリティの対策が不安である（認証等）
18	規制面でのネックがある（具体的に： _____）
19	得られるデータのスコアリングモデルへの反映に不安がある
20	その他（具体的に： _____）

## 6. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供について

ポストコロナ社会における非接触型サービスの展開に向けた取組みについてお尋ねします。

Q 5 6. 新型コロナウイルス感染拡大への対応として、貴行（庫、社）が重視したポイントは何ですか。

[複数回答]

1	条件変更・新規融資等の対応
2	書面や手続等の省略・簡素化
3	案件の進捗管理やタイムリーな情報共有などの体制構築
4	マッチング等を通じた事業者の本業支援
5	支援機関・士業・自治体等の他機関との連携
6	その他（具体的に： _____）
7	具体的な変化はない

Q 5 7. 新型コロナウイルス感染拡大による、貴行（庫、社）と顧客との対応の変化をお答えください。個人向け、法人向けで対応が異なる場合は各回答欄の（個人・法人）に○をつけてください。

[複数回答]

1	店舗への来店が減少し、郵送や電話による対応が増えた（個人・法人）
2	支払・入金方法について、インターネットバンキングによる振り込みが増えた（個人・法人）
3	支払・入金方法について、手形・小切手・現金による振り込みが減った（個人・法人）
4	顧客との面談が Skype や Teams などのオンライン方式になった（個人・法人）
5	その他（個人・法人）（具体的に： _____）
6	具体的な変化はない

Q 5 8. 新型コロナウイルス感染拡大による、貴行（庫、社）における業務の変化をお答えください。

[複数回答]

1	顧客の来店に際して予約制度を導入した
2	預金窓口業務を簡素化した
3	顧客企業への訪問回数を減らした
4	内部会議にオンライン会議を導入した
5	持ち帰りが可能な電子端末を導入し、従業員の在宅勤務を推奨した
6	その他（具体的に： _____）
7	具体的な変化はない

Q 5 9. ポストコロナ社会に向けた非接触型サービスの提供や、貴行（庫、社）における業務プロセスの見直しはありますか。

[複数回答]

1	新型コロナウイルス感染拡大前から非接触型サービスを提供している
2	新型コロナウイルス感染拡大前から貴行（庫、社）内における業務プロセスを見直している
3	新型コロナウイルス感染拡大を受けて非接触型サービス提供を開始した
4	新型コロナウイルス感染拡大を受けて貴行（庫、社）内における業務プロセスを見直した
5	非接触型サービスを提供していない
6	貴行（庫、社）内における業務プロセスの見直しを行っていない
7	その他（具体的に： _____）

Q 6 0. Q 5 9 で 1~4 を選択した方へお尋ねします。具体的な非接触型サービスをお答えください

[複数回答]

1	融資審査のための面談をオンライン方式にした
2	融資契約手続きを郵送・電話・オンライン等の非接触型手段で実施するようにした
3	顧客に ATM やインターネットバンキング、アプリケーションの利用を促進した
4	口座開設・振込手続き等のために新しいアプリケーションを開発、あるいは従前のものを改修した
5	その他（具体的に： _____ ）

Q 6 1. Q 5 9 で 5、6 を選択した方へお尋ねします。実施していない理由をお答えください。

[複数回答]

1	前例がない
2	顧客のニーズを感じられない
3	非接触型サービスに何を導入すればよいかわからない
4	内部の理解・承認が得にくい
5	費用対効果が見込めない
6	十分なセキュリティ対策が不安である
7	業界での一般的な管理手法・プロセスが確立されていない
8	その他（具体的に： _____ ）

Q 6 2. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、デジタル化や DX、キャッシュレス・Fintech 等への関心や取り組みは向上しましたか。またはそれらサービスとの連携は深まりましたか。

[複数回答]

1	貴行（庫、社）におけるデジタル化等への関心が高まった
2	キャッシュレスや Fintech 等のサービスとの連携を検討し始めた
3	従前から連携しているサービスとの関係が深まった
4	従前から連携しているサービスに加え、新しいサービス等との連携を検討し始めた
5	従前から連携しているサービスに加え、新しいサービス等との連携を開始した
6	その他（具体的に： _____ ）
7	特に変化はない

## 7. インターネットバンキングの普及・推進状況

貴行（庫、社）におけるインターネットバンキングの普及・推進状況について伺います。

Q 6 3. 貴行（庫、社）の法人顧客（個人事業主含む）におけるインターネットバンキングの利用状況についてお答えください。

インターネットバンキング 契約顧客数（個人事業主含む） （F B 除く）・・・①	（社）	インターネットバンキング 契約顧客数（個人事業主含む） （F B 含む）・・・②	（社）
法人顧客数 （休眠口座除く、個人事業主含む）・・・③		（社）	
法人顧客における インターネットバンキング契約率 （F B 除く）・・・①÷③	（%）	法人顧客における インターネットバンキング契約率 （F B 含む）・・・②÷③	（%）

（注1）本調査での定義は以下の通りです。

- ・エレクトロニックバンキング（E B）……金融機関と顧客を接続するデータ通信サービス。利用回線によって「ファームバンキング」と「インターネットバンキング」に区別される。
- ・インターネットバンキング（I B）……インターネット回線を利用したデータ通信サービス。
- ・ファームバンキング（F B）……インターネット以外の回線（電話回線等）を利用したデータ通信サービス。

（注2）インターネットバンキング契約率＝インターネットバンキング契約顧客数／法人顧客数（休眠口座除く、個人事業主含む）

Q 6 4. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの利用推進策についてお答えください。

〔複数回答〕

1	決済手数料の優遇
2	基本料金の引き下げ
3	付随サービスの充実（具体的に：_____）
4	営業推進体制の強化（具体的に：_____）
5	貸出条件（金利、担保、期間、保証人、貸出枠等）の優遇
6	その他（具体的に：_____）
7	インターネットバンキングの利用推進は行っていない
8	インターネットバンキングのサービス提供を行っていない

Q 6 5. 貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用推進における課題についてお答えください。

[複数回答]

1	企業側にインターネットバンキングのセキュリティへの懸念がある
2	企業側のインターネットスキルが不足している
3	企業側の慣習変更に関しての障壁が高い
4	企業側のインターネットバンキングの利用メリットが小さい（取引量・回数が少ない等）
5	企業にとって、基本料金・決済手数料の負担が大き（費用対効果が悪い）
6	企業へのインターネットバンキングの導入に関する働きかけが不足している
7	企業へのサービスの提供・充実が難しい（システムの開発・維持コストがかかる等）
8	特になし
9	その他（具体的に： _____ )

Q 6 6. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、貴行（庫、社）の法人顧客におけるインターネットバンキングの普及・利用は推進されましたか。

[1つを選択]

1	インターネットバンキングの利用が増えた
2	インターネットバンキングの利用が減った
3	インターネットバンキングの利用状況に変化はない
4	その他（具体的に： _____ )

## 8. 手形小切手電子化・電子記録債権の取組について

貴行（庫、社）における手形小切手電子化・電子記録債権の取組について伺います。

- Q 6 7. 令和3年7月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」が取りまとめられました。  
同計画において「金融機関の取組事項」として整理された下記項目のうち、現在、取組に着手している項目をお答えください。

[複数回答]

1	決済に関連する手数料体系の見直し
2	でんさいの機能やメリットに係る周知強化
3	インターネットバンキングの商品性向上およびセキュリティ強化
4	中小・小規模事業者向けの新規導入 IT サポート
5	金融機関職員の教育・人材育成
6	使いやすいファクタリングサービスの提供
7	約束手形の利用を廃止する事業者に対する資金繰り支援
8	その他（具体的に： _____）

- Q 6 8. Q 6 7における取組を進めるにあたり、課題となる点をお答えください。

[自由回答]

--

- Q 6 9. 電子記録債権を普及させるための課題についてお答えください。

[複数回答]

1	インターネットバンキングの利用促進
2	利用方法や利便性の十分な告知
3	対象企業への導入支援
4	相手先企業からの承諾手続き支援
5	社員の利用方法や導入支援に関する知識強化
6	個々の電子記録債権機関の利便性向上
7	電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させること
8	公的機関への支払いに対する電子記録債権の活用
9	その他（具体的に： _____）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。